

第8回

大野郡5町2村合併協議会

公立医療施設総合検討専門委員会

会議録

第8回公立医療施設総合検討専門委員会議事録

開催日時	平成16年9月8日(水)午後6時00分 ~ 午後12時00分
開催場所	三重町大原総合体育館2F研修室
出席者	別紙
議 事	<p>議題</p> <p>(1) 前回継続事項について 公立おがた総合病院の経費説明 佐賀関病院関連記事</p> <p>(2) 清川村国保直診診療所に関して 機能、役割について 経営のあり方について</p>
議 長	公立医療施設総合検討専門委員会 委員長 土 生 洋 一

第8回公立医療施設総合検討専門委員会出席者

区分	団体名・職名	氏名	備考
医療関係者	大野郡医師会長	土生 洋一	委員長
	大野郡医師会理事	藤島 公典	
	公立おがた総合病院長	野田 健治	
	清川村国民健康保険直営診療所長	竹下 英毅	
受療関係者	大野郡老人クラブ連合会長	廣瀬 義秋	
	大野郡PTA連合会副会長(母親代表)	石川 和子	
	大野郡5町2村商工会代表(朝地町商工会長)	森 俊樹	
	大野郡自治連合会会長(三重町区長会長)	平岡 徳三	
学識経験者	大分大学医学部教授(県地域医療計画策定協議会副会長)	三角 順一	
	公認会計士	後藤 素宣	
	大野郡東部消防本部消防長	牧 公成	
行政関係者	大野郡5町2村町村長会代表(大野町長)	佐伯 和光	
	大野郡5町2村議長会代表(三重町議会議長)	生野 照雄	
	三重保健所長	安達 国良	
関係者	公立おがた総合病院事務長	三代 寿吉	
	清川村福祉保健課課長	後藤 政美	
事務局	合併協議会事務局 事務局長	赤嶺 信武	
	" 事務局次長	倉原 浩志	
	" 民生部会	内田 健児	
	" "	関谷 隆一	
	" 総務班次長	田北 厚生	
	" 総務班	首藤 英治	

赤嶺事務局長

三角先生が10分ほど遅れるということのようでありますので、始めさせていただきたいと思います。それでは、ただ今より、第8回公立医療施設総合検討専門委員会を始めたいと思います。よろしくお願ひいたします。続きまして、委員長のごあいさつをお願ひいたします。

土生委員長（大野郡医師会長）

どうも皆様、こんばんは。座ったままで失礼致しますが、お疲れのところお集まりいただきましてありがとうございます。非常にいろいろな資料を配りまして、資料もなかなか遅くなりまして、皆さんお読みになったり非常に負担を掛けていると思いますが、お疲れのことと思っておりますがよろしく。非常に大事な局面に向かっておりますので、審議のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

赤嶺事務局長

それでは続きまして、会議録署名人の指名についてであります。委員長の方から指名をよろしくお願ひします。

土生委員長（大野郡医師会長）

名簿でまだやっていただけていない方がおられまして、まず今日は藤島先生、それから後藤先生、お願ひできるでしょうか。ではよろしくお願ひしたいと思います。

赤嶺事務局長

それではさっそく議題に入りたいと思いますが、ここからは委員長の進行でよろしくお願ひいたします。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。では議題に入りたいと思います。前回決まりました、緒方町長さんの発言についての質問状とその回答について、事務局より報告をしていただきたいと思います。まず、質問状について読んでいただき、皆さんの資料の中に入っていると思いますが、一応確認のため読んでいただきます。その後、どうも文書回答でよこしたらしいですので、文書回答の内容を一応読んでいただきます。その後、皆様のご意見を聞きます。はい。

倉原事務局次長

事務局、倉原であります。では私の方から経緯をご説明します。お手元の式次第の2ページ目をお開きください。2ページ目ですが、これが土生委員長から緒方町長にあてた申入書であります。読み上げますと、「平成16年8月12日に開催された第20回大野郡5町2村合併協議会において、貴職より、専門委員会にその能力があるのかという疑問を持っている、またそのことを十分皆さん方にご認識いただき、専門委員会の対応をお願ひする等の発言があり、このことについて委員より要求書が提出され、当委員会で貴職の出席を求めることが決議されました。この発言内容は、当委員会の協議について関係自治体、および地域住民の不信を招くことが危ぐされるものであり、極めて遺憾の発言と言わざるを得ません。ついては当日の発言の趣旨説明、および不適当な発言の撤回を求めますので、次回委員会の出席等により、よろしく対応いただくよう申し入れ致します」以上です。

土生委員長（大野郡医師会長）

この文章と、それから前回、平岡委員さんから出された質問状。議事録は省きまして、質問状を付けて、緒方町の方に提出致しました。

倉原事務局次長

では引き続きまして、そのことに対する回答であります。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

その前にひとつちょっと確認させていただきたいのですが、いわゆる前回提出された平岡委員さんの要求書の中にあります、いわゆるその発言が一言一句間違いがないのかという確認をしてからその要求書を出すということがこの大前提だったわけですから、その確認を報告してほしいと思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。私は個人的に間違いがないということを確認しましたが、事務局の方からテープの確認の事項をお願いしたいと思います。

倉原事務局次長

事務局の方でテープを確認致しまして、議事録という形で委員長と照合致しましたところ、細かいところは少し言い回しは違うのですが、基本的に発言の趣旨は事実であるということを確認の上、本申入書を提出致しました。では引き続きまして、緒方町長の回答の方であります、まず考えと致しまして口頭説明というよりも、町長は自分の考えをきちんと公文書で回答することで、本日お諮りいただくことが一番適当だろうというふうに考えたという経緯を踏まえまして、お手元の式次第の2ページであります。緒方町からの公文書としての回答であります、読み上げます。「平成16年9月2日付で申し入れのありました事項について、以下の通り回答します。1、まず、私の発言が地域住民の皆様方に不信感を与えるように受け止められることは真意ではないので、専門委員会に関する発言を全面撤回します。なお、このことにつきましては、第21回大野郡5町2村合併協議会において、生野委員に陳謝したところです。2、緒方町としては、合併協議の再開に当たっての申し合わせ事項を踏まえ、職員出席・資料提出など専門委員会の運営に万全を期していただくよう全面的に協力してきており、これからも誠意を持って対応していく気持ちに変わりはありません。3、緒方町の提供した資料を活用し、粛々と協議を進めていただきたいというのが発言の趣旨でありますので、専門委員の方々には病院のあり方とともに、地域の方々が安心・安全に暮らせる場と、健康が守られるということの意味を十分に議論されるようお願いいたします」。以上です。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。これに関するご意見を伺いたいと思いますが、平岡さん、この前の質問状を出されたということなのですけれども、いかがですか。これに関するご意見は、

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

指名をいただきましたので発言を致します。私は大野郡自治会連合会の会長として、受診者を代表して出席しております、平岡であります。まずその前に、この前の委員会では、この文書にもありますが「当委員会でご貴職の出席を求めることが決議されました」と、まず書いてありますが、それに対して、この返答を受け取った時にどういう理由で出席できないのかですね。そのことを委員長としてどのように対応されたか、まずお伺いいたします。

土生委員長（大野郡医師会長）

私は原則的に出席を言っております。ただし、これに関する答えは、私はこれでよいとも悪いとも言っておりません。だから皆さんの審議で決めることだと思っています。つまりはっきりいうと、この発言に関してまず全面撤回をしていただかなければ、非常に立場として、この委員会の立場として困るということが1つです。それから、これに一応文書が出てきたので、これに対して皆さんが出席でなければいけないというか、それともこの文書で一応回答をしたということとするのかは皆さんの考えだと思って、今、お諮りをしています。私は基本的にこれでよいという考えではありません。私はあくまで出席を文書で要求していますので。ただし、相手の意思があることですから、来ないというものを首に縄を付けて引っ張ってくるわけには私にはできませんから。もしこれで皆さんがどうしても納得できないというのであれば、そのときは皆さんとまた相談するというので一応これを出しました。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

倉原事務局次長ですか、もう一回、あなたが読んで中で山中さんが公文書で返答した方が何とかというところの、その1行をもう一回はしっかり読んでもらえませんか。前段の部分。

土生委員長（大野郡医師会長）

では三代事務長さんから前段の部分を読んでいただきます。

三代氏（公立おがた総合病院事務長）

それでは私の方から読ませていただきます。この件に関しましては、口頭説明よりも自分の考えをきちんとした公文書で回答し、本日お諮りいただくことが適当と考えたと、このような内容でございます。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

それは山中さん自身の、個人の考えでありまして、なぜわれわれは委員会として出席を求めたのですから、そのように考えたのかという理由をちゃんと述べるべきでしょうね。あれだけ侮辱しているのです。だから私は人間の尊厳をここで傷付けられたということで、心から本当に腹を立てております。だからその辺のところを、いいかげんなど言っては悪いのですが、これが誠実な回答であるかどうかということは、私は非常に今、疑問に思っております。以上です。委員長、どうでしょう。

土生委員長（大野郡医師会長）

本来的なら、やはりこれは承諾を取ることはあると僕は思います。だから例えば、公務のためにどうしてもできないから、とりあえず文書回答でよいかとかというのは、確認を本来的には取るべきことだと思います。ただし、非常にこれを出した時間と返ってきた時間が遅かったので、私も再度これに対して出席をするということはちょっと難しかったというか。これは実は、私は文書を今日見ました。事務局からこの回答の文書を頂いたものは今日見ましたので、この時点で私が再出席を要求させるというのはちょっと難しいですので、この件に関して皆さんに一応諮りたいということ。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

ちょっとまだあります。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

今の発言で、今日受け取ったというのは、事務局からこの回答書を今日受け取ったのですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

見せてもらいました。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

それでは事務局に尋ねますが、今までの時間、何をやっていたのですか。納得がいくように答えてください。

倉原事務局次長

9月2日にこの申入書を渡しまして、その後は緒方町の中での検討であろうと思いますが、事務局が特に何をすることとはしておりません。以上です。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

遅いので、督促するようなこともなさらなかったわけですね。事前にこういう重要なことでこういう要求書が出ているから、回答が事前に資料として配らなければならないから、ちょっともっと早く返事を欲しいというようなことはなさらなかったのですか。

倉原事務局次長

それは特にしておりません。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

それではこれをいつまでもしても時間のロスでありますので、次に進みます。ご本人からの回答で「専門委員会に関する発言を全面撤回します」と、「なお、協議会において生野委員に陳謝したところ」と書いてありますが、この中のメンバーの中で陳謝を受けたのは生野さん1人なのですね。これはわれわれの問題だということを前の委員

会でも言いましたし。委員会として言ったのであって、私個人としての意見を山中さんに伝えたわけではないでしょう。だったら、まず自分が不適当な発言をしたのなら、まず第一に陳謝をして、しかる後にすまないけれど全面撤回をしてくださいと、こういうのが日本流の礼儀作法ですよ。まず第一に来ようとしてもなくて、そういう言葉遣いも使わないで、生野さんに陳謝したからわれわれに陳謝しなくてもよいというわけでしょうかね、この文面では、私はこの文面では納得ができません。以上です。

土生委員長（大野郡医師会長）

ほかの委員さんのご意見はどうか。はい、藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

前回の8月24日のこの専門委員会で、いわゆる出席を求めるといことで議決を採って、それは承認されたわけですよ。それは申入書の中に書いています。もうちょっといえばその中で、「次回委員会への出席等により」といことで、「等」になっていますよね。それは、文書回答もある意味では「等」の中に入るのだろうと僕なりに理解するのですが。ただその話の持っていく方を見ますと、8月24日の委員会が終わって、事務方の方で確認作業で約8日ほど、これを出しているわけですから、かかっているわけですよ。それは委員長自身は、その辺の経緯というか、8日間かかったということですけども、委員長はこの申入書を拝見したのはいつですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

1日です。

藤島委員（大野郡医師会理事）

では前日に見て2日に出したと。回答書は今日の日付になっていますから、今日来たから今日委員長に回って、ここに回ってきたというのが僕の理解なのですが。これは当然の期間経過は仕方ないかと思うのですが。ただその議決というのは、出席ということでこれは決まったわけですから。これはある意味、委員長同意による、いわゆる委員全員の総意ですから。それで議決されているわけで、やはり出席を求めるといのがまず筋だと僕は思います。ただその「出席等」ということになっているものだから、こういう文書回答になったのだろうと思うのですが。ならば次回、山中町長が出られる日程を十分調整して、この専門委員会に合わせればよいのではないですか。ですから山中町長の日程に合わせてですね。今日はもう来いと言っても無理だから、次回の専門委員会にご出席いただいてそこでまず真意を、口頭等でまず、今言った平岡さんがおっしゃったように陳謝する、しないは別にして、来ていただいてそういう形で、またそれに対する納得。平岡さんの申入書の中にはほかにもいろいろとありましたよね。いわゆる調査をしたのか、お金を掛けて。そういったことについての回答というのは今回ないわけですから。それができれば、やはりですね。できればというより必ず、次回そういった形で専門委員会の日程を、山中町長の日程と合わせて、組んで。その場で細かい、平岡さんが申入書の中に書いてある等々のことについても直接お尋ねし、お答えいただくというのが僕は一番筋だと思います。今回は皆で、ここでいっていったって、一人でもよいと言わなかったら僕はよくないと思うのです。議決する、しないのことではないと思うので。やはり前回の議決を重く受け止めて、やはりそういう形で僕は進めるべきではないかと僕個人は思います。以上です。

土生委員長（大野郡医師会長）

どうですかね。今の意見はやはりその出席が前提であるという意見ですね。はい、佐伯町長さん。どうぞ座って結構です。

佐伯委員（大野郡5町2村町村長会代表（大野町長））

この前言いましたけれども、合併協の発言は、前後の関係から何千万か掛けて経営分析をしたと、そういうふうな経営分析という点で能力がどうかということをやったので、一方的にここが能力がないということをやったのではないというふうには私は受け止めております。しかしこういうふうな形で、ここがやはりそれはということでありましたので、ここに文章でこういう形で発言を全面撤回するというので、公文書でこう書いてありますので、私はもうこれで十分ではないかというふうを考えております。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、平岡委員さん。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

前回の時に委員長は、山中さんの発言の中にわれわれを指図するような文言があったとか、どうも納得がいかないというふうにおっしゃっていましたが、今度の回答の第3項に「地域の方々が安心・安全に暮らせること、健康が守られるという意味を十分に議論されるようにお願いします」と、ここでもまた指図がましいことが書いてあるではないか。自分が礼を失した失言をしておいて、われわれになぜそんなことを。このためにわれわれはもう8回も集まっているのですよ。私はそれを強く言いたいです。

土生委員長（大野郡医師会長）

これは、私はこの文章に関して今言われていたことを。私がこの前言ったのは、委員会が素人集団というのは百歩譲っても個人見解で済むと。一番問題なのは、そこを皆さんよく考えて、この合併協で専門委員会に対する意見を受け取ってくださいと示唆したことが立場上おかしいと。これは絶対にこのままでは結論は出せないから説明してほしい、真意を説明してほしいということです。だから今言われたようにこの文章は、私は今先ほどから言っていますけれども、また言っていないけれども、この文章で十分ですかよということは一言も発言していないので、これは皆さんに意見を聞きたいということです。ですからこの文章で今言われたように、この3番目の項に関しては確かに先ほども指摘がありましたけれども、まず失言であったということは、まず確かに陳謝はしておりません。生野議長さんには陳謝をしたと書いてありますけれども、委員会に対しておわびしたいという文言は一言もありません。それはご指摘の通りです。それから最後に言われたように、緒方町の提供した資料をどうか、これは本来、こういう文書の中では気持ちは分かりますけれども、正式にはあまり入れない方がよいと思いますね。委員会に対する発言ですよ。

干渉ですよ。だからそういう意味でいえば、厳密には少しあれがありますから、私は、でも今日これを初めて見ましたので。これ以上、今の私の立場で、これはやはり皆さんの意見ですね。難しいところですから。一応皆さんの意見を聞いてから、私は最終的な判断を皆さんとしたいと思っております。ほかにご意見。何か意見を言ってください。もしいらないのであれば全員に回します。では回しましょうか。では一言ずつお願いします。藤島先生は言いましたから、では坪山先生。

坪山委員（大分県立三重病院長）

前回僕は欠席していましたが、資料を読ませていただいたのと、この今の回答と、それから申入書類と、少しやっぱりニュアンスが違っているというふうに聞いたのですけれども、申入書にやはり「出席等」という、「等」が入ったところと、その議決が出席だったというところで今もめていると思うのですね。これを「出席等」と入れなければおそらくよかったのではないかというのが1つと、発言の内容が専門委員会に対するある程度の能力の問題といわれていますから、やはり陳謝の対象はせめて委員長というのが本来かなというふうに思いますから、少し最初のこちら側の申入書とこの回答には、ずれがあるから、なかなか少し「等」を省くのか省かないのか。あくまで最初の議決通りやるのであれば、この「等」を省いたことに対しての答えと、それからもしこれが出るのであれば、個人名ではなくて専門委員会の委員長あての陳謝というのがやはりあるのではないかと、そうではないかという印象を持っておりますけれども。

野田委員（公立おがた総合病院長）

私もだいたい同じなのですけれども、「委員会への出席等による」という、この「等」という言葉は。

土生委員長（大野郡医師会長）

訂正します。こういう文章はあれですから、私は趣旨を努めて、だからちょっと。これは私が謝ります。私がつけていただいて、実は私は1日に文章を見せてくれていることで、一応持ってきてもらって出してくれということと言ったのですが、私は出席ということと言ったのですが、一応サッと目を通したのですが、この「等」に、私は、すみません。これは私も気が付きませんでした。私はあくまで出席ということを中心しました。ですからこれは今、僕も読み上げて、これ「等」が入っているけれどもちょっとまずいねという話を、今ちょっと始まる前にしましたから。私はこれは不本意で、私のちょっとチェックミスというか。「等」というのは、これだけでもよいと、いなくてもよいというふうに、今、改めて思ったのですけれども。最初見た時には「等」という言葉に気が付きませんでした。これは皆さんに私がちょっと謝っておきます。私の真意は出席です。

野田委員（公立おがた総合病院長）

しかし文章がそうになっています。それから公務員としてやはり発言というよりも公文書、ちゃんと書いた書類というのは非常に重く感じるわけですよ。そしてそのあて先が「委員長、土生洋一殿」という具合になっております。ですから委員会に対してこういう見解を示されているということで、私はこれで、この件に関してはこれでよいのではないだろうか、そういうふうに思います。

竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）

清川村診療所の竹下といいます。私も公文書というのは体裁が難しい感じにみえますが、確かに問題になっていきますように、ちょっと町長としては熱心なのか、それはわかりませんが、適切な発言ではやはりなかったもので、町長さんのためにも、やはりちょっと出席されて、そういうところをご自身で説明された方が皆さんも納得されるかと思えます。ですがこれは公文書で陳謝されているようですので、もうこれでよいのではないかと私は思います。

廣瀬委員（大野郡老人クラブ連合会長）

ただ今、おおかたに話してございますけれども、ただ、従来使われております全面撤回ということ、どの付近まで解釈してよいのかどうか。まったくなかったというように解釈してもよいのか、それから全面撤回するかなという、この付近がちょっと引っ掛かりがあると思うのです。全面撤回ということが、国と国の間、あるいは紳士協定の辺りで、どういうところまで解釈ができるのかと。要するにまったくなかったということで済まされるのかどうかというところに、ちょっとこの文言に疑問がある。

石川委員（大野郡PTA連合会副会長（母親代表））

私は今までの皆さんの意見と同じなのですが、1番のところ「全面撤回します」というところだけならば公文書としてよいかと思うのですが、この辺り「生野委員に陳謝したところ」というのがちょっと引っ掛かります。それとやはり皆さんが納得いくには、やはり謝って、公文書および本人が来てここですみませんと言うのが、ひとつの筋としてはよいかなと思います。

森委員（大野郡5町2村商工会代表（朝地町商工会長））

もちろんこの文書で十分納得できるというものではございません。言葉足らずのところもあると思えますし、また言い過ぎたところもあるというふうに思いますけれども、やはり発言を全面撤回したということ公文書で持ってきたのですから、私はもうこれで一応、けりを付けた方がよいのではないだろうかと考えております。

後藤委員（公認会計士）

私も同じような意見なのですが、確かにあのような失言をしたということに対しては不満があります。ですがこのように公文書で一応きたということはこれで、この全面撤回をしますということで十分だろうと思えます。

土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっと聞きますが、失言、言葉足らずということはよいのですがね。さっき言われたこの3項目に関しては、委員会に対する干渉ということはどうですか。

後藤委員（公認会計士）

確かに平岡さんの話の中です、文章からみると確かにそのように感じますけれどもね。どうですかね。要するにあのような、町長自体があのような発言をすること自体がやはり一生懸命だったのだらうと思うのですが、ちょっと言い過ぎたような気が致します。だから言い過ぎたのだから、その点、またあの人の性格等からみて、こういう公文書できたということで、私は十分それでよいのではないかと私は思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

僕がそれを聞いたのは、皆さんはさっき公文書だからよいと言ったのですが、公文書だから干渉したということが残るのではないですかと心配しているのです。

後藤委員（公認会計士）

そうですね。それはいえると思えますけれどもね。

土生委員長（大野郡医師会長）

要するにこれが単なる陳謝の文章であればよいのですけれども、公文書でこれが載ってきたということは、これは記録として委員会に干渉したということが残るのかなと僕もちょっと心配しているのですが。

後藤委員（公認会計士）

そうですね。ただこれが、では干渉というふうにするのか、干渉と取らないかという問題があると思うのですけれどもね。単純に素直に取った、気持ちを素直に取る、違うと取るか僕は解釈はいろいろとあると思うのですけれども、「病院のあり方としても、地域の方々が安心・安全に暮らせること、健康が守れるということの意味を十分に議論されるようにお願いします」ということ、干渉ではなく「お願いします」という意味に取ってあげたら、取ってあげるべきではないかという気は致しますけれどもね。

牧委員（大野郡東部消防本部消防長）

牧と申します。確かにこの書面だけでは不十分であると思います。皆さん方のご意見等によると。ただ私は、直接おいでいただくことに賛成を致しましたのは、その発言の真意を直接ご自身からお聞きしたいということと、さらにはおがた病院の経営者として、この会議に発言を得られる機会が、これは経営者としてもよい機会を得られたのではないかというふうな、私は気持ちでぜひおいでいただきたかったということでございます。基本的には、この書面です承したいと思います。以上です。

生野委員（大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長））

生野ですが、この委員の中では私一人に今、陳謝されたように1番の文言になっております。私としてはこの公文書でよいのではないかと考えております。またこの3項目に対しては、やはり病院をお思いの緒方町長の性格上出た言葉ではないだろうかと思っております。私としてはこの公文書で一応決着を付けるべきではないかと考えております。

安達委員（三重保健所長）

私は質問状が趣旨説明および不適切な発言の撤回を求めるといこと、出席等によりということですから、それからみてご自分の本意でないということと、発言全面撤回ということ、これを公文書で出しているということ。3の干渉ではないかということですので、仮に干渉だとしてもこの委員会に何らかの影響があるのかなと、干渉される、これを聞かれたからといって自分の考えが変わるということは全然ありませんので、これが干渉と僕は取らないと思います。気持ちはこういう形でこういう文章が出たということ、仮に干渉しているとしても、私にとっては干渉にならないと。そうだと思います。ですからこれはこの形で、私たちの質問に対して回答をもらったということで、その内容がよい悪いは別の次元でですね。今、それを言っても結論は出ないのではないかと思います。けれども、こういう形で一応回答をもらったということで、ひとつのけじめという形でよいのではないかと僕は思いますね。あまりこれ以上議論しても進まないんじゃないかなという気がします。

三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））

大変遅刻致しまして申し訳ありません。もともと、ここの委員会をお願いした内容というのはご出席いただいて、ご本人から釈明をいただくということをお願いをしたというのがたぶん私の理解でもありますけれども、一応ご本人の立場も当然おありでしょうから、こういう形で、きちんとした形で文書でご答弁いただいたということで、それはそれで。しかもご本人がその発言について撤回すると、全面撤回するということですので、これでわれわれが希望していたことの6、7割は達成されているのではないだろうかというふうに解釈しております。それからおそらく皆さん、いろいろな立場の方々が、いろいろなお考えがあるというのが当然ですので、真意はこの3番目に書いてございますように、皆さんの自由なご意見を頂いて、それが上部の協議会で判断するという形を取っているという趣旨から考えますと、私自身の個人的な考えでは、あまり、それこそ、この委員会はこの委員会だと、ですから粛々と真実に基づいて、データに基づいて、皆さんのそれぞれの率直なご意見を交わして結論を得るのがこの委員会の役割だと思っていましたので。あまり、土生先生の意見と似ていますけれども、何を言おうとわれわれはわれわれであると、そしてちゃんと責務を果たして、これを上部の委員会に上げると。それがわれわれの役割ですので。そういうことで一応は、この問題はこれで決着を付けないと、先がまだあるということで、そういう理解をしております。以上です。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、平岡委員さん。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

私は、この当委員会の存在を揺るがすようなことを言われてですよ、それで肅々と進めるって、進めるような気分に私はなりませんね。本当の話が。ということはどういうことかといいますと、第3項の干渉でも何でも、干渉という言葉の後藤先生かだれが使われましてけれども、私もさっき干渉と言ったと思うのですが、これは第一番に、緒方の町長がおがた病院の経営の主体なのですよ。経営者なのですよ。トップなのですよ。

土生委員長（大野郡医師会長）

開設者。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

開設者ですか。その方がですよ、その大きな病院を建て過ぎて、それで三重町が離脱してまた加わった時に、これは大変な問題になるということ踏まえて、この問題を討議するためにわれわれ専門委員会をつくろうではないかということで、それでご自分も審議してつくったわけでしょう。だからどういうことをわれわれが討議して、何を願ってどうしようとしているのかというのは、ご本人は百も承知なのです。それなのにわざわざここまで明記してもらわなくても、皆さん方はまず第一番に、おがた病院と清川村診療所を存続を認めて、地域のためにやってもらうということはまず前提で、ちゃんと決めているわけです。経営の形態を今、審議している時ですよ。

なのに、こんなことを言ってもらうのは、ヤエゴトに言ってもらわなくても私は百も承知です。言ってもらいたくありません。礼儀として、自分のつくった病院のためにこれだけの人に集まってもらって迷惑を掛けているのだから、大変すみませんというのが礼儀ではないですか。私はそう思いますよ。それからもうひとつ。皆さん方は仮にこの公文書でよいとおっしゃるのなら、私はこの公文書の書き換えを今度は要求します。というのは、自分の失言に対して、当委員会に対して、一言も「すみません」のわびも言わないで全面撤回します、それで皆さん方はよいのですか。私は一人でも頑張りたいですね。そういうことであります。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕も先ほど言ったのですが、前回の8月24日の専門委員会で議決をしたわけですね。とりあえず出席を求めると。その後もう1つあって、これはいわゆる委員長に一任すると。その二言が、前回の専門委員会のいわゆる審議した、審議したということは会議体としては非常に重たいわけですよ。ただ先ほどちょっと委員長もおっしゃったように、「出席等」という言葉も問題がちょっとあるわけですから。やはりこれはこの前回の専門委員会の議決に基づいて、もう一度出席を求めるということが僕は話の筋だと思えます。それでも出席しないと、前回の文書で回答した通りだということはいえ、またその時点で皆で協議するべきですし。

またもう1つは、今いろいろな委員の方々がもういいと。いいとおっしゃる委員の方もたくさんいらっしゃるわけですよ。また第3項も干渉と受け取るか受け取らないか。これはもう個人の見解ですから、これについてはどうこう言うつもりはありませんが、やはり一人でもこの文章で納得できないと、自分は納得できないという方、今、平岡さんがおっしゃるような方がいるのであれば、やはりこれはそのまま結論付けるべきではなく、やはり前回の審議をした結果を重く受け止めて、僕は再度きちんとした形で文章で出席を求めるとというのが、僕はこれに関する最終的な自分の考えだと思う。これについては異存がないのは正直なところですよ。以上です。

土生委員長（大野郡医師会長）

平岡委員さん、どうぞ。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

すみません。私はもうひとつ納得がいけないのは、民間の出でありますので、各委員さんから公文書の重みというのが出ましたのですが、公文書の重みというのはどういうものなのですか。私のような民間人のために解説してくだ

さい。どなたでも結構です。

土生委員長（大野郡医師会長）

では、これは事務局。

倉原事務局次長

倉原であります。重みといいますか、やはりどこでもそうでしょうか、自治体の長の公印を押すということは、それなりの決裁を経て、押して出す文書であります。どなたか委員さんも言いましたように、一度出した公文書については、変更というのはなかなか利かない。そういう意味であれば、町長印を押すという行為は、それなりにやはり審議を経た上での重み。それを重みといえば、そういうことになると思うのですが。ですから民間でも、例えば代表取締役社長という印を押すのと基本的には変わらない、それなりの決裁行為というものを、公文書というのは押されるということになります。そういうことで説明になるかどうかは分かりませんが、以上です。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、平岡委員さん。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

ということは、これの文書に回覧をした時に私の要求書を見て、これはまず委員会に対する中傷とか名誉棄損の分野を含んでいるので、これはひとつ、全面撤回の前に委員会に対する陳謝という文字はどうして入れないのでしょうか。行政の方はそれだけ常識がないのでしょうか。私は民間人で全然分からないのです。それからもう一つ。事務局の方でこれは土生委員長に私は一任しましたのですが、どうして出席ということを決定して、「出席等」などという「等」を入れたのですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

私の見落としで。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

見落としではない。原案を作った。私は印刷屋ですからね。第一作業者が間違いを打ち込むなということを常に会社で言っている。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、もうそれは。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

そういうことをやはり、私とその文章を、この文章が正確かどうかということをごだけ慎重に事を運びましたか。そうすれば、そういう私の真摯な取り組みの態度を見て、そういう「等」なんかいうあいまいなことを。私はこれを読んだとたんに、最後にこのことを言おうと思っておりました。もう少しやはり事務局も襟を正して、緊張感あふれる仕事をしてください。以上です。

土生委員長（大野郡医師会長）

委員長として、これは私が直接ここに「等」を入れたわけではありませんが、私の責任で私のミスということはちゃんと陳謝致したいと思います。この通り。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

もうさっき言われたから結構です。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。申し訳なかったと思います。これは私の、責任は私の責任ですので。どうもこれはすみませんでした。ただ、そういう誤解を招いた点では、今の解釈でいいと思いますと、この公文書が撤回ということに関しては皆さんよろしいですか。はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

いわゆる前回の5町2村合併協議会における、どの文章からどの文章を、いわゆる全面撤回するのかちょっと僕には確認しようがないですよ、この言葉だけでは、いわゆる議事録でいうどこからどこを全面撤回、そうしたらそれを議事録から削除するのかどうか。それをしたら何もなければいいですね、委員長。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

そういったこともやはりちょっと具体的内容には欠けるというふうに、個人的には僕は思います。それと先ほど委員長、今、委員長は陳謝なさったのですが、委員長は出席とはっきり明言しているわけですね、事務方に対して。ただ、事務方の方でそれを「等」という言葉を入れるということは、何らかの意図があるのかなと僕自身は思うのですが、倉原さん、この辺はいかがですか。委員長が前回の議決で出席ということで決まったわけですね。委員長も出席ということで指示しているわけですね。ただその中で「等」という言葉はもちろん見落とししたという事実はもちろんあるのですが、この間に「等」という言葉が入るとその辺のところの作業としては、事務方としてはいかがなのですか。最初から文書回答もあり得るとするのは事務方の方で思っていたわけですか。出席ではなくて。

倉原事務局次長

それは思っておりません。単純なミスで大変申し訳ないと思っておりますが、頭の方で「当委員会では貴職の出席を求めることが決議されました」ということで出席を求めるのですよということ。

藤島委員（大野郡医師会理事）

だから「等」とは最初からはいらなくていいと思うのですが、なぜ事務方の方でそういう文章が入るのかちょっと僕には理解ができないので、今お聞きしたわけなのですが、それは最初から文書回答ということもあり得るということで念頭に「等」を入れたわけですか。僕はそう理解しているのですが。

倉原事務局次長

前回、委員会の中で、一番重たい回答はたぶん文書だろうけれども、それまではいかなくて口頭回答でも出席でよいのではないかという発言がありました。それを踏まえたわけでは決していないのですけれども、基本的にこの委員会では出席を求めることが決議された。そういうことと、これは委員長のお話の中で遺憾な発言であると、ぜひ趣旨説明と不適当な発言の撤回を求めるという辺りを書いたわけですが、大変ちょっとここについてもバタバタということでおわびするしかないのですが。

藤島委員（大野郡医師会理事）

分かりました。その辺の経緯は理解できました。ただ先ほど、平岡さんがおっしゃったのですかね。いわゆる出席を求めるという議決があったけれども、いろいろな理由で出席できない。それで書面で、文書で公文書で回答するという文章の方が最初にあってしかるべきかなと先ほどおっしゃった通り、僕もそれはまったくその通りだというふうに思います。以上です。

土生委員長（大野郡医師会長）

これはもうちょっとあれなのですが、この問題点はまず3つに整理しましょう。1つはですね。まず1つ。さっき言った、これは撤回という発言を含めて、専門委員会に関することについて、全文撤回とまず受け取るかどうかということが1つ。それから陳謝がないということが1つ。それからもう1つは、3項は微妙なところですけども、しかしこういう失言があったにもかかわらず、再度委員会に対して自分の希望を述べている熱心さということではもちろん、熱心さということでは分からないことはないですけども、立場上熱心さが許されない場合もあるということもありますから。これに対してどういう対処をするかということ、やはり皆さんの意見だと思いますが。ちょっとこれを始めて50分になりますので、これは後に回してよろしいですか。もう選択はこれしかないと思います。まず、この文章をまず1つはのむ。もう1つは、これに対する文章はのんでも、これに対する今の疑問点をもう一回、再度町長に要求書を通して出す。それしかないと思います。出席、もちろんあれですけどもね。はい、平岡委員。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

時間がロスですから、今の、私は発議者の一人として、その提案を受け取って、後で回していただいても結構ですが、その前に事務方で分かることについて、4点ほど質問があるのです。それは差し許してください。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、よいです。事務方というと、おがた病院の事務方ですか。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

はい、そうです。

土生委員長（大野郡医師会長）

ではお願いします。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

よろしいでしょうか。

土生委員長（大野郡医師会長）

平岡委員さん。お願いします。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

はい。まず第1点。病院の機能評価というのが公に行われておりますと。おがた病院でそういうことをやったのでしょうか。

三代氏（公立おがた総合病院事務長）

機能評価はやっておりません。今、医療機関におきまして、機能評価というものをやっておりますけれども、うちの病院がしたということではございません。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

すみません。続けてよいですか。ではそれはどこがやっているのでしょうか。

土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっと待ってください。一応名前を言います。三代事務長さん。

三代氏（公立おがた総合病院事務長）

これは医療機関の格付けといえはちょっと語弊があるのですが、医療機関のISO版といいますが、そういう取り組みをしているわけです。例えば、医療の全体の内容の評価を受けて病院機能を高めるといったような内容でございます。全国的に実施しているところが進みつつあります。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

それはあれですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

平岡委員さん。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

それは公的な機関ではなくて、何か格付け会社みたいなところなのですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、三代事務長さん。

三代氏（公立おがた総合病院事務長）

お答えします。これは公的機関とか民間施設とかではなくて、日本医療機能評価機構というのがございまして、そこをお願いをして病院の経営状況とかいろいろな医療のレベルとか、そういうものを評価していった評価証というのですか、そういうものを与えるような内容でございます。

土生委員長（大野郡医師会長）

平岡さん。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

それでは次に移ります。「普通の経営診断も数千万円の費用が掛かって、専門家が入ってくるわけである」ということでわれわれの能力がない、前段に前口上としてあるわけですが、普通の経営診断を数千万掛けておがた病院はやったのでしょうか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、三代事務長さん。

三代氏（公立おがた総合病院事務長）

お答えします。そういうことはやっておりません。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

分かりました。

土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっと待ってください。失礼します。傍聴の方、いろいろとあるでしょうけれども声は発しないてください。注意致します。三宮事務長補佐さんからちょっと補足があるそうです。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

三宮でございます。先ほどの経営診断ですか。経営診断はこのマスタープラン、病院のマスタープランを作る以前に経営診断と、今の古い病院の建物診断をした経緯がございます。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、平岡委員さん。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

私は以前の時に、われわれのような素人集団でなくて、金が掛かってもよいからこういう専門家に経営診断をお願いしたらどうですかという提案をしました。それに対して事務局はどのようにお答えになったのですかね。忘れてしまったので、もう一度再回答を求めます。

土生委員長（大野郡医師会長）

予定はない。予算がないという答えだったと思いますが、正確に事務局にちょっと確認させましょうかね。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

よろしいでしょうか。今、確認の間に時間のロスですから、次の質問に移ります。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。ではどちらか事務局、確認をちょっとしてください。第2回か3回か。では平岡さん。では、はい。藤島先生。

藤島委員（大野郡医師会理事）

今、三宮さんがおっしゃったその経営診断というのは、それこそ、いつ、どこで、だれがいくら掛けてやって、その結果は求めてもよいのではないですか。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

そうです。ですから次にそれを言おうと思って。先生が言ってくださるのですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

では藤島先生の質問でよいですね。いつ、どのくらい掛けて、だれが、どこがやって、どのような結果になったのかを。どんな専門家がやったのか教えていただきたいということです。どちらが答えますか。はい、三宮さん。事務長さん、お願いします。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

すみません。突然の質問で頭が混乱しているのですけれども。確か初回は平成8年に日本コンサルタントグループというような、コンサル専門の会社なのですけれども、そちらで経営診断をやっていただきました。その後、このマスタープランが具体化しまして、組織、病院の中の組織ですね、そういうものを含めまして、日本ヘルスケアというようなコンサルに、そういう診断を含めたところで業務をやっていただきました。その委託料について、ちょっと今、私の頭の中では金額を再現できないのですけれども。決して安いものではなかったというふうに思っております。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島先生。

藤島委員（大野郡医師会理事）

今のご答弁を確認すると、平成8年に一度、日本コンサルタントグループがやったと。それからマスタープランを具体化するというので、また日本ヘルスケアがやったということですが、マスタープランが出たのが平成12年の6月ですね。ということは、そんなに遠い昔ではないわけですよ。平岡さんね。ですからそういうことの資料を次回きちんと全部出していただく。平岡さんも非常によく分からないとおっしゃったところが質問状に出ていますよね。そこを具体的な回答で、今話してくれると三宮さんの方でできるようですから。ぜひ委員長、次回出していただいたらどうですか。今言った、その平岡さんの不明点を全部。またその結果も踏まえて。マスタープランというのは僕は資料としてもらったのですが、そういった資料は、今、初めてやったということが、事実が分かったわけですから。これは町長の情報開示に十分応じると、三重町は合併協議会から離脱して復帰する時の第1項ですよ、これは。合意事項の。徹底した情報開示を行うということを合意しているわけですから。そういった一環として、前回秘密事項だなんて数字を言ったのを撤回しているわけですから、ぜひ出していただくということで、委員長、いかがでしょうか。

土生委員長（大野郡医師会長）

皆さんに諮ります。はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、諮らなくてよいのではないですか。これはもう委員長の方でやってください。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、分かりました。ちょっと先に野田先生。

藤島委員（大野郡医師会理事）

情報開示やるわけでしょ。

野田委員（公立おがた総合病院長）

平岡委員のご質問ですが、ちょっとお答えいたしますけれども。病院機能評価というのは、日本病院会という学会があるんですね。その学会が日本の医療をよくしようと、病院をよくしようということでやっている一事業なのです。その病院機能評価を受けると、ある程度の、程度のよい病院であると認められるということで、将来はある程度

の大きい病院はすべて、その病院機能評価を受けなければならないというふうに思っております。それで、いろいろと段階がございます。ソフトとハードの面において。例えば、医者はスリッパを履いてはいけない、あるいは全館禁煙でないという評価は受けられません。そういう非常に簡単なことから、いろいろシステマ的なこと、あるいはソフトのいろいろな倫理、あるいはモラルのことまで、すべて問われる機能評価であるんです。例えば、この病院の理念は何だと聞かれましたときに、すぐ理念をパッと答えられなければならない。そういうこともクリアして、初めて機能評価というものを取ることができます。われわれも取ろうと思っております。その申請書を10月に出すようにとっておりますけれども、10月に間に合うかどうかは分かりません。ちょっと忙し過ぎるという。そういう病院機能評価についての答えです。それから2番目の、コンサルについていろいろやったかどうかということは、先ほどもちょっと言いましたけれども、日本ヘルスコンサルタンツという会社から、これは平成14年の3月ですけれども、緒方町国保総合病院運営計画策定業務報告書という、これぐらい厚い、これぐらいの広さですね。厚さがこれぐらいあります。それをちゃんと頂いております。お金は確か、2000万か3000万。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

あまりはつきり覚えておりません。

野田委員（公立おがた総合病院長）

確かそれぐらいではなかったかと思えますけれども、それについてはちょっと分かりません。それが答えです。それとほかに何かございましたら、お答えしても構いません。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、平岡委員。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

それでは事務局にお尋ねします。そういう資料はどこにあるのですかね。なぜ私が出したときに、これをこうしたということ、情報を全公開しないのですかね。私が言う意味は、私は頂いた、土生先生から頂いた、こんな東京都のあれまで必死で2回も3回も読んでいますよ。それだけ私はここに来るまでに何十時間という時間を使っているのですよ。だから私は非常に真剣に取り組んでいるつもりです。だからお答えもいまいかげんなことではなくて、こういう例を含んだらこういう事実をもって、こうしたというようなことを町長さんに私はお聞きしたかったのです。以上です。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。委員長の私としては、一応原則的には、皆さん私が出したあれだけ膨大な資料をちゃんと把握されて読んできていただいていることを前提にお話しています。ですから前回も言いましたように、あまりそういう根を詰めてやることは皆さんにとって相当負担だろうということを配慮した発言になっております。まず三宮さんに聞きますが、そういう資料の提出は可能でしょうか。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

確かに厚いやつはございます。ただ、委員さん全員にということになると、これは物理的に大変厳しいものがございます。それと、何も資料提出を拒んだわけではございません。求められなかったというようなことでございます。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島先生。

藤島委員（大野郡医師会理事）

コピーしたりするのが大変だということですよ。委員長、あれなら一部、医師会に頂いて、PDFの複合機とかもありますので、簡単にメール等で複合機で取り入れて、FAXもコピーもできますので、あれなら一部だけ医師会の方で頂いて、医師会から、委員長から配布してもよいのではないですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

今、藤島先生が言われていることは、資料をコピーで渡すと膨大な量になって大変ですから、今、医師会は複合機

を取り入れましたので、短時間で全部、何百枚という書類を全部取り込んで、FAXでも、FAXは無理ですけども、コンピューターでも送れるから、それを利用したらということなのですが。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

私は費用を掛けたくありませんので、これをコピーして全員に配れなんか、やばなことは言いません。原本はそういうことなんですということで、そこでも置いて、私は時間を早めに来てパラパラ見て、こういうことをやっているのだな、おがた病院さんは素晴らしいなということに結論はなりますよね。ですから原本の展示、提示をお願いします。それで結構です。

土生委員長（大野郡医師会長）

どこに提示？

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

この委員会のどこかの場所に。次回の時に提示をお願いします。私はそれでよいです。そんなものを読むとちょっと困ります。

土生委員長（大野郡医師会長）

三宮さん、どうですか。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

そうした資料というのは、基本的に最終的には部数は一部にするわけです。保管の関係ですね。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

その一部を見せて。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

その一部をこちらに持ってきて、安全にまた元に戻るのかという不安はございますが。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

そうしたら日通、現金輸送車でも頼んでください。

土生委員長（大野郡医師会長）

コピーでもよいということですね。一部で、部数を全員、原本でなくてもよいということですか。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

また時間のロスでありますので、おがたさんにお任せします。

土生委員長（大野郡医師会長）

原本でもコピーでもよい。はい、藤島先生。

藤島委員（大野郡医師会理事）

だったら一部だけコピーして、そして委員長の方で保管して、委員長の方で希望者に閲覧。または僕はPDFで資料が欲しいので、メールで添付して送ってくればよいわけで。それでお願いしますよね。希望者だけ、資料なり。

土生委員長（大野郡医師会長）

では最終確認。三宮さん、今の提案というか要求ですね。要求のお答えを。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

これは方法論だけだと思うのですが、検討させていただきませんか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ちょっと待ってください。先ほど僕が言ったように、徹底した情報開示を行うということで、皆さん町村長等々がご理解しています。今日もこういった形で、公文書で山中町長から文書を頂いている中で、ちょっと検討させてくれというのは僕は理解できないわけで、ぜひやっていただきたいということですね。委員長、いかがですかね。そんな難しい問題ではなくて、これこそ時間を取ることが無駄だと思うのだけれども。

土生委員長（大野郡医師会長）

これは検討ではなくて、返答した方がよいのではないですかね。はい。ちょっと待ってください。

後藤委員（公認会計士）

ではちょっと発言させていただきますけれども、平岡さんの問いに対する要求書なのですからけれどもね。その文書に対する中で山中町長が発言したことに対して、今言われているんですけど、それは山中町長が町長としての資質はどうかと判断する問題だと思うのですけれどもね。

土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっともう一回言ってください。

後藤委員（公認会計士）

要するに個人の資質というのがあると思うのですけれどもね。それを問うているのではないかなという気も致します。私たちはこの専門委員会というのは、非常に先ほど副委員長が申しましたように素晴らしい委員会であって、進んでいると思いますけれども。そういうことで進行を中断するのではなくて、今まで素晴らしいこの議事をもう少し進めていった方がよいのではないかと思うのですけれどもね。委員会の方は素晴らしいと私は自負してよいと思いますよ。それであれば別に問題はないことだと思いますよ。

土生委員長（大野郡医師会長）

後藤委員さん、ちょっともう少し皆に分かりやすいように結論だけ言ってください。一言でいうと。

後藤委員（公認会計士）

結論だけ言うと、要するに要求書を出したのは、山中町長の、町長としての資質の問題がどうかということが。

土生委員長（大野郡医師会長）

違うのです。要求書の件は今、選択肢を僕は述べまして、それは後で審議しましょうということで、この要求書の審議はもう終わっています。

後藤委員（公認会計士）

そうですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

だから今話していることは、平岡さんが言っているのは、この要求書のことはまだ結論は出ていませんけれども、もうこれは後は選ぶだけで最後に回しましたから。今言っているのは、経営診断を行った資料があるかという質問をされたら、三代事務長さんがありませんということだったので、三宮事務長補佐さんがありますという発言になりましたので、それを見せてくださいと、次回までに出せますかという、今は議論になっていると思うのですが、ですから要求書のことは私もそう思います。これはもう議論して言うことよりは結論を出すことで、それはしかし今日の審議が、これがために全部今日の審議がすっ飛んではまずいと思うので、審議はするということで一応後に回しました。だからこれに関しては、後でまた皆さんもう一回、このことに関してご意見を聞きます。

後藤委員（公認会計士）

それですね。

土生委員長（大野郡医師会長）

だけど、だから僕が委員長として言うのは、これが原因で審議がまったくできなかったということはやはり委員会にとってはよくないことなのですけれども、今、審議していることはその検討に関する資料に、要するにそういう公的な診断を発言の中にあつたと。ではやったことがあるのかと。あるという答えですのでそれを出してくれますかという、今は意見です。

藤島委員（大野郡医師会理事）

先ほど三宮さんが非常に貴重な物だと、一部しかない、それで貸し出すとどうなるか分からないみたいな発言をなさったので、では責任を持って一部コピーしてくださいと、それをこちらに出してくれと。後はこちらが希望者に、また再度医師会がコピーするなり、PDF・複合機で、パソコン等で送るなりでやればよいということで、非常に至極簡単なことで、なぜこんなことで僕は時間を取るのか理解できないのですが、委員長。当然、2000万も3000万も緒方町の方々の血税を使って作ったマスタープランでしょう。当然それをただ開示する、情報開示してくれと言っているだけの話です。なぜそんなに時間がかかるのかよく分からない。

土生委員長（大野郡医師会長）

何かいろいろとしたのですけれどもね。今、聞いて、いなくなったから聞いたら、取りに行ったそうです。

藤島委員（大野郡医師会理事）

そんな簡単にその辺に置いているわけ。そんな貴重な物を。

土生委員長（大野郡医師会長）

私ではありません。その事情は。すみません、分かりません。

藤島委員（大野郡医師会理事）

車の中にボンと置いているわけ、どこか。

土生委員長（大野郡医師会長）

おがたまで取りに帰ったそうです。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ちょっと理解できない。

倉原事務局次長

おがた病院の保管庫にあるので、それを、その現物を本日提出できるようにちょっと今、準備をしているということとであります。

藤島委員（大野郡医師会理事）

平岡さんは閲覧するのはよいのだけれども、できればコピーをもらった方がよいわけでしょう

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

もらわなくてよいです。もらうと読まないといけない。責任がある。

藤島委員（大野郡医師会理事）

分かりました。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

ただそういう事実があつて、こういう貴重なことを討議しているという。

土生委員長（大野郡医師会長）

ただ、それに関するその経営診断の内容というのは、改装前ですよ。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、もう1つ確認してよいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

その資料を取りに帰ったということだけでも、この会議に対する、事務局から責任者が1人いなくなるということ、委員長の許可なく、了解なく出るとはよいのですかね、それは。

土生委員長（大野郡医師会長）

私は許可していませんけれども、姿が。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ちょっと僕は理解できないな、その辺が。

土生委員長（大野郡医師会長）

姿がありませんでした、後ろを向いたら。ちょっと変わります。

倉原事務局次長

今、病院に連絡して、持って来るようにということで。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。ではちょっとすみません。その結論はすぐに出るの

藤島委員（大野郡医師会理事）

先にいこう、先に。時間がないから。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。非常にあれですので、先にちょっと進みましょうね。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

では4点目の質問を。

土生委員長（大野郡医師会長）

まだあります。では平岡委員さん、どうぞ。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

よろしいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、どうぞ。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

広報おがたの昨年の10月号に、山中さんは、「9月5日、県と三重町議会が合併に関し、意見交換を催した。この中でおがた病院のことも話題に上り、三重議会から、『自治体病院は本当に必要なのか、廃止・縮減・民営化の方向も含めて、きっちり議論していくべき問題だと考えている。公設の病院はいらないのではないか』と発言されている。公立病院がしょせんはこの程度かと私もあぜんとしたが、利益は二の次で、地域医療に長年取り組んできた結果がこのような扱いでは私も情けない」というのが書き出しで、いろいろとずっと書かれているのですが、ここでそれは読み上げます。それで今度、私がお配りした文書の前文の最後のところに、平成20年度に償還が一番、病院の償

還が一番大きくなるわけでございます。このときに、1億9144万6000円の一般会計から病院の方に繰り出しをします。そのときですら、2億1868万9000円、これだけ交付税が現時点で算定されるわけでございます。ですから2700万円ほど、一般会計の中に保留されているわけでございます。緒方町は今まで、病院があるが故にいろいろな事業をやってきました。これまで交付税、一般会計保留分ですぐいぶん事業をしてきたつもりであります。と、こういう回答が、発表文があるのですね。おがた病院の事務局長さんにお尋ねしますが、2700万円はそういう交付税の戻りをおがた病院に入れなくて、一般会計として緒方町は使用していたわけでしょうか。これは赤字、これを全額入れれば赤字が相当減るからというふうに私は善意に解釈をして、そのような質問をしているわけですが。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、三代事務長さん。

三代氏（公立おがた総合病院事務長）

では平岡委員さんの質問にお答えを致します。この、いわゆる国の交付税ですけれども、普通交付税に病院があるために、一床当たり50万7000円とかいう交付税がございます。これを普通交付税措置として措置されるわけでありましてけれども、これをそのままそっくり病院に出せということではないわけですね。例えばうちの病院でも168床以前あったのですけれども、それに対して一床当たり50万いくらかという交付税がなされます。そうしますと二次救急施設の運営とか、そういうものがいわゆる普通交付税、ならびに特別交付税として町村に交付されるわけであります。その中から、病院に対して、今までは経営的な面でよかった面もありますし、起債の償還金等、そういうものに補てんをしていただいております。ですから普通交付税・特別交付税、措置された額は全額、病院の運営にそっくり移行されるというものではなかったと思っております。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、平岡委員さん。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

それではおがたの10月号の、利益は二の次で、地域医療に長年取り組んできた結果がこのような扱いでは私も情けない、ということにはちょっと内容に疑義があると解釈してよいわけですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、三代事務長さん。

三代氏（公立おがた総合病院事務長）

平岡委員のお尋ねですけれども、その件に関しては私はちょっとお答えすることができません。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

私は、古い資料を持ち出して申し訳ありませんけれども、そういうふうには交付金が自由に使われるのだということ、皆さん方にも、傍聴者の方にもちゃんと知ってもらっておいて。そういうことで、将来の病院経営についても目をちゃんと見ていかないといけないのではないかなということ。そういうことで質問をしました。私の質問は以上で終わります。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島委員さん。

藤島委員（大野郡医師会理事）

今、三代さんがおっしゃったのですが、経営がよかったから全部入れたんじゃないかなということ。理解してよしいのですか。ただ、経営がよかったからという、過去ですよ。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、三代事務長さん。

三代氏（公立おがた総合病院事務長）

藤島先生にお答えします。特別会計が病院会計等の繰出基準ですけれども、国の方針では支払金額の3分の2を基本とするということになっております。ただ、病院の経営的には、それは開設者等のいろいろな関係にもなるのですけれども、いわゆる病院の医業収益だけで賄えていれば、それも一般会計というのか、そこにも滞留するような関係です。国の方針は3分の2と定めておりますけれども、必ずしも3分の2を出してということにはならないかと思っております。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕が以前頂いた資料で、単年度収支を見ると、平成8年度が黒字ですよね。それから平成11年度が黒字。この黒字の理由は、平成8年度の医業収入が思わず伸びたから。平成11年度は救急病院特別交付税が繰り入れたから。この2つで黒字になっている。それ以外の年度は全部赤字ですよね、単年度収支は。これを僕は今、経営がよいとおっしゃった理由がよく理解できないのですよ。事実としてこの資料を出されているわけでしょう。第1回目の専門委員会に。

三代氏（公立おがた総合病院事務長）

よいですか。先生の質問にお答えします。経営がよかったというのは昭和の時代ですか。それまではずっとよかったと私は記憶しております。

藤島委員（大野郡医師会理事）

昭和というのはもう15年も前の話ですよね。15年も16年も前。

三代氏（公立おがた総合病院事務長）

すみません。

藤島委員（大野郡医師会理事）

はい、理解しました。だからその繰入基準があるっていうのは理解してよいんですね。程度ということでしょう。だから全額繰り入れてもよいわけだし、経営がよければ半分でもよいわけだし、極端にいうとまったく入れなくてもよいわけですね。一般会計から、国から一般会計に入った予算はですね。一応、ひとつの目安が3分の2と今おっしゃっているわけでしょう。だから全額入れてもよいわけですよね。言葉を返せばですね。

三代氏（公立おがた総合病院事務長）

藤島先生の言われた通りですね。全額頂ければ、非常に病院としてはありがたい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

分かりました。どうもありがとうございました。

土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっと質問。現時点では、現時点でも全額は入れていないのですか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

入れていない。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。以上、質問。これは町長発言についてまだ第1項ですので、次の、前回継続事項、ここまで行ってちょっと休憩を取りたいと思います。これを終わらせます。前回継続事項に入りたいと思います。ほかに、何か今のことに關して質問はありますか。はい。前回継続事項、公立おがた総合病院の経費説明。はい。ではこれは事務局の内田さんから説明があるそうです。

内田（事務局 民生部会）

事務局、内田です。私の方からは 公立おがた総合病院の経費説明について説明をさせていただきます。座らせ

て説明をさせていただきます。資料につきましては、すでにお手元の方に配布しております。二枚紙になっております。1枚目が1、医業費用支出の状況ということでありますけれども、この項目につきましては、前回指摘された費用項目の積算根拠を載せております。まず消耗品費であります。毎月100万円を12カ月と、6月にカルテバインダー等ということで300万円、合計1500万円を見込んでおります。消耗備品費につきましては、ひと月当たり25万円と、5月にパソコンラック、くずかご等を購入ということで年間600万円程度を見込んでおります。光熱水費につきましては表の真ん中、カッコ書きの参考資料の中にあるのですが、電気代、ガス代、水道代ということで、これは4月が193万4000円、5月が361万5000円、6月が356万2000円と若干ばらつきがありますので、電気料・ガス料につきましては5・6月の平均値を採用しております。年間計が4369万6000円と積算しております。燃料費につきましては、同じく参考資料の下の段になるのですが、灯油代、6月に120万円程度支出をしております。その他ガソリンということで、月当たり平均44万円ほど見込んでおまして、合計526万2000円ということになっております。保険料と委託料につきましては、平成16年当初予算をそのまま採用しております。2番目の燃料費につきましては、これはおがた病院の方から、1月から7月まで実際に入金した額ということで載せております。1月が39万9000円、3月が145万9000円、6月が120万円となっております。続きまして、2枚目をご覧ください。法定福利費につきましては、4～6月の正規職員・臨時職員のそれぞれの内訳を載せております。大分県市町村共済職員組合負担金への拠出金として毎月700万円ほど、賞与月の6月は1265万円ほど、町村職員退職手当組合負担金に毎月810万円ほどの支出が行われております。臨時職員分につきましては、社会保険料・労働保険料負担金としてそれぞれ支出が行われており、それぞれの計算の算出方法を備考欄に載せております。本日、別紙一枚紙に、この法定福利費の支出の状況ということで、その詳細を載せております。以上で説明を終わらせていただきます。

土生委員長（大野郡医師会長）

今の説明、前回に引き続きご質問のある方は、はい、藤島先生。

藤島委員（大野郡医師会理事）

今の法定福利費について、僕は前回、前々回、いろいろと聞かせていただいたのですが、ちょっと、この当初示された2ページですね。この資料だけでは不十分だということで、後で追加して僕がお願いしてこの資料を出していただいたわけです。これは非常にその通りであって、僕が一番問題にしているのは、この退職金給付の問題なのです。いわゆる大分県市町村職員退職手当組合負担金ということで、前回の答弁で6億4000万円の現在の積み立てがあるということでした。今、三宮さんは首をかしげたけれども、そうですね。6億4000万。それから毎年9000万ずつ積み立てをしていると。実際、この約800万円ずつ、今、毎月、積み立てをしているわけで。約9000万で、その通りだと思うのですが。考えると9000万で10年掛けたら9億です。ただ、6億4000万が今の現状のストックだということですから。これはいつごろから積み立てているのですか、9000万は、ここ数年ですかね。だから今、10年間積み立てたら9億あるわけでしょうというわけ。でも6億4000万しか現状はないわけだから。ここ数年ですかとお聞きしているわけです。これは僕がいつも言っている、この退職金給付というのは非常に大きな問題で、今はきちんとしているから僕はよいと思うのですが、これをしていない自治体病院というのは非常に人件費率がいびつ10%上がるというのが、今の新病院会計基準の考え方ですからね。おがたに関してはそれは非常にきちんとして積み立てているというのが、これを見るとよく理解できるわけですが、また6億4000万というのが、僕が単純な計算をしたら10年たったら9億です。

土生委員長（大野郡医師会長）

うん。だいたいの方はご存じだと思いますが、今、退職金というのは人件費という考え方をします。ですから人件費率を出すときに、月々の給与所得ではなくて、退職金を含めたものを人件費率として出します。これが60%前後というのがひとつの線なのですが、だいたいそれを、退職金のストック分を支払ったものとして勘定しますと、だいたい10%。だから60%の人件費率が70%に上がるということで、今、全体的な公立病院の動きとしては、人件費の中に算入して収支財務表を作るとようにという方向に動くようになっているはずですね。そういう意味で質問している。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それこそ先ほど、委員長、三代さんがおっしゃったように、昭和のころは非常に病院経営がよかったと。そういう時はおそらく積み立ててないのではないですか。ここ数年、積み立てだしたのではないですか。正直いって。退職組合というのはこれは昭和34年ごろ、33年ごろから。もう45、6年前から出来ているわけですね、大分県の退職組合

が設立されたのは、そのころはまだ積み立てしていないわけでしょう。ここ3年、何年かでバタバタ積み立てしているのではないですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

解説はだれがします。では三代事務長さん。

三代氏（公立おがた総合病院事務長）

それでは藤島委員さんの質問にお答えします。この退職手当組合の負担金ですけれども、一部事務組合にあるのですけれども、昭和37年から発足しております。これは将来、町村といいますが、職員の退職に当たりまして、退職手当金を、退職手当金になるのですけれども、それを事業費の分から積み立てておいて、そして年度ごとに退職者が生じますから、それに退職金として引き当てるといってでございます。そのため、ずっと長い経過があるわけでございますから、毎月本俸のいくらということで、ずっとこれまで積み立ててきております。当然、積み立てるだけではなくて、退職者も生じますので、現在の額が6億4000万程度残っているということでございます。

藤島委員（大野郡医師会理事）

では、昭和31年からずっと積み立ててきたと。辞めた人がいるから、退職金を出すから、なかなか増えていかないというふうに理解したらよいわけですか。

倉原事務局次長

少し補足してよろしいですか。倉原です。この負担金については通常、例えば県とか市はたぶん引当金という形で計上します。これは町村職員も一緒なのですが、町村職員と町村でつくる一部事務組合等は、この組合が、皆が負担金を出して、その年に辞める方の退職手当を、この退職手当組合から支払うという制度です。従って、いわゆる市が取っている、もしくは民間が使う引当金とはまったく性格が異なります。毎年毎年の掛け金ということで。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ではその6億4000万あるというのは、そのおがた病院だけで6億4000万取っているというのがこの間の説明ですよ。

倉原事務局次長

そこを今からご説明しますが。例えば今段階で、この退職手当組合が精算するとしたときに、ではおがた病院が今まで掛けた負担金と、退職手当組合がおがた病院の退職者に払ったお金との差額が6億数千万あるということです。ですからいわゆる引当金とはまったく性質が異なるものであると。それぞれが町村職員の退職手当を出すための、町村職員、町村が皆でついている、退職手当を払うための組合が町村職員退職手当組合という組織になっております。

藤島委員（大野郡医師会理事）

その辺のところは僕が前々から言っている通り、いわゆる公営企業といわゆる一般企業、民間企業との会計基準の違いによって、非常に分からない、民間人には分からないというのが正直なところで。では、ならばその自治体病院がそういったきちんとした組合の負担金を払っているのに、新病院会計基準にして、退職給付会計を入れると、10%も人件費が上がって、自治体病院は非常に経営が8000万円上がって大変だと、あからさまになるということが一般的にいわれているわけですから。そのところの説明がちょっと僕は理解できないのですが。

倉原事務局次長

ちょっとそこは説明不足だったのですが。先ほどちょっと申したのですけれども、市ですね、市職。市はこの退職手当組合に入っておりません。名前の通り、これは町村職員の退職手当組合です。市や県はどうしているかというと、今、先生がご指摘の通り、引当金という形で毎年毎年積んでおります。その引当金の中から退職手当を支払うと。それは市なり県なりが退職手当を支払います。繰り返しになりますけれども、この町村職員、町村の場合は、この町村職員退職手当組合というのを皆でつくりまして、そこに各町村一定の率で、町村もそうですし、おがた病院もそうなのですが、給与月額18%を毎年、毎月納めるということです。ですから引当金とはちょっと性格が異なります。以上です。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ちょっとその辺、よく分からないのですが。要はおがた病院に関しては退職金、退職給付会計が入ったとしても、何ら経営的に問題ない、まったく今と変わらないというふうに理解してよろしいわけですか。

倉原事務局次長

この町村職員退職手当組合という組織がずっと残る限りは、これと同じ。

藤島委員（大野郡医師会理事）

そうではなくて。合併というのは、離脱して、新しく新市でつくるわけでしょう。こういう退職組合というのは、違うのですか。それは合意していますよね、確か。合併協議会の中で。

倉原事務局次長

これはこのままですよ。

藤島委員（大野郡医師会理事）

新市になってもですか。

倉原事務局次長

新市になるということは法人格が消滅しますので、その段階で一度離脱するけれども、改めてこの退職手当組合に入ると。

藤島委員（大野郡医師会理事）

市として入るわけですか。

倉原事務局次長

そういうことで今、協定項目は確認しております。ですからさっき先生が言われた通りです。新市になってもおがた病院はこの形で退職手当を負担するだろうと。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕がさっき言ったように、退職金給付が、いわゆる新病院会計基準が導入されたとして、退職給付会計が入ったとしても、今のおがた病院は何ら退職金に関する不安感、不安は持つ必要がないと理解してよろしいですかとお聞きしているわけです。

倉原事務局次長

お見込みの通りであります。毎月、総額の18%を払っていけば、当然退職手当は組合の方から出るということでよろしいと思います。

藤島委員（大野郡医師会理事）

基本的には僕らが、この専門委員会は監査する、監査能力というのがない、監査権がないわけですから、この答弁をお聞きして信じるしかないわけですね。僕は何度も言うように、退職給付は非常にこれから、病院会計基準、新病院基準は大変重要なことだから、何度もお聞きしているわけで、いわゆる問題ないということによろしいですね。はい。倉原さんのおっしゃったことで理解します。分かりました。

土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっと聞きたいのですけれども、今、町村で、市は引当金と言っていましたよね。これは今後大野郡5市になった場合に、過渡的なことは別だけれども、市になったときにそれを一度精算して引当金に持っていかなければならないような事態は、今後は永久にないわけですか。

倉原事務局次長

お答えいたします。この町村職員退職手当組合がどうなるかというお話だろうと思いますが、これにつきましては

市が加入できるように現在改正中であります。ですから、市町村職員の退手組合という形での改編を、今、検討というか、作業をしているという状況です。以上です。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島先生。

藤島委員（大野郡医師会理事）

そうですね。先ほどおっしゃった、合併の日の前日をもって当該組合から離脱し、新市において合併の日から新たに対応するというので同意しているということですよ。はい。それは理解しています。だから、ただ、正直いって大丈夫か大丈夫でないかということ、改めて確認させていただいたわけです。

倉原事務局次長

今のスキームで払い続ければということです。

藤島委員（大野郡医師会理事）

分かりました。あと委員長、もう1つよいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、どうぞ。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕は経費、いわゆるその他の経費の中でひとつ、気になるところがありまして。いわゆる材料費ですね。これは当初の見積りよりも約7000万ぐらい、実際に3億8000万ぐらい、材料費が増えています。7000万増えて、3億8000万ですね。その他の経費の中でもちょっと気になっている、僕がこの間言った燃料費なのですが。これはこの間、野田院長が、4・5・6月は空調を使っていないと聞いていたのですよね。聞けばいわゆる給湯ですね、お湯。これは灯油使っているそうですね、灯油。お湯というのは基本的に、夏場の給湯費はあまり掛からないですよ。冬は掛かるのは常識です。僕がちょっと今言った、4・5・6月はクーラーをまったく使っていないのに、結局空っぽになったから120万か、満タンにしたということなのですけども。お湯だけで120万使ったということで理解してよろしいわけですよ、この4・5・6は。お湯だけで120万使ったわけでしょう。僕に言わせてもらおうと、燃料費の見積りが少な過ぎるのではないかというのが僕の考えなのですよ。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。では三宮事務長補佐さん。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

お答えします。灯油の使い道なのですけれども、ボイラーにたく燃料です。それと空調機の原料ですね。それと電気をつくる燃料というようなことでございます。この空調なのですけれども、コ・ジェネレーションシステムというのを使しまして、一番分かりやすいというならば、発電機を灯油で回すと。そこで電気を発生させて、空調に行くやつもあるでしょう。ほかの電灯に行くのもあるでしょう。それで熱が出ます。熱が出たものでお湯を沸かすこともあるでしょう。暖房に行くものもあるでしょう。冷房に行くものもあるでしょうというような形でございます。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長。これは岡先生が、鶴崎の岡先生が使っているのと同じようなもの。

土生委員長（大野郡医師会長）

藤島先生。

藤島委員（大野郡医師会理事）

分かりました。それは理解したのですけれども、今、僕が聞いているのは、なぜ電気代は別に算定したか、それだけでは発電が足りないわけ。それで足りないことは、電気を買っているわけね。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

トータルで、わが方だけの発電機だけでは当然電気は足りません。わが方だけで発電すれば、電気よりも今度は発熱の方が大きくなるのです。そうするとバランスが壊れるということで、商用電力とわが方の発電と、いわゆる熱源としての廃熱と、そうしたバランスの中でこのコ・ジェネレーションシステムというものを採用しています。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ひとつ意見をよいですか。ではさっき僕が4月、5月、6月までは空調を使っていないのですよね。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

使っています。

藤島委員（大野郡医師会理事）

使っている。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

使っています。

藤島委員（大野郡医師会理事）

使っているのですか。4月にクーラー入れるのですか、暖房を入れるのですか。5・6月に。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

冷房と暖房を併せた概念として空調というような形です。

藤島委員（大野郡医師会理事）

いわゆる温度を何度に設定して、それでやっているわけですか。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

そうしたものです。ですから冷房代を、暖房代を、とかではなくて、冷暖房というような感じでございます。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ではもう外気はまったく入れずに、いわゆるセントラルヒーティングで温度設定をして、夏であろうが冬であろうがそれを使っているというわけですか。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

いいえ。外気も入れております。外気を入れないと換気になりませんので、外気は入れています。熱交換をするだけなのですけれども、熱交換をですね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

では、いわゆる夏であろうが冬であろうが、この3カ月に1回の120万はあまり変わらないということですか

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

今後の推移を見てもないとやはり分からない部分がありますけれども。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それはそうだけれども、それは見込んで推計を出しているわけでしょ。とお聞きしているわけだから。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

たぶんそんなに変わらないのではないだろうかと思っております。

藤島委員（大野郡医師会理事）

120万掛け単純に考えて、年間500万ぐらいで済むというようなことで理解してよろしいわけですか。この資料はこう書いてありますよね。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

600万ですか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

年間見込み526万2000円。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

それぐらいではないかと思えます。もちろん、今、石油が上がっていますので。

藤島委員（大野郡医師会理事）

9月。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

この動向で若干上がる可能性はあると思えます。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕は分からないからお聞きしているわけで、そうやってご説明いただくとよく分かって理解できるわけです。ただ平たくいうと、いつも言うように補助金は減って、経費は増えているということが、やはりその自治体病院の赤字の原因のひとつに挙げられているわけですから。もちろんひとつは人件費ですけどもね。だからしつこく聞いているわけですから。分かりました。

土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっとよいですかね。ちょっと僕も、単純なことでつまらない質問なのですが、この今の時代に温度設定を一定にしている、時期によって1年中同じエネルギーを食う、そういう空調機というのは、僕らにとってはすごい時代遅れの空調機のような気がするのだけれども。温度設定が一定になっていても、空調機は今、コンピュータ制御だから。セントラルヒーティング自体は効率が悪いとしても、ガソリンの使用量というのは、月変化がないというのがちょっとしっくりこないのだけれども。その辺はどういうあれですかね。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

私も機械的にはそう詳しくないのですが、確かに4・5・6・7・8月ですか、暑い時もあるし寒い時もあるし、でも燃料の補給のサイクルというのですか、それはあまり変わらないので、このままいくのかなと思っていますけれども。

土生委員長（大野郡医師会長）

普通はこういう病院をつくる時に、コストの安いもので入れるためにいろいろとやるのだろうけれども、最新式の病院なのにコストの掛かる暖房機がどうして入っているのかなとちょっとよく分からない(笑)。単純な質問ですけども。

三宮氏（公立おがた総合病院事務長補佐）

コストが掛からないように選択したつもりでございます。トータル的に。

土生委員長（大野郡医師会長）

でもやってみないと分からないわけね。はい、分かりました。はい、では次。質問がなければ佐賀関病院関連記事について。

倉原事務局次長

では私の方から。これは前回資料でちょっと積み残した部分であります。大変申し訳ない。前回の資料をお開き願いたいと思います。第7回の時の資料 の分であります。資料 の、これは大分合同新聞からの記事を抜粋しております。3・4ページに、佐賀関病院がスタートしたという辺りの記事を載せております。これは大分市との合併の中で、佐賀関病院が問題になったということでもあります。この辺につきましては、新聞記事の中で、佐賀関病院の診療科目等を載せておりますが、3ページが主な病院概要であります。4ページに町立病院問題、合併問題に絡んでの話し合いの中の経緯が載せてありますが、市側から町立病院を市立病院としないということが合併の条件として示されたということで、これは大分市の中でも協議をした部分であります。大分市としては今、すでに現大分市ですね。現大分市の中に、ある程度公的、高度の医療を、高度医療に対応できる病院が複数あると、そういうことから、これはもうずっと前から大分市としては市立病院というのはつくりたくないということが市の基本姿勢としてあったことを踏まえて、今回こういう公設民営から民設民営に転換し、民営の佐賀関病院としてスタートしたというような記事が載っております。一番下に佐賀関町立病院の経緯を載せております。陸軍病院から日鉱金属の佐賀関製錬所と合併し、その後、町立病院となり、現在民営化されたということでもあります。これにつきましては以上であります。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。ありがとうございました。これに関して。はい、藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

これに関しては以前、視察ということから出てきた話のひとつだと理解しているのですが。そのことで、委員長、どういうふうに行くか進めていただきたいと思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。委員会として、前々回ですね。前々回、藤島委員から、遠くは無理でしょうが、こういう同じようなケースを視察に行ったらどうかという提案がなされました。これに対して検討事項ということのままになっております。藤島先生、もう一回、要求で近日中に視察に行くこと。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕は、だから近場ならばそんなに予算もいらぬわけだし、皆さんの空いた時間で、できれば一緒になってこうした実例を身近で、自分の目で見て確認し理解するというのが、この専門委員会において僕は決してマイナスではないからということで提案させていただいたわけですから。

土生委員長（大野郡医師会長）

それに対してのご意見を。はい。これは検討事項になっていますね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕がそういうふうな意見を出した時に、行く必要がないというふうにおっしゃっていた方もいたわけですから。そういった方々の意見も聞いてみてください。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。僕の記憶が確かではないですが、確か、佐伯町長さんは行く必要がないというご意見だったと思いますね。ご発言は。

佐伯委員（大野郡5町2村村長会代表（大野町長））

全然変わらない。

土生委員長（大野郡医師会長）

一応、行かない理由を。

佐伯委員（大野郡5町2村村長会代表（大野町長））

必要ないと思うから。

土生委員長（大野郡医師会長）

ではなくて、その理由は何かあります。行く必要がない、そんな所には行かなくてもよいという。

ほかの病院の見学ということは別ですけれども、東京都の都立病院の検討をする時には、委員会の委員は全部、都立病院を16カ所、全部視察に行ってそこの管理者と、事務長を含めて管理者と全員、その病院のポリシー、今からの展望、今までやってきたこと、経営収支、全部聞いていますね。その中で都立病院として、政策医療として何をしなければいけないのか。そこの中にありましたけれども、都立大久保病院というのは、都立病院の中では非常に透析医療をやっているところですが、単刀直入に、なぜ都立病院が透析医療をやらなければいけないのですかと、はっきり言っていますね。結果として都立大久保病院というのは民間委託、民営化になりました。結果論ですけれどもね。それから老人病院に対してやはり政策医療というのは急性期医療にキジユウすべきだということで、いわゆる慢性期医療というのは民間ないし半公立病院に任せるべきだろうということで、いわゆる老人病院という言い方はちょっと失礼なのですけれども、高齢者の医療をつかさどるところは民間に委託するというので、もうはっきり言っていますね。院長たちがいろいろ、こういうふうにしてこういう努力をしたということに対して、なぜ必要なのですかと、それがなぜ都立病院でなくてはならないのですかということをしつかり言っています。だから本来なら、やはりそういう事例を見るということは、反対するのは結構ですし、反対もよいと思いますけれども、どうして見なくてよいのかということをやほり言わないと議論にならないのではないかとこのうな気がしますが、決を採りましょうか。意見がなければ。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕が先ほど言ったように、こういう身近にいわゆる完全民営化、または公設民営化になった病院があるわけですから、それに視察に行こうとしないとした場合に、理由がよく理解できないわけで、それは先ほど言ったように、この委員会にとってマイナスになることは何ひとつないわけですから。なぜそれが僕は、気が進まないと言った方に、逆にお聞きしたいわけなのですけれども、委員長。

土生委員長（大野郡医師会長）

佐伯町長さん、しつこいようですけれども、僕はほかに何が。生野議長さんも行かないと言ったのかな、あの時。生野議長さん、では佐伯町長さんばかり振ったら悪いから。行かなくてよいと言った理由を、一応返答してくださいね。

佐伯委員（大野郡5町2村町村長会代表（大野町長））

言わないと悪いかな。

土生委員長（大野郡医師会長）

悪いですよ。だってそうでないと議論にならないですからね。皆が納得する、行かなくてもよい理由があれば、それが一番よいわけですよ。

佐伯委員（大野郡5町2村町村長会代表（大野町長））

私はずっと前から言っておりますけれども、おがた病院の役割ですね。やはり地域医療を受け持つということであれば、もう何回も言いましたし、議論も出ておりますし、中間報告でも出ていますけれども、そういう面からみて、今、民営を参考にするという状態ではないということで、やはり今のおがた病院の現状に即して議論を進めていくなれば、私は、今、民営化になったところを参考にするという必要がないというふうに考えているからであります。以上でございます。

土生委員長（大野郡医師会長）

では、それはちょっと詭弁ではないけれども、民営化ではなくて、例えば経営形態を変更したところに関しては意味があるということですか。例えば民営化ではなくて、例えば独立行政法人化したところとか、それから全部適用に移行したところとか、そういうほかの選択肢であれば見に行くという価値があるという。一部適用でうまくいっているところであれば、見に行く価値があるということですか。

その考え方でいってもよいですけれどもね。その考え方でいくと、行くか行かないかという議論になったときに、行く方が優先してあるわけです。行かない人は行かない。でも行くというチャンスをつぶすわけにはいかないと。でも行かないというチャンスをつぶすわけにもいかないとこのうな難しいので。もし本当にそういう議論をまじめにす

るのであれば、行くか行かないかという意見が出たときに、個人の自由でやってくれと言ったら、行く方が優先して1回会を取るということになりますよ。だから私は議論するのであれば、行く必要がないのなら行く必要がないということをやちゃんと論理的に、皆がそうねというのを述べれば、それはそれで行かない理由になると思いますという。生野さんでもよいですよ。別に議長さんでも。

生野委員（大野郡5町2村町村議長会代表（三重町議会議長））

私はこの会議をするだけの時間を設定するのにかなり皆さんが議論をする中で、それだけの日程が取れるのだろうかということまで心配をしております。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島先生。

藤島委員（大野郡医師会理事）

当然ここから佐賀県に行けば小一時間かかるわけですよ、片道。帰りも1時間あるわけですね。その間に十分議論はまだする時間はあるわけですよ。前後2時間ぐらい。行く前と帰り。僕はそう考えているのです。個人的には、そうでしょう。とりあえず、全員が参加できるか、またはする必要はあるか。その辺はまた皆さんの考え方で、また議論があると思うのですが。僕自身がお聞きしているのは、視察に僕はぜひ行くべきだし、行った方がよいわけだし。ぜひ、必ずしも僕は、必ずや専門委員会にプラスになる、決してマイナスにならないというのが僕の考え方だから。行かないという佐伯さんの個人的な考えはよいのですが、理由をやはりご説明いただかないと、僕には意見が、いわゆる会議体にならないわけですから。行こうという意見があれば行かないという意見がある。ではそれはなぜかということですよ。別にそれは単純なことだと思っておりますけれども、はい。

土生委員長（大野郡医師会長）

実際にね。ちょっとよいですかね。後で回しますけれども、やっぱり聞くのと見るのは確かに違うのですよね。僕なんかも研修といって、例えば北九州の方に見に行ったのですけれども、やはりやった人たちの意見と、実際に、はたで新聞記事などで見ているのとはずいぶん違うと思う。だからそのメリットを取るか取らないかということですよ。僕らはここでいつも議論をしているわけですよ。でもこの中で本当におがた病院の全ぼうを100%頭の中につかんでいる人たちというのは、野田先生とかは院長だから。それから坪山先生は違うけれども、似たぐらいの規模の病院だから、だいたいそういう事情は分かっていると思いますが。僕も含めて。僕もかなり大きな病院で働いたことはありますが、経営者として働いたわけではありませんから。だから僕らが、例え事例は違ってもその病院に行って、病院というのはテレビとかマスコミで流れてくる情報以外のものがおそらく民営化という経緯の中には、本当は詰まっているはずなのですよね。そういうものを実際に聞ければ、少しでも分かればよいなど。本当は表で報道された内容と、本当は現実に佐賀県病院で起こったこと、少しずつがあると思います。そういうものですから。そういうものを实地する、見に行くというひとつのあれで、僕なんか、もともと医者ですから、本当は見ないものは信じないみたいなどころがあるのですけれども。その辺のところをやはりちょっとくんでいただいてね。なかなか難しいけれども、一応その議論というのは、行くという理由に対して行かないという理由がないと議論にならない。もう皆さん黙っちゃって。黙っていますけれどもね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、よいですか。決して僕は無理を言っているのではなくて、おそらく5町2村確か合併協議会も周南市に視察に行ったのではなかったですかね。僕の知る限りでは、視察に行っていますよね。それはちゃんと理由があって行っているわけですよ。と思うのですよ。ある意味、だから同じようなことだと思っておりますよ。この専門委員会の近場にそういうものがあるから、今言ったように、直接意見を聞いてみれば、決して僕はマイナスではないと先ほどから申し上げている通り、もちろん反対委員があつてしかるべきだから。ただその委員長がおっしゃっているその理由等々、言わないとやはり議論にならないわけで。先生、安達先生に聞いてみる。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。安達先生。

安達委員（三重保健所長）

僕は行く、行かないと、賛成反対ではないのですけれども。一応選択肢が5つあってですね、それを中間報告でこれから検討しようという話だったですね。佐賀関病院が身近にあるということで行こうということですが、実際の視察に行くとすれば、それぞれのケースについて行かないと、その5つのうちの1つだけということについては、

藤島委員（大野郡医師会理事）

それはもちろんそうですよ、先生。

安達委員（三重保健所長）

だからそこまでやるとかなりの施設とかに当たってみないと比較できないということになりますよね。そういう意味で、本当にこの場でそこまでできるのかなという気がするんです。それをそこまでするのかどうかということです。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、どうぞ。藤島先生。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それはもう安達所長のおっしゃる通りでね。いわゆる一部適用とか全部適用でうまくいっている所、または地方独立行政法人、これは4月からだから、おそらくそういう実例はないと思うのですが、もしそういう所があれば、または公設民営化、完全民営化。そしてその、今挙がっている経営形態の項目で、もちろん一人ずつ全部的を押さえて視察できれば一番よいわけですよ。おっしゃるとおり。ではなぜできないの。

安達委員（三重保健所長）

できないことはないのですけれども、時間的にそこまでやるかということです。

藤島委員（大野郡医師会理事）

時間がないからできないということですね。時間、何の時間。

安達委員（三重保健所長）

この結論をどこまで出すかということです。

藤島委員（大野郡医師会理事）

結論は中間報告を踏まえて最終報告を出すということでしょう。選ぶかどうかのこれからの議論の中だから、これからどうなるか分かりませんよね。それはこれからの議論の余地がいっぱいあるわけだけども。時間がないからできないということで理解してよろしいのですか。時間って、何の時間ですか。何の時間ですか。お答えください。先生に直接聞いてみたい。

安達委員（三重保健所長）

そこまでの合併に対してですね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

先生は先ほど、全部で5つの項目でみた方がよいとおっしゃったではないですか。

安達委員（三重保健所長）

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

でも時間がないから行けないとおっしゃったから、何の時間ですかとお聞きしているわけです。

安達委員（三重保健所長）

そこまでやるのであれば全部、5つの事例についてやるべきではないかと。

藤島委員（大野郡医師会理事）

だからやりましょうよ、それは。

土生委員長（大野郡医師会長）

先生、この議論、これは理屈だけの話ですよ。理屈だけでこの委員会は素人集団といわれたのであれば、僕は感情論でよいから、これは意見ではないです。いわれるのであれば、僕は、本当は、本来ならやるべきでしょう。そうでしょう。お前は素人だと侮辱されたのだから、素人なりにちゃんとやることはやりましたよと、視察にも行きましたよと、十分検討しましたと。確かに僕らは素人ですけども、やれることは全部やって結論を出しましたと。間違っても知らないけれども、郡民の皆さんごめんなさいね、間違っていたらというためでは、正論でいけば、本当はやらなくてはいけません。ですがいろいろ都合とかいうことがあるから。本当にそれだけの侮辱を受けて返すのであれば、やれると思いつくことは素人なりに全部やりましたと。もうこれ以上、抜けがあればすみません。それはもう素人に免じて許してください。でも、できる限りの努力は全部しましたというのが、僕はそれが正論だと思います。素人という発言を受けたということ蒸し返せばね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

時間がかかるとか日程調整ができないというのは僕は理解できるのですが、何か分からないけれども時間がないのだというふうに言われると理解できないわけなのですよね。何の時間かもご説明いただけないわけだし。

安達委員（三重保健所長）

1つのケースについて出して、これを視察するかどうかという検討であればよいと思うのですけれども、今の段階では身近にあるということで、行ってみましょうということになっているのですね。

土生委員長（大野郡医師会長）

先生、経緯を覚えているか分からないけれども、この問題に関しては最初から佐賀関という話があったわけではないのですよ。やはり反対意見があって、時間的な問題があるから、では佐賀関がどうだろうかという話になったので。本当は福岡でもよいとかいう話だったので、最初はね。ですが時間がないからという話になったので。確かそういう経緯だったと僕は思いますよ。皆さん時間が取れないからどうですかと。しかし僕も、確かにいろいろなことを考えると、今から5カ所の病院を選んで、全部皆で研修に行くということは、現実的には確かにそれは難しいのではないかとすることはあるから、そういうことは言いませんが、正論でいけばそうですよ、先生。

藤島委員（大野郡医師会理事）

よいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

藤島先生。

藤島委員（大野郡医師会理事）

例えば全適なら全適で、今度大分の県立病院や三重病院も全適にしようということで、今やっているわけですよ。だから佐賀関もある意味、今言った完全民営化、または公設民営化ということで、いわゆるミックスしてやるわけですよ。今言ったように、5つの形態について視察に行くということは、決して足を伸ばさずに近場でも可能だと僕自身は思っているわけですから。それなら先ほどおっしゃったように、時間がないという意見が前回出た、前々回出たので、今言ったように、いわゆる近場の佐賀関、または今言った大分医大、または県病、三重病院等々あるわけですよ、近場で。行く気がない人や行かなくてよいという人は、強制で参加するわけではないでしょうから。やはりそういった形で、事務局の方でセッティングしていただいて、希望者または参加可能な方が参加するということが、何ら僕は難しいことではないというふうに個人的に思っているわけなのですけれども。

土生委員長（大野郡医師会長）

坪山先生。

坪山委員（大分県立三重病院長）

佐賀関、参加するかしかいかで、経緯の説明はよく分かりましたけれども、佐賀関病院を見るということになると、やはりあそこの病院が民営化したという状況で出てきているから、皆さんがある程度のそういうものを見て、どうして佐賀関ということになると思うのですね。そうすると、ここにかなりのメンバーがいるとなると、大分県内で今の独立行政法人に国もなったし、全適というののうちには検討中ですが、これはよく分かりますし、それから今民間団体、これ分担してですね。もしやったら行って、各班がこうだったということを経験するとか。そうするとある程度の、さっき僕は、今は全適でうちはやろうとしていますけれども、皆、視察に行っています。全適でよいところとか、悪いところも確かにあるし。そういう視察というのは学習にはなると思うのですね。ですから全員が、では佐賀関に行ってどうするかと、院長も困ると思うのですね。今、僕らのよく知っている院長ですから、この間も話をしましたけれども、もう毎日が診療、診療で。例えばわれわれがポツと行って、それに対応できる時間があるかどうか分かりませんよ。だから各、そこの病院の事情もあると思いますから、もう少しそれを。学習する、実学的に学習するというのは、僕は非常によいと思うのですけれども、少し分班するとかですね。そういう形でもある程度、実態はこうですよという報告をするとかですね。何かしないと、これはどうも決着が付かないのではないかというふうに思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島先生。

藤島委員（大野郡医師会理事）

いろいろな方法論は坪山先生がおっしゃる通りでね。いろいろなやり方はあると思う。ただ、その以前の問題で、やるかやらないか、必要があるかないかということで今、止まっているわけでしょう、委員長。そうでしょう。やるかやらないか。やらない、やらないでいいという方だっているわけ。でもそれはその理由もありと思います。先ほど安達先生がおっしゃったように時間がないでした。だけどやろうということなら、今言ったようにいろいろな方法論はこれからの話で。止まってしまっているから。やるかやらないか。この専門委員会の話で。

土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっと待ってください。これこそ道義上でいくと、僕はさっきから言っているのですけれども、行かないのなら行かないで結構ですが、私は委員長の立場でどちらでも示唆はできませんけれども。これこそさっきの決議ではなくて、建前からいったときに、もしこの委員会が出した結論に対して、あなたたちはどこかに研修にでも行ったのかということと言われたときに、僕らも行きませんでしたと答えざるを得ないけれども、そういう質問が出たときに、では何を根拠に、それこそ素人集団でなことで、何を根拠にあなたたちは決めたのかと言われたときには逃げ場がないですよ。ですからこういう、もしこの委員会でだれも言わなくてそのままいったのならそれはよいけれども、だれか一人でも、それこそたった一人でも研修に行く必要があると言われたときに、それを行ってはいけないということは、それはちょっと難しい問題。だから行かなくてよい理由をちゃんと教えてくださいと僕は言っているわけです。ですからそれは非常に僕は、集中攻撃するのではなくて、それはちゃんとやっぱ理論的に、だから行かなくてよいということと言わないといけないうわけです。

佐伯委員（大野郡5町2村町長会代表（大野町長））

私の理由につきましては先ほど言いましたが、私は民営ということには今後これを、今、おがた病院を論議しているのですから、そういうふうな方向にいく理由がないということですね。民営化したところにはというふうに考えています。それともう一つ、この専門委員会がすべて各形態のところを研究していくのはよいと思うのですよ。だけでもそれにどれだけ時間がかかりますかね。この専門委員会は合併の協議の中でこの問題を取扱うということを出てきておりますし、合併の期日について、3月31日ということは7カ町村で協定を行っているのですね。その中でどういうふうな、この専門委員会を結論を出すのか8月末をめどにということを進められてきたわけですね。ですからこの中の、専門委員会の皆さんが今持っている知識と力量ですね。それと資料に基づいて、われわれは一定の結論を出すというのが、この専門委員会の目的なのです。それを今言われているように、もっと自分たちが納得のいくようにとことんまでやれといえ、それは3年も5年も8年もかかりますよ。そういうふうな専門委員会の性格ではないのですよ、ここは。やはり一定の、今持っている資料と、自分たちの知識において判断するというのが、この委員会

のやらなければならないことではないかというふうに私は思います。それを今、どこまでも納得いくようによく研究して、徹底的にやれといえ、今言いましたように3年も5年もかかります。そういうふうな専門委員会ではないと私は解釈しております。よろしくをお願いします。

土生委員長（大野郡医師会長）

これは委員長として言っておきます。個人的見解を私は訂正する気はありません。だからその見解、ただ、前もいつも再三繰り返していますけれども、3月31日の合併をするかしないかということは、私たちが関与することではありません。私たちはこの病院がどういう形態にするのが一番将来、豊後大野市にとって一番よいかということ結論を出すことが私たちの役目でありまして、それを3月31日に合わせるとか合わせないということは、最初からいわれた8月めどだということはいわれておりますけれども、しかし、僕も最初にチラッと言いましたけれども、6回ですべての審議が終わるほど簡単な問題でもないことも確かですから、あくまで出せといっているめどということです。しかもいろいろ審議の形態はありますから私も本意に反して延びたこともありますけれども、少なくとも8月めどまでは今9月上旬ですから大幅に遅れて非常に大迷惑をかけている事態まではいってないと思いますので、これが10月に入ったというのであればそんな研修なんかしている時間がないというのは当然そうだと思いますが、私は今の段階であれば、これは皆さんの意見でどうするかということは一応検討に値すると思います。ただ、委員長の私としては、それは本末転倒であると思います。一応私は、この委員を引き受ける時に、建前というか、はっきり言ったことは、この病院問題があるから合併が頓挫しかかったわけですから、病院問題の結論が出なければその合併に追随する委員会であるという建前はおかしいし、それはどちらかという撤回は求めませんが、ちょっとやはり非常に微妙な発言だったと思います。撤回は求めませんが、ちょっとその辺は解釈の違いで済ませたいと思いますが、はい、平岡委員さん。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

私は、この視察に行く、行かないは、やはり原点に戻らないといけません。その原点とは何かといえば、三重町がおがた病院の問題に非常に問題があるから、戻するためにこれを、特別委員会をつくって審議しなさいよということが出発の原点です、ここの皆さんがね。ですからそのためには、その協定項目の中に「ここの委員会の結論を踏まえて」と。だからわれわれはそういう委託を受けているのですから、この結論を出すに当たって、私はそういう視察があるべき姿であれば見るべきであろうと思いますし。

私は委員長とちょっと視点が違うのです。その結論を出して、それを外部からいろいろと言われるために見に行くのではないのですよ。私は貴重なこの選択を委員の一人としてしなければならぬときに、自分の全身全霊で出した答えに対して自分が納得いく結論であれば、私はそれで委員の役目は果たせたものであると、このように考えます。だから、行きたい、行ける人だけで行けばよいではないですか。行きたくない人は一人もいないと思いますが、公務等で行けない人はよいではないですか。それで皆さんの前に、こちらの傍聴人の方もいるのですから、そういう前で、民営化についてはこういうメリットとデメリットがございましたよということを、ここの議論の中でこちらの皆さんに知っていただくということがひとつの方法でしょう。それで私は、この新聞の切り抜きを持ってきたのですが、いつですか、合同新聞の県南豊肥版に、1年延期を求め請願書、三重町の住民団体が提出、ということで、9日か何かには議会に請願書、12日だと聞いているのですが、それを討議するという話も入っておりますし、9月8日には、もっと議論を深めて、延期求めてアピール、理念や危機感を共有することが必要だということで、7日の豪雨の風の吹く中に、朝日新聞の例を見ますと、約300の方が集まったというのですよ。

私は三重町の、大野郡の自治会連合会の委員でありますから、やはり三重町の区長会の会長でありますから、三重町の住民に対しての責任義務もちゃんとあると思います。だからそういう一部の人が過半数か、それは私は全然分かりませんが、そういう声がある限りは、そういう人に対しても納得のいく説明の審議を私はしたいというふうに考えます。それが私の原点です。だから先ほど、繰り返しますが、行ける人だけでも行って、そのメリット・デメリットをちゃんと見てあげてきて、それでここで討議すればよいではないですか。どうせ討議するようになっているのでしょ。民営化も含めて、5項目で。あれば、そういうことにしてくださいということであります。

土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっと分かりました。休憩しましょう。最後、石川さん、自分の考えとしてはどうですか。発言も時々振りますけれども。

石川委員（大野郡PTA連合会副会長（母親代表））

私は千歳村で、おがた病院というのは、ほとんどあまり聞かないのです。それで、町立佐賀関病院の前に、新しいおがた病院に行ってみたいです。でない、ここの方は皆さん知っているかもしれませんが、私はまだ一度も行ったことがないのです。おがた病院がどういう状況のもので、置かれているのか、住民の人がどのように感じているかなというの、そういうのも佐賀関に行くのもよいと思いますし、またやはり自分の原点、おがた病院のことを話している、おがた病院ことを私は知らない、私だけかもしれませんが、そういうことも含めて、視察に行きたい人は行くとした方がよいのではないかと思います。私もちょっと忙しいので、行けるか行けないかは分かりませんが、やはり行きたい人がいる以上は、そういう方向もよいのではないかと思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

では10分間、休憩致します。

（休憩）

土生委員長（大野郡医師会長）

皆さんお疲れだと思いますが、審議を再開します。今、大野郡老人クラブ連合会会長の廣瀬委員さんが、ちょっと体調不良で、動悸が大きいので、とりあえずちょっと私はきつい、持ちそうにないので帰らせていただきたいということで。一応、動悸もかなり早いので、退席を許可しましたので、よろしくご了承ください。では審議を再開致します。ちょっと順番では（3）（4）ですが、今、見学ということが問題になっております。言った手前、見学に関しては希望があればこれはなかなか難しいことですが、ただ見学といっても何を問題点として見学するかということがやはりひとつ、大きな問題になりますから。これは今、先に、ちょっと先に（4）の公立おがた病院のことを少し議論して、その上でもう一回、見学に行くかどうかということについて議論したいと思いますがよいですか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

清川はやらないの。

土生委員長（大野郡医師会長）

やります。（4）の次に。

藤島委員（大野郡医師会理事）

（3）が先になったらいけないの。

土生委員長（大野郡医師会長）

やってもよいけれども、連続の方が疲れない。ではいったん清川の話をして、また見学、おがたの話をするよりは、清川に関して見学というのはあまり。

藤島委員（大野郡医師会理事）

でも石川さんは清川に行ったことはないでしょう。

土生委員長（大野郡医師会長）

分かりました。では見学のことに関しては、ちょっとこの清川・公立おがたの問題を、もう一回問題点の方向性を出して、それで見学の話にしましょうかね。よいですか。はい。では清川の議題に入りたいと思います。清川は、いつもおがたの話が中心になって、過去1回、1、2回、先生にしたのですが、あまりそれだと財務会計等の発表もあったのですが、あまり審議に直接上ることが少ないので、一応、今までのまとめも兼ねて、何か言うことがありますか。発言は許可しますが、もしアピール、言いたいことがあれば。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

清川の福祉保健課長を致しております後藤でございます。清川の診療所のあり方について、役割・機能についても今日ご議論いただくことになっております。実は私どもの方でも、この専門委員会が設置されて、それを機会にわれわれがもう一度、清川村診療所をこの間25年間、維持してきたことの経過も含めて検証し、よりよき合併になった以降も、よりよい方法を目指していきたいと、こういうことで、これは職員の間ですけれども、われわれ担当部局だ

けではなくて、財政を扱う部局だとか、そういう人たちも一緒になって実はプロジェクトを組んで、議論を一緒に進めているところがございます。そこで基本的な機能・役割については、私が最初に、設立の趣旨から始まってこの間の経過と、そして財務のことについても若干報告する機会をいただきまして、その時にも今後はこういうことを留意すべき必要があるだろうというふうなことを申し上げましたけれども、そういう前提を踏まえて議論を進めておりますので、その件について少し発言させていただきたいというふうに思っております。清川村診療所の機能と役割、そして今後の運営のあり方については、われわれとしては現時点で、直営診療所の持っている施設設備、さらには人的なスタッフの体制などを踏まえたときに、当然やれることには限界がございます。もともと、民間の開業医の先生が亡くなられた時に、そういうことを何としてもやる必要があるということで、経営的には厳しい状況を踏まえつつ始めたわけでございます。その当初の原点といいますが、きちんとしたやはり初期診療にかかわれる医療機関をやっぱりつくっていかうと。それからやはり、在宅にいて医療の必要な方がいらっしやるとすれば、そういう方々へ最大限の支援をしていかうと。これがわれわれの診療所の基本的役割だというふうに理解をしております。同時に、先ほど申し上げました施設設備、診療体制に限界が当然あります。あくまで初期診療と在宅医療支援というものに重点を置くとすれば、当然ながら他の医療機関との連携というものを重視せざるを得ないところがございます。いわゆる病診連携というようなこともいわれていますけれども、われわれとしてはその連携をずっと強めていく。そして病院の方で一定の治療が終わり、在宅があればその方々にわれわれ診療所としては支援をしていく。こういう体制をぜひ構築していく。同時にさまざまな医療に関する相談があれば、そういうものにも積極的に対応して、よりよい方向で住民の方が医療を受けられ、そのことを通して医療の不安を解消していくということが2番目に大事なことかなと、このように考えております。3番目に、そういう基盤の上に立って、この間、数年間、医療・保健・福祉の総合的提供ということで清川村にとっては、必ずしもすべて賄えるわけではありませんけれども、そういう観点に立った包括ケアシステムというものを築いてきたつもりであります。この役割は、診療所にとってますます必要になっておりますし、清川の地域に住む人にとっても重要なことだろう。また公的機関ですから、ある意味では、きちんとそこをやっていくことが必要あるだろう。このように考えています。4番目に、そうは言いつつも、確かに清川村における受診率の低下という傾向は否めない事実であります。これにはさまざまな原因があります。診療所の努力もさることながら、さまざまな今日の医療情勢の変化というものもあるだろう。昔はなかった送迎サービスなどもされるようになってきて、医療アクセスも25年前とは違ってきていることも事実であります。しかしそれでも、先ほど言いましたように、20%弱の方がうちの診療所を受診し、平岡委員さんも見えられて見られたように、電動車いすなどで来る、歩いて来る、診療所バスを使って来る、こういう方々にとって必要な機関として存在をしているわけですので。そういう方々のちゃんと対応できる施設として残していく。同時にもう一度、原点に戻って、住民のニーズの把握というものをやる必要があるのではないかと。25年の中で若干マンネリ体制ではなかったかどうかということも反省しなければならぬというふうに思っております。従って、再度住民のニーズの把握というものを十分にやっぺいこうと、その上で今の体制で何ができるのか。そのサービスの充実と中身の資質的な向上というものを考えていきたい。例えば送迎をどうするか。受診の時間をどうするか。苦情に対してどう対応していくのか。そういうまたはサービス、質の問題としては、サービス機関としてどう対応していくのか。こういうふうなことを今後考えていかなければならないというふうに思っています。5番目に、このようなことをきちんとやった上で、公的医療機関としての機能・役割を認識するという意味でやりますけれども、同時に経営の健全性というものもやはり考えざるを得ないということもあるだろうと思っております。その際、特におがた病院でも議論になっておりますけれども、地方交付税に算入されているというのはありますが、その辺をきちんと念頭に置いて、その前後の中でどう経営がやっぺいけるのかという努力もやらなければならないと。お金を無視して経営はできないだろうと、このように考えておまして、そういうことを念頭に置きながら、経営の健全性の確保にも努力する必要があると思っております。6番目に、現状の診療所の体制というのは、清川村における他の行政分野と若干、相互、負担し合いながらされております。合併になれば新市の組織というものがきちんとされるだろうという前提に立って、診療所の人的体制についても見直しを進める必要があるのではないかと。他の行政分野との分担を明確にして、現在の医療スタッフ、診療体制を見直す必要もあるのではないかとこのように考えております。先に説明をして質問を受けた時に、ではどういうことになっているのかというお話がありまして、それについては介護保険の分野の仕事はかなりやっている職員がいるという話もしましたので、そういうものを、介護保険は介護保険として担当していくということになれば、現状の体制を、正職員レベルですけれども、見直すことができるのではないかと。このように考えております。以上でございます。

土生委員長（大野郡医師会長）

何か。まずご意見を。なかなか話題に上ることが少ないので、財務収支とかをたぶん記憶されている委員さんも少ないのでは。はい、どうぞ。藤島先生。

藤島委員（大野郡医師会理事）

今、適切なお説明を後藤さんからいただいたのですが、僕がひとつ思っていることがあるので述べさせていただきます。昭和57年に村田正治先生が病気になって、58年の2月に亡くなられているのですよね。その間約1年くらい、だれもない状態になったということで、その間に関しては医師会等が協力して、学校検診・予防接種等々行って乗り切った。けどやはりその後、村に1人医師が欲しいということで、自治医大から派遣をお願いして、いわゆる村営の国保直営診療所として開設したわけですよね。それから約25年、20年か、22年かな、たっているわけですが、この間の収支の説明は非常に率直な数字を出していただいたと僕自身思っているわけですが、その中でいわゆる直診率ですね。いわゆる清川村の方が何割くらい、このいわゆる村営の直営の診療所にかかっているかということ、だいたい20%を切っているのですよね、もうね、20%切っているわけですね。そうした場合、あの時は村田先生が病気をなさった時はお医者さんがだれもいなくなったということですが、もう一つ、後藤さんにお聞きしたいのですけれども、もし、ではお医者さんが民間の方がいけば、1人ですね、清川村にいればどうですか。だから村営である必要があるかということをお聞きしているわけですよね。もし、他の人が見つかったら。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

お答えしますけれども、これは、こういう公的な場でございます。私が藤島先生と一杯でも飲みながら話すのならそれはもう、お答えも私はできるのですけれども、今、われわれがやっている診療所の状態・内容を考えた場合に、私も担当課長として参加しておりますので、お答えはご勘弁いただきたいと思っております。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ならば、医療・福祉を総合的に対応してくださるお医者さんが1人いけばよいわけですよね。僕が思ったのは、1つまたおたずねするのですが、開設以来自治医大から、自治医大の卒業生、研修が終わったお医者さんを、1年なり3年なりのサイクルで来ていたわけですが、それが今回、竹下先生が見えられたことで休止しているわけですよね。それはどういった理由、どういった経緯。前回は一度説明があったのですが、再確認のためにもう一度ご説明いただきたいと思っております。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

それでは、それについてはお答えしたいと思います。県の方も、そういうわれわれのようなへき地の医療に対して、今は支援機構というものが出来ていますけれども、支援をしていくという前提で体制を取っております。ただ、そうはいつでも、その体制が手厚くということになるかということ、なかなかそうでもないことも事実です。一方でわれわれ清川村にとっても、やはりできるなら長く、それこそ村の主治医として診ていただけるのは、やはりそういう継続性というのが重要であるだろうというふうに考えておりました。その折に、竹下先生のご紹介もありまして、長くやっていただけるという前提で、県の派遣医の方をいったんお断りして、竹下先生にわれわれの診療所を担当していただくということにしたところでございます。

藤島委員（大野郡医師会理事）

座ったままで結構ですから。竹下先生との契約というのがあると思うのですが、それはどのくらいの期間、契約していらっしゃるわけですか。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

お答えいたします。竹下先生はうちの職員になっていただきました。従いまして、うちの条例規則の中で、医師の定年年齢というものを改めました。70という定年年齢を敷いております。従いまして、職員として当然ながらその定年年齢に引っ掛かっていますから、当然それに縛られるということになると理解しております。

藤島委員（大野郡医師会理事）

というと、約10年というふうに理解してよろしいわけですよね。先ほど言ったように、要は1人、医療・福祉を総合的にしていただける常勤医というか、定住するお医者さんがいけばよいと思うので。ちょっと話が飛躍するかもしれませんが、それこそ竹下先生に無償譲渡とか、無償貸与して、いわゆる公設民営、完全民営化してやれば、何ら僕は問題がないのではないかと個人的に以前より思っているわけなのですが、それはいかがですか。もちろん相手のあることだから、相手が嫌だと言えれば別ですけどもね。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

先生のおっしゃる通りで、現在まで清川村においてはそういう検討は致しておりません。ただ、もし仮にそういうことになれば、それはそれで村の中で検討しなければならないだろうと思いますが。

土生委員長（大野郡医師会長）

藤島委員、はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

いわゆる先ほどの直診率が20%を切っている状態で、いわゆるその公的な医療機関である必要性ということは、まず清川については、僕は協議するべきだと個人的には思うのですけれども。委員長、いかがですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっと同じ公立である必要があるかどうかということに関しては、おがた病院と同列には論じられない部分も確かにあると思います。ですから、清川の方のその意見というのがちょっと聞きたかったのですけれども。今、藤島先生が言われたように、お医者さんが1人おられて、その方が確かに医療とそれから福祉を兼ねられて、しかも採算性が成り立てば、それは確かにそういう考え方もあるわけですが、その辺のところをもう少し、どういう希望なのか、町の希望というのがやはりあるのですか。これはちょっと私の私見で聞きますが、おがた病院には町の私見を聞いていませんので、清川だけ町の私見を聞いたなら、ちょっと不公平ですが、

藤島委員（大野郡医師会理事）

村です。

土生委員長（大野郡医師会長）

村です。村の意向を聞いたなら不公平かもしれませんが、私のちょっとした質問として聞きましょう。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

何らかのお答えをしたいことはやまやまなのですが、私は行政の一課長に過ぎませんので、そこまで踏み込んだ発言をすることはぜひ差し控えていただきたいと思います。申し訳ありません。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島委員さん。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕は、竹下先生が常勤医で見えられた時には、そういうことまで見込んで僕はお願いして、いわゆるもう長年、20年以上付き合いのある自治医大を切って、いわゆる言葉は悪いけれども切ったということだと僕は理解しているのですが、そういったことではないわけですか。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

そういう前提はございません。先ほど申し上げましたように、継続的な医療の提供という観点に立って、受診されている方の中にも、先生が2年ないし3年を機に代わるといふことに対する若干の不安もございましたので、それらをやはり解消したいという思いが第一でございます。

藤島委員（大野郡医師会理事）

では竹下先生はあと70まで、先生は大変失礼ですが8年くらいあるのですよね、先生。あと8年あるのですよねと言っているのです。

竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、ぜひ皆さんの意見を聞いてください。

土生委員長（大野郡医師会長）

どうですか。清川村診療所に対するご意見。はい、平岡委員さん。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

私は清川村診療所に4回ほど行きましてですね。先生とは4回、ご縁がなくてお話もできなかったのですが、1回は課長さんとゆっくりお話をして、いろいろと案内をしてもらいました。最大の特徴は、窓の外からですが、私が行った時に、黙って診療中でしたが窓の内から目礼をさせていただいたのです。何かこの、ひげのある不審なやつが来たという、不審な感じではなくて、何かこう温かい、この先生、温かい方かなと、初めてで話もしたことがなかったのですが。そういうふうに私が感じたように、患者さんにお話を聞きましたら、第一次医療のホームドクターとしての存在ですかね。そういうものが非常に強くて、患者さんとの結び付きが強いように感じました。それで、持ち上げたわけではありません。それで患者さんに話を聞きましたところ、コミュニティバスがあるために、非常に200円ぐらいの費用で来れるということを患者さんが非常にそれを喜んでおりました。そういう、それと後藤課長さんに答弁願いたいのですが、周りにどういう施設の中で清川村診療所があるかというふうな、ひとつの地域の組織体コミュニティというのですか、何かそういうふうなもの存在というか、信頼感というようなものも感じたわけです。私は前のこの委員会の時に、清川村診療所についての清川村の持ち出し、繰り出しというのですかね。それはどれぐらいでしょうかとお尋ねをしましたら、1000万を超す金額だったと思うのですが、お答えになりまして。ただし介護士が何かを、仕事は半端の、半分ずつ仕事をしているけれども、その分は清川村診療所に加算をしているからということ。それでは後藤課長にどれぐらいそれを乗せて、一生懸命経費の節減をしてもらった時にどれぐらいになるのだろうかということで試算をお願いしたのですが、先ほどちょっと聞きましたら、年間の繰出額が700万ということでありですね。だから、次に述べる理論の判然があるのですが、結論的に早過ぎるかもしれませんが、私のその時の感じでは、清川はこのまま残してよいのではないかというふうに感じました。それで後藤課長にお尋ねしますが、周りの施設のいろいろの組み合わせですね。その詳細な説明と、それから経費節減がどれぐらい切り込めるかというその自助努力の結果というようなもののご発表をお願いしたいのですが、よろしくをお願いします。

土生委員長（大野郡医師会長）

できますか。急な質問ですが。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

現状であれば。

土生委員長（大野郡医師会長）

現状。現状よりは新たにその経費節減とか、そういう。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

計算上はできます。

土生委員長（大野郡医師会長）

計算上で。どうしますか。そういう質問ですぐ答え、今、答えられる範囲でよいですか。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

だいたい年間繰出額のレベルがどの程度かということ、全委員さんに知っていただいて。私がそういう配慮をする意味は、清川村診療所は清川の地域のご老人方、足のない方がホームドクターとして利用しているという特殊性がありますので。それぐらいならこのままでもよいではないか、認めてやろうということになるのかなというふうに思ったところです。

土生委員長（大野郡医師会長）

先がよい。では先に藤島先生。ちょっと用意しておいてください。後藤課長さん。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ちょっと平岡さんにお聞きしてよろしいですか。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

平岡さん、そのコミュニティバスというのは、これはいわゆる交通手段だから、これはすべてにおいて合併協議の中で新市に引き継ぐということが合意されているわけですね。この項目については、ある意味、診療とは僕は別だと思っているわけなのです。それで平岡さん、僕が思うのは、さっき言った竹下先生の定年は70だって。これは高齢だから70ですよ。うちの母なんか76で毎日まだ現役で飛び回っていますよ。これは民間であれば76でも、先生の体調によるけれども、80でも診療をなさっている先生はたくさんいるわけで。中には100歳で診療しているような先生もいるわけだから。僕は逆に分からないのは、民間ではいけないという理由が僕はよく、平岡さんのその意見では分からないわけで。はい。それは別だと思えます。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

次に述べたいことと前に申し上げましたけれども、そのことはどういうことかという、清川村という境界線が地図上にありますね。その線があるから無医村であったのです。けれどもその線を取り払って新市になったときには、自分で試走してみた時に、現診療所からおがた病院の玄関まで6分しか、かからないのです。そうすれば清川の人々は、このようなよい二次医療の中核病院、救急病院がすぐそばに、5分、6分の所に出来たという認識になれば、おのずから清川村診療所ではなくておがた病院に行く方が増えるのではないだろうか。そうすればおがた病院もお客さんが増えると。その交通手段としてコミュニティバスの終点をおがた病院まで置いたらどうであろうかとか、そういう考えがあるのです。ですから、そういうそのホームドクター的なものをよく見ますと、竹下先生にその中で、先ほど藤島先生がおっしゃったように、新市から補助金をいくらあげて、そしてその診療所の経営については全部竹下さんに、先生にお任せしたらどうかというふうなことも次に申し上げようかなというふうに思っていたところです。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島先生。

藤島委員（大野郡医師会理事）

だからある意味、へき地だという言葉、過疎地だということをいえば、朝地や大野町や千歳村にも開業医の先生方はおられるわけですよ。彼らはちゃんと生活し、従業員に給与を払い、税金等を払っているわけですよ。だからそのやり方だと思うのです。先ほど言ったように、なぜ公的でなければいけないのかということが僕にはまったく理解できないわけで、平岡さんが今のままでよいのではないかとおっしゃったから、いわゆる公的な医療機関である必要性ということを、僕は今お聞きしたわけで。そういう意味では僕はちょっとよく分からなかったのですけれども。なぜ公立である必要があるわけですか。民間ではいけないわけですか。民間だと今言ったように定年が延びるわけですよ。お元気で働いていただければ。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

それは私が行ってみて、患者さんと話をして竹下先生の診療のいろいろとその信頼関係を見た時に、今のままで置いておいても、いずれ近いうちにおがた病院の存在というものが無形有形の影響を与えるようになると、今の時点で竹下先生に民営化をしてしまったときに、そのおがた病院に対する波及効果が増えてそちらに患者が行ってしまったというような事態が起こったときには、先生に大変お気の毒だから。その後の、ここの2、3年のその清川の村民の動きは、村民も今度新市の住民になるわけですから、そういう方の、足のない方も含めた、その選択に任せて、しかる後にどうしても清川村診療所の患者が少なくなったときには竹下先生をおがた病院に吸収するとかですね。そういうことになれば一番、何も傷が付かないで解決できるかなと、そのように考えたわけです。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それはいわゆる、言葉が悪いのですが、条件等になると思うのです。ただ現実、さっき僕が言った朝地や千歳

や大野町でやっていらっしゃる先生もいるわけですから。先生、あと、さっき言ったあと8年あるのですけれども、民営化すれば定年がなくなるわけでしょう。元気なうちに働ける。モチベーションのある間は働けるわけですから。僕は何らその公的であるという議論がよく分からないのですよね。コミュニティバスはさっきから言うように、これは新市に引き継ぐと合意しているわけですから。いわゆるバスとその足と診療所は別だと僕は理解しているわけですからね。くっついているわけではないわけですよ。いわゆるいろいろな大野町もあるけれども、バスは新市に引き継ぐわけだから。やっていただくんですよ。今までどおりにね。診療所と僕はその足が別だと考えている。その運営方法については平岡さんがおっしゃるようにいろいろ議論出してもらって、最終的にどうするとか、それはこれから新市の中で話ができると思うのですけれども、合意すると思うのですけれども。僕は診療所自体は今の状態で、先ほど来おっしゃっている、竹下先生がモットーとしてるところによると、慈愛の医療ということですよ。大変素晴らしい先生ですから、定年なしでいていただくのがこれは一番よいのではないかと申し上げているわけですよ。そういう意味では今言った通り、条件面はいろいろと村と先生との話し合いがあるわけで、いろいろな条件等があると思いますが。いろいろと無償譲渡だとか、それは僕が先ほど言っただけのことであって、いろいろと条件の話がこれからあるけれども、このぜひせつかくよい先生ね、自治医大を切ってまでよい先生に来ていただいたわけですから、末永く清川村にいていただいて、医療をしていただくということで、僕はこういう形で申し上げているわけですから。うまくすれば税金も払っていただけるわけですよ。住民税、町民税等々含めて。だからそういったことで僕は何ら公的である理由は今言ったその、結局村田先生が亡くなって、だれももちろんいなくなったから出来たわけですから。そうでしょう。ある意味、竹下先生もうまく話をさせていただいて、条件面がそろって、僕はずっといていただいたら、何らこの問題はそう難しい問題ではないと個人的に理解しているわけであって。今のままでよいというのが今ひとつ僕はよく理解できない。平岡さん。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、平岡さん、どうぞ。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

私は後でよいですよ。だれか手を挙げた方に。

土生委員長（大野郡医師会長）

後藤先生、どうぞ。

後藤委員（公認会計士）

座ってよいですかね。財政状態を見ていますと、実質的に赤字。へき地診療所だから赤字の自治体から3分の2の助成があるのですよね。それが15年度650万。それから地方公共団体が直営するということで750万。これは一般会計に今入っているわけですよ。それと兼務職員の給与を含めたものを差し引きすると村の負担が400万ぐらいになるのですよね。1400万ぐらいのうち村の直接負担が700万入っていますね。兼務職員分の繰越調整分を差し引くと、差し引き400万。経営努力をすればおそらく経費を節約すれば確かによくなってくると思うのですけれどもね。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

委員長、ちょっとよろしいですかね。

土生委員長（大野郡医師会長）

後藤先生、よいですかね。答弁でよいですか。答弁。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

あまりたくさん話が及びますと私も分からなくなりますので、この機会にちょっと参考人として少しお答えさせていただきたいと思います。まず、最初にお金の話が今、後藤委員の方からも出ましたし、少し出ましたので、それを先にして、その上で平岡さんからご質問をいただきました、診療所を核とした周辺の施設なり役割なりについてのお話もちょっとさせていただければと思っております。前出した資料をご覧いただければ分かると思うのですけれども、いわゆる私の方が出した財務資料の中で「他会計からの繰入金」という表現になっていますけれども、その繰入金は一般会計からの繰入金1400万なにかし、ございます。そして介護保険事業からの繰り入れが83万あります。一般会計の繰り入れの中身を点検してみますと、人件費に関する繰り入れとして約120万。それからこれは15年度

の決算から導き出した数字でございますので、その当時はコミュニティバスが走っておりませんでしたから、送迎タクシーを利用しておりました。その送迎タクシー、これには補助金が一部含まれておりますが、送迎タクシーの関連の繰り入れとして205万4000円。それから公債費の部分ですね。借金をしています。家を建てた時、さらにはレントゲンを購入した時、起債を立てていますが、その払いが42万2000円でございます。そして運営に関する費用として1042万9000円。計が1400万と。こういうことでございます。そこで今、ご質問があったように、私の方、一体として診療所の運営をしておりますので、介護保険に関する職員の仕事をしている職員が1名おまして、それがかなりの割合、もう9割程度ぐらいになると私は思いますけれども、その職員の人件費もそこで賄っております。それがトータル450万でございます。そこから導き出して計算をしますと、純粋に運営経費として出しているのは700万余りと、こういうことになるということでございます。そして地方交付税に算入をされている、これが来ていると、これは色は付いていませんから、診療所の分として出ているわけで、これはおがたも同じですけれども出ているわけではないのですけれども、地方交付税を計算する際に算入されている最終的な額が750万余りあるということでございます。そういうことで考えてみますと、黒字はもちろんありません。赤字は間違いありません。もう当初から、それはある意味では想定していたことでありますけれども、現時点でいうと、おおむね交付税措置されている算定額と同額程度の繰り入れが純粋には、なされているということでございます。これが、では今後減るかという、これは私は必ずしもそう楽観できない、かなり厳しいと思います。従いまして、藤島先生がおっしゃるように、民間でやれないかどうか。それは私自身としては、将来の検討課題としては当然あり得ると思いますけれども、現時点で果たしてその受け皿となり得るのかなと。少なくとも、この5町2村が合併をするという、いつかするわけだろうと思いますが、それまでに何とかできるかという課題といえば、それは少し厳しいのかなという気は思います。私は先ほど言いましたように、担当の課長としていえるのはこのくらいまでかなというふうに思いますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

それから施設に関する問題についてでございますが、先ほどこれも藤島先生の方から公的でなければならぬかどうかというお話がございましたが、私は現状、今、診療所がやっている役割からみたときに、現時点でいうとそうなるのかなという気がするわけです。それは民間の先生ではできないと私は必ずしも思いませんけれども、包括的なケアシステムという形で今、診療所は機能してもらっています。そういう点からいったときには非常に厳しいのかなという気が、私は個人的にといいますか、行政の担当課長としては致しております。それが、今あの一体を、私たちは保健・福祉のエリアということで、この数年、整備を進めてまいりました。診療所があり、その隣接をして保健センターをつくり、そこで健康づくりを進め、健診活動を進めております。同時にそれだけで解決は致しませんので、そのすぐ上手の方に、高齢者生活福祉センターというものをつくっております。これはデイサービスなどの通所の事業、交流の事業と同時に、実質の生活支援ハウスというものがございます。ここには今現在、10の方が住まわれております。その前提としては、その近くに診療所があり、緊急に対応できるということがひとつの条件としてわれわれは考えております。さらにこの高齢者福祉センターに併設をして、在宅介護支援センター、そしてヘルパーステーション、社会福祉協議会をそこにしております。小さきながらもそういう形で、医療と保健と福祉と、トータル合わせたシステムを構築してきているつもりでございます。もちろん、清川ですべて解決するわけではありません。しかし、在宅の支援をする上では、最低限のシステムとしてはそろっている。ここを拠点に、さらにはほかの町のさまざまな施設も組み合わせ、努力していきたいと。特にデイケアなどは、ほかの町村に大きくお世話になっておりますし、訪問リハビリ、訪問看護などもお世話になっております。そういうものをトータル合わせて、診療所がその中核となる、そういう包括ケアの中核となるということが、私は重要だろうと。それが清川の、清川地域の診療所の持つ特性かなと、このように今、考えております。以上です。

土生委員長（大野郡医師会長）

今のひとつの問題は、私がいかに言ってもいけないのかもしれませんが、合併した際に、確かにさっき平岡委員さんが言われたように、清川村というのは行政的には単位としては、感情面は別にして、行政単位としてはなくなるわけですね。豊後大野市の中の1つの地区として残るわけです。しかし僕らは、この会の中で非常に将来のことをしておがた病院に対しては割と、かなり、条件としてはかなり頑張っ、将来の財政収支の改善を狙ってかなり厳しい発言もしているわけです。だから清川村診療所の、清川の人の意見も大事なのですけれども、将来5年、10年たったときに、大野豊後市という地域の中で清川村診療所がどうあらねばならないかということをもっと抜きに審議をするということはたぶんできないのだと思います。ちょっと待ってください。確かにその、今言ったようにおがた病院まで車で行けば6分で行けると、では本当に行政単位がなくなったときに無医村というものが存在するのかなという議論に、行き着いてくるところはなると思っています。ただしひとつ問題点なのは、都立病院は統廃合する時に、一番都が議論しているのは、どういう形であれ、そこに診療所ないしは病院というものが出来て、それを利用する患

者さんが出来上がってしまったときに、それを廃止する、直ちに廃止するということは、やはりかなり社会的な影響が強いということ、非常にやはり都立病院統廃合の中では問題にやはりしています。だけど、では先に言った理由を述べて、清川村診療所はまったく現状で今のままで、ではおがた病院に厳しい判断を下すということに関してはやはり、少し整合性の不備というのものはやはり出てくるような気がしないでもないと思いますから。この辺のところは、本当に慎重に皆さんの意見を聞いてから審議したいと思うので。はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

これもおがた病院と一緒に思うのですが、この中の委員で清川村診療所はいらないと言っている人はだれもいないと思うのですよね。今、ちょっと委員長は廃止というちょっと言葉を使ったけれども。

土生委員長（大野郡医師会長）

廃止というのではない。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕の認識では、やはりおがた病院と同じように清川村に診療所が必要と認識しているわけですよね。例えばその経営形態について今ここで議論しているわけだし。先ほどすぐにはできないとおっしゃったけれども、これは将来、僕はある意味おがた病院と一緒に、将来の経営形態をここで論じているというふうに認識しているつもりですけども。「直ちに民営化しろ」なんて僕は言っているわけではまったくありません。ただ将来が、どれくらい将来かはちょっと、それは僕には理解できませんが。また合併後の調整という形になるのかもしれませんが。合併前の調整は難しいとおっしゃっているけれども、それは合併前に調整できるのかもしれませんが。それはこれからの話し合いだと思うのですが。将来の経営形態の方向性をやはりこの委員会で示すべきでしょうから。僕が先ほどからここで聞いているのは、なぜ町村立でなければいけないのかということ、あまりみなさんははっきり言ってくれないわけで。先ほどいわゆる医療・福祉、または保健・福祉。医療・介護・保健・福祉等を包括的にやっているからと言ったけれども、もろにこの間僕が言った佐賀関病院はそうですね。佐賀関病院が民営化する大前提が今言ったことですよね。今やっている医療・介護・保健・福祉を含めた地域的、地域の包括ケアを維持すると、その上で民営化するということで合意して、佐賀関は民営化したわけですよね。そういう例が身近にあるわけですよ。なにもすぐ僕は「民営化しろ」なんて言っているわけではない。ただ、将来の経営形態としてそういうことも十分に論議するに値するのではないかと申し上げているわけですから。そういったことも踏まえて意見をお聞きいただければ幸いです。

土生委員長（大野郡医師会長）

ではそういう説明をすればそれはもうその通りだと思いますが。平岡委員さん。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

現在はそういうあれでしょうけれども、新市になったときに清川の住民の皆さんが、コミュニティバスの終点をおがた病院まで延長すればですよ。自動的にあまり遠からぬ将来のうちに、清川のお年寄り、高齢者を中心にした方々が、どちらの清川の診療所に行くのか、おがた病院の方に行くのかという帰趨を、私は何度も足を運んでいるうちに、これは清川の住民の皆さんが自分たちで自動的に決まるのではないかというふうなちょっと感じを持ちましたので。そういうことで何も根拠はありませんよ。ですから赤字額もあまり多くないし、清川が25年もかけてあのコミュニティを育てたわけですから、新市にこのまま引き継いで、新市の新市長が何か医療関係のあれもつくるでしょうから、そういう中で討議してもらえばよいのではないかと。先送り論ですね、要するに。そういうことであります。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

そうするとおがた病院は先送りが駄目で、清川だけよいというふうに僕には聞こえるのですが。清川は先送りしてよいけれども、おがたはしてはいけないというふうに僕には聞こえるのですけれども。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

私は一番最初から言っていますよ。われわれが決めたのはおがた病院の存在を許しているわけでしょう。ただし赤

字の額が大き過ぎるので、それをどこまで圧縮できるか。そしておがた病院に通わない人々が、その赤字額を納得できる点はどこまでだろうかというようなことで、私は脳神経外科は今のおがた病院にとってはちょっと重荷過ぎませんかとかですね。もっと内容の改善に向かってうんと努力できませんかということを私は言ってきたのです。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、よいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

僕の考え方としては、民間でできることは民間でというようなことの考えで、その赤字が大きい少ないというのはあまり、まだその議論の次だと思つたのですよ。基本的には補助金があるから何とか、赤字だけでも補助金があるからそんなに赤字額は大きくないのだというけれども。結局僕が前に言ったように、補助金なんて回り回ってしまえば半分赤字国債で出して 80 兆の国家予算の中に 40 兆が税収で、40 兆が赤字国債でしょう。結局それが次の世代に回るわけ。だから額が大きいとか小さいとかすれば僕自身はないと思うのですよ。やはり民間でできることは民間でやるべきだというのが僕の考え方なので。だから「今すぐ民営化しろ」なんて先ほどから言っているように言っていないので。将来的にそういったこともいいわけで。せつかくね、さっき言った竹下先生みたいによい先生が来てくださったわけだから。定年もなくなるわけですよ。平岡さんね。70 なんて定年も民営化したらなくなるわけですよ。体の動く間、またはモチベーションの続く間、医師というのは仕事ができるわけですから。僕はその方が結果的に住民のためになるのではないかということを再三、先ほどから申し上げているわけですよ。はい。そのコミュニティバスに関しては先ほどから再三言うように、これはもう新市に引き継ぐわけですから。それは当然、足がなくなるわけで、民営化したらその足がなくなるわけではないわけでしょう。そういうご認識なんでしょう。5 町 2 村合併協議会の中で。ということをお僕は再三申し上げているわけで。僕は民間ではいけないというのがよく分からないのですよね。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

民間で悪いなどは全然言っていないのですよ、私。だからそういう選択肢もあるけれども、私は行って感じてみたところによると、そのように感じましたと、議論のネタを提供しているのです。藤島先生がそういうふうに思うのなら、その主張を強くして、皆さんの委員の同意を得ればよいではないですか。私はそれに固執しているわけではありません。ただ、竹下先生が公務員であれば、高齢者、過疎化が進んで患者さんが非常に低下して、赤字額が 1200 万とか 1300 万とか巨額になってきたときにですよ。民営化してしまえば、その責任は竹下先生個人にいくではないですか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それはそうです。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

そういうことで私は今まで清川に長い間、一生懸命勤めていただいた先生に、そんな形で「先生、ではお引き取りください」というのは言えないでしょうから。赤字額も少ないから、現状のままでも新市の新市長にその結末をあれしても、そう新市にかかる財政的負担は大きくないのではないかなということを言っているだけです。

藤島委員（大野郡医師会理事）

平岡さんの考えはよく分かるわけで、また理解もできるわけですがけれども、当然僕と平岡さんの考え方が違うわけなのですけれども。僕には平岡さんの意見はこういう形ですね。ほかの方々にもぜひ委員長、聞いてみてください。なぜ公的である必要があるか。

土生委員長（大野郡医師会長）

聞いてみます。本当になぜ公的であればいけないかという議論をすると、それはまたおがた病院にも降りかかってくるので。やはりひとつですね、さっき。

藤島委員（大野郡医師会理事）

前回おっしゃいましたよね。

土生委員長（大野郡医師会長）

うん。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それとまったく一緒のことですよ。

土生委員長（大野郡医師会長）

そうなのです。それを本当に論じ始めると、おがた病院の存在ということ自体にもまた跳ね返ってくる問題もある。

藤島委員（大野郡医師会理事）

もう出来ちゃった。

土生委員長（大野郡医師会長）

それは清川村診療所もあるのですよね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

つくっちゃった。

土生委員長（大野郡医師会長）

事の大小、赤字の大小という差はあるのですけれども、では本質論で話をしていくと、それはないということになってしまうのですよね。ただここは、ただ現実的解釈で、委員長としてもまったく清川村診療所にはいくら額は小さいけれどもまったく何もなくて、おがた病院だけかせ手かせがはまるという形はやはりあれなので。その赤字額によって程度の差はあっても、やはり多少なりともその経営改善ということをですね。では将来にわたって民営化を目指すというような形はやはりある程度は取らないと、このまま自然消滅型で清川の住民さん、実は今日一日1人しか来ないんだよみたいな、今の1人とか2人とかしか来ない急患センターみたいな状態になったときに、それはやはり禍根を残すと思うので。まったくこのまま自然消滅で自然に任せるというので、おがた病院は経営改善に向けてかなり規制をするというのは、ちょっと僕も少し不公平感があるので。どちらにしてもまったくゼロ、真っ黒と真っ白というのはちょっと僕も個人的には少し厳しいのではないかと、感情的に厳しいのではないかという気がしますから、やはりそこで経営改善という努力。また黒字にならなくても赤字額がかなり縮小できるということが、ある程度前提条件にならないと民営化しなくてよいということにはならないのではないかということですね。その意見を聞いて。では平岡委員さん。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

私は、全然民営化にするとかあれではなくて、同じおがた病院と同じ土俵に乗せるのなら、5つのあれをちゃんと審査すればよいではないですか。それが原点ですよ。私はそう皆さんに、あれするのなら、5つの項目を議論しましょうよ。私は今までの発言を撤回します、それでは。以上です。

土生委員長（大野郡医師会長）

その通り。ただですね、医師1人、看護師総数数名の病院に全部適用とか一部適用とかいう議論はちょっとあれなので。それを一言でいえば、清川村診療所は経営改善がどのくらいまで見込めるのかと。それによって、その経営額が例えば年間もう100万も赤字が出ないことが将来見込める可能性があるのだと、今から逆に増えていって1200も2000万も赤字補てんがいてるというのでは、話は変わってくると思うのですけれどもね。はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それは委員長、僕が先ほど言ったように、安達所長が前回おっしゃった、まず最初の入口として、公平であるとか必要があるか、民間ではいけないのかという議論を踏まえてやるべきだとおっしゃったですよ、おがた病院に対して。それはその通りです。だが、おがた病院が先に出来てしまったものだからしょうがないわけで。出来たものをい

かに有効に利用しようかということで、皆が集まって知恵を絞っているわけですよ。清川は出来て約 20 年が過ぎているわけですから。これからいずれは新築とか移転とか、そういったことも議論して、いずれは残るのでしょうか、その前の段階ですから。ある意味でそれこそ佐賀関みたいな前例もあるわけですから。そういったことが結局、必要性ということを僕は、今言った平岡さんが 5 つの経営形態で議論しろと、それはまさにその通りだと思うのですよ。正論でいうとですね。だからそういったことで僕はやっていくべきだと。清川は小さいから簡単に済ませてよいというわけではないと思うのですよ。清川村の方々にとっては非常に大きな問題ですから、おがた病院と同じように力を入れて、場合によっては時間をかけて審議するべきだというのが僕の考え方だから。僕は委員長の話を聞いた時、その辺がちょっとどうかなと思ったようなところがある。それはおがた病院と同じだけパワーを入れて、時間もかけて。

土生委員長（大野郡医師会長）

パワーは対等に入れなければいけないと思います。

藤島委員（大野郡医師会理事）

もちろんそうです。

土生委員長（大野郡医師会長）

ただ、選択肢はおがた病院ほどはないのではないかと思います。

藤島委員（大野郡医師会理事）

だから時間的にやはり、今言ったように全体が小さいものだから、あまり話は長くはかからないわけですよ。だから、だったら今言ったように 5 つの経営形態、やりましょうよ。平岡さんがおっしゃったように。その方が正論だと思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

どうですか。ほかの方の意見は、では当事者の竹下先生。当事者だから本当は口を挟んではいけないのですけれども。では三角先生。

三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））

私、開業医の先生のいろいろなお気持ちとかですね。よく分からないのですけれども。結局、行政といってしまうか、自治体でやる場合には、ある先生がちょっとチラッと言われた、いわゆる政策医療といいますが、保健・医療・介護・福祉、そういうことをトータルとして一応は組織としてやりますので、そういう面をカバーできる可能性が高いのではないかと。それを個人でされる場合にはどうしてもやはり政策的にというわけではなくて、個人のご努力の範囲内でされるということで、サービスの中身がどうしても公的な医師としてやる場合と、個人としてやる場合には異なってくる可能性が高いのではないかとというようなことで、理想的なこともかもしれないけれどもできればやはり公的な診療所としてやられる方が全般的な、医療面の全般的なことが網羅できるし、現状ではそういう方向にご努力をされているのではないだろうかというふうに思うのです。それがもし個人になるとやっぱり、個人のその思惑の範囲内でされる可能性が出てきやしないかというふうなことを危くしているのですけれどもね。よく分からないので。

今、委員長から言付かったのは、ちょっと休憩してくれと、帰ってくるまで。というふうな言つてでした。たぶんすぐ帰ってこられると思いますので。数分間、休憩ということにさせていただきます。

（休憩）

土生委員長（大野郡医師会長）

会議を再開します。会議を再開する前に、石川委員さんがどうしても 10 時までに帰宅しないとけない用事があるということで、一応、休み時間に入った時点で退席をしました。それから先ほど、マスタープランの設定したヘルスコンサルタントの、そこに報告書を一応用意したそうです。ちょっととりあえず、先に審議にいきたいと思いますが、閲覧と。すみません、これはどういう形にしましょうかね。これは平岡委員さん、この書類を全部コピーというのはどうですか。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

もうコピーしなくてよいです。何年にどういう書類を作ったということのあれで。

藤島委員（大野郡医師会理事）

費用とだれがどのくらい。その掛かった費用とか。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

費用とかが分かれば。

土生委員長（大野郡医師会長）

ではこの書類に関して、ここに出席されている委員さんに関しては一応閲覧を許可、随時閲覧を許可という形よろしいですか。ちゃんと時間を。

藤島委員（大野郡医師会理事）

おれはPDF資料が欲しい。

土生委員長（大野郡医師会長）

欲しい。これは何ページくらいありますか、全部で。ちょっとすみません。1枚1枚コピーすれば何枚でもいいけるけれども。だからだれかが1回全部コピーして。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長に任せますよ、やり方について。私は。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

委員長。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

何度も言いますが、こういう、これだけのものをもらおうと読むのに1カ月では、私は相当読むのは速いけれども、読めませんからね。もう頂かない方がよいです。ただその表紙にありますように、何年の何月にどういうことをして、どこに委託して、どういう委員さんがいたということまで分かればよいのですが。私はこういう書類を現実におがた病院が作ったと、いつごろどういうふうにしたということが分かればそれで結構です。

土生委員長（大野郡医師会長）

メールで送るか送らないかということは、ちょっと現実的にこれ全部やるとなると相当手間がかかりますので、ちょっと医師会、やるとすればちょっとこれはおがたに、今の段階でどうしようというわけにはいかないの、ちょっと個別に後で交渉します。もちろん、ただ、今日約束して、一応委員の方は閲覧可能であるということはよいですか。はい。委員の方は一応許可を取って。これは全部公開というのは難しいと思いますから、委員の方は閲覧を可能ということで。はい。

藤島委員（大野郡医師会理事）

私は欲しい。

土生委員長（大野郡医師会長）

だからそれはちょっと、今から後で検討します。だけどちょっとここでそれをどうするという事は。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長に一任します。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、分かりました。では。

藤島委員（大野郡医師会理事）

原則的に情報開示すべきだから。

土生委員長（大野郡医師会長）

委員のレベルはよいと思う。委員のレベルは、閲覧許可ということは、要はだれがコピーするということが一応、おがた病院、緒方町でなければよいのね。はい。コピーの仕方はちょっと相談を、後でちょっとします。はい。では議事に戻りたいと思います。清川への質問。竹下先生、では発言しました。

竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）

民営化のメリットもあります。自分も文言の通り経営許可で、もうちょっとサービスをすることができるかもしれませんが。そういう面はあります。だからデメリットは保健とか学校とかいろいろ出ておりますけれども、やはり経営が主体になりますと、どうしてもその経営に主力をおかないといけないということが出ないと、存続さえあるか分からないのですから、大都市であれば考えられるのはあるけれど、まあ良いでしょうけれど。確かに役場から6分のところに公立おがた病院があります。だけど、私が今、問題にしていることはもっと奥の人というか、例えばもと鉱山があったそうですが、その近場の東とかその街道なんですけど、一番車でお困りの方がその近くのもっと奥の人です。そういう人たちを対象にしますと、わずかな年金を頂いているお年寄りの方ですね、食べることなく年老いて働くことも出来ない。そういう人たちがわずかながら医療費を惜しんで来ておられるわけです。体が悪いけれども、どうにも悪くなるまで我慢している状況です。これは具合の悪い人にはなかなか分かっていただけないと思います。それで、そういう人たちは非常に困っていきますと病院に入院するのもお金がいるから、本当に困るという方たちです。そういう人たちのためには官立で多少赤字でも、私も赤字というのは、私自身あまりつけられません。やっぱり制御とかプラマイゼロぐらいであまりもうけようとも思いません。やはり診療所が成り立っていくには、資本主義の社会ですから、やはりお金が第一ですね。そういうことを考えますと、今一番お尋ねをいただいたのは、平岡委員さんです。感謝しております。よくうちのことをご理解いただけてもらえて、本当ありがたく思っております。そういう状況ですので、民営化は無理ではないかなと思っております。民営になりますと、私はあまりお金の計算をするのが苦手でして、どっちかという患者さんの病気やけががよくなって喜ばれる、これが楽しみで来たようなところがあります。それで私もお金が入ってこないのも、もちろん困りますけれども、それほど普通にできればという考えでやってきました。診療所も全く私と同じような立場で現在あるわけです。だんだん過疎化していて、大都市ならば私も自信がありますが、へき地で独立でやっていけるか私は全く自信がございません。それだけお話ししておきます。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

はい、今、非常に現場の竹下先生の率直なご意見だと話を聞いて思ったのですが、ちょっとお聞きして良いですか。今、竹下先生のお話を聞いておられると、おがた病院にかかれる方のほとんどの方がいわゆる短期かまたは短期であってもまたは国民健康保険一部負担金を結構未収の方が多とか、または資格証明者で全く未収だっ方がほとんどだっということで理解してほしいわけです。でも、それはやはりどこの診療所でも病院でもある話です。そういう人ばかりではありません。一部の人のみです。

土生委員長（大野郡医師会長）

後藤課長さん、声を出して言ってください。あとで議事録が要りますので。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

藤島先生のご質問にお答えしますと、今、私の方にかかられている患者さんがおっしゃるように資格者であるとか未納状態が続いているという方が多数いるわけではもちろんございません。ただご承知かと思っておりますけれども、例えば80歳以上の年金者の方というのは、国民年金で月々3万円で生活されている方がいらっしゃいます。これは非常

に厳しいです。ある意味では田舎の良さかもしれませんが、そういう中で生活保護の受給を受けないで頑張っているわけですね。一方で、医療から社会保険からさまざまな負担が高まっておりますので、私どもを受診していただいている方のほとんどが国保の老人ですので、大変な負担の下でやっているということをご理解をいただきたいと思っております。

それからまあ平岡さんはお元気で本当に車もどんどん乗って歩いてですね、ましてやわずか6分でうちの診療所から行けますけれども、そういう手段を持たない、今、コミュニティバスができたものの必ずしも緒方まで行くわけでもないし、行くとすればタクシーや隣近所の人にご協力をいただくというしか方法がないわけです。まあ三重に来る場合、まあ送迎バスがあるところはそういうことにもなります。まあそういう状態でございますので、うちの診療所からは確かに緒方はそう遠くない、三重にしてもそう遠くはないと思っておりますが、清川村全域を考えた場合には、非常に厳しい環境にあるということをご理解をいただきたいと思っております。

それから委員長、少し発言してもよろしいでしょうか。質問に対する答えではないのですが。

土生委員長（大野郡医師会長）

内容によります。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

もし私の答えがみなさん方にうまくなかったら、委員長いつでもストップしていただいても結構です。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、じゃあ一応許可します。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

先ほどから開設した時から申し上げていますように、ある意味で政策的に診療所の公的な開設をしたところがございます。これは他の福祉のさまざまな行政であるとか、建設関係のさまざまな行政であるとか、そういうものと基本的な考え方としては何ら変わらないわけです。政策判断でそういう政策医療を始めたということをご理解いただきたいと思っております。

それから一般的意見として、これは決して診療所だけではなくて、私はすべての行政分野において、今までと変わらないサービスが提供できるのであれば、民間になってもいっこうに構わない。それは医療に限らないと思っております。すべての分野で民間の方が今と変わらない、住民の方が今と変わらないサービスを需要できれば、行政がやる必要はないのです。むしろそれが出来ない。必要だけでもできない分野を行政が担うというのが、行政の仕事だと私は思っておりますので、診療所に限らず一般的な意見としてそういうふうに考えております。

土生委員長（大野郡医師会長）

ありがとうございました。はい、森委員さん、どうぞ。

森委員（大野郡5町2村商工会代表（朝地町商工会長））

今、清川診療所の問題ですけれども、これが民営化の問題に今、出ておりますけれども、藤島先生もすぐ民営化せよと言っておられるわけでもございません。委員会自体が5町2村の合併協議会の中の委員会でございますので、その合併のためにこのおがた病院、清川の診療所をどうするかという委員会でございますから、その中間報告にもございましたように、もちろんその経営の独立性を高めるように努力することは当然でございますし、さらに議論を進めれば民営化も視野に入れて合併は現状のままで行くというようなことが、私は良いのではなからうかという意見でございます。以上です。

土生委員長（大野郡医師会長）

ありがとうございました。そうですね、私は個人的には、今、竹下先生、後藤課長さんの意見に非常に似たようなものがあります。しかし、やはりこういう会議の中で、確かに赤字の額、規模の大きさ、いろんな問題もありますが、やはりそのおがた病院のある人たちにとっては、小さいながらも清川診療所は合併に関しては現状のままで、おがた病院は正確になると赤字の額の問題もありますが、ペナルティーというのはおかしいですけど、全くノーコメントでというのは、やはりそれに対しては、経営改善は少なくとも赤字であってもこのくらいの努力はできるというような、そういうひとつの提言がないとですね、規模の小ささはあっても、やはり清川村の人の感情と緒方町の人の感情

の中で言えば、清川は何で額が少ないから良くて、おれたちのところは何でこんなに厳しい規制が委員会から出るのかということもありますから、多少の規模による赤字差、修正の差があったとしても、全く何もおかまいなしに近くて、それでも例えば合併後2年以内に確実に民営化にするという条件が付けば話は別ですが、そうでなければやはり感情論としていけば、緒方の人にとって清川がノーコンディションであるということは、なかなか感情論としては成り立たないんじゃないかということは委員長として心配します。だけど皆さんがそれはそれで良いと言うなら話は別ですけども、私はそういうことを心配しています。

森委員（大野郡5町2村商工会代表（朝地町商工会長））

今の委員長のお言葉ですけど、もっともだと思いますけれども、そのおがた病院に何らかのペナルティーを科すというようなことはまだ決まってないでしょう。

土生委員長（大野郡医師会長）

ペナルティーは科しません。

森委員（大野郡5町2村商工会代表（朝地町商工会長））

ペナルティーは科さない。条件が付きませんか。

土生委員長（大野郡医師会長）

今の全体の流れから言いますと、おがたを今の現状の経営形態のまま移行させるかどうかということは、今から審議することですけどね。それを前回の話を聞いた時に一部適用という意見は比較的少なかったもので、予測の中で言っているのですが、私が決めることではありません。みんなが決めることでありますが、前回、私がそういう意図の質問ではなかったんですけど、今後の審議方針に関してはどのように審議を進めたら良いのかという中で、皆さんの大体の意見を聞いたところは、ある程度はそういう方向なのかなという判断をしましたので。

藤島委員（大野郡医師会理事）

はい。先ほどちょっと休憩の時に坪山先生と雑談の中に出たんですが、今、僕も言った通り森さんもおっしゃったように、直ちに民営化にしろと言っているのではなくて、本当に将来ですよ、どんなにも新市になって決めるでしょうけれども、それができれば民営化というのは僕は個人的に視野に入れるべきであるということを思っていますが、ある意味おがた病院の経営形態がリンクしてくる部分もあるというわけです。大分の県立病院と大分の県立三重病院と同じような形で、今度全部適用になっていわゆる病院管理局の中に2つとも入るわけです。おそらくそういった形でこれからまたおがた病院も議論されるわけですが、おがた病院が今の状況の維持で良いという一部適用かまたは改革していこうということで全適か民営化も含めて議論をされるのですが、ある意味その今まで通りの補助金を入れる形になるとしたら、おそらくそれに伴ってしばらくは清川もそういう形でと、僕は個人的にも落ち着くと思うのです。ただ、その先のお話を僕は民営化と言っておるわけなんで直ちに言っておるわけではないので、その辺のところもやっぱりちょっと全く関係がないようでかなり関係しているのが正直なところなので、もちろん先ほどお話が出たように5つの経営形態でお話しているところもやはりその通りだと思いますので、こういったやはりおがた病院と同じような形で議論を進めていくべきであるというふうに思いますが、現時点ではそういった形を僕は落ち着くのかなと思っています。

土生委員長（大野郡医師会長）

時間が経つと審議した経緯というのは皆さん時々、不確かなので確認しておきます。中間報告までの経過を見ますと、僕らはここでおがた病院をどうこうというのではなく、できてしまったおがた病院をどうやってみんなの中に活かして何とかこう押し込めようかと成り立つように審議をしてきた。だから逆にいうと、消去法の審議をしているわけです。まずはっきりいうと一番の問題は何かということ収益をうんと上げて黒字体質になって黒字であって、むしろ新しい市がプラスだよというのが一番難がなかったのかもしれませんが、しかし現状は非常に投資をしまして、今からの返済計画が出てきまして、それは良く分かりませんが、年間2億6000万円の補助金をもらって経営が危なくなるということ自体が、普通、民間ではあり得ないことですから、そういう中でやっていってうまくいったとしても、その中で例えばこれを民営化したら、おがた病院は存続が難しいから一応検討はするが民営化は難しいのではというような暗黙のコンセンサスの中で議論をしてきているわけですね。その次は、おがた病院は最初からこれが利用している多くの患者さんもおって、これがいくら経営的に赤字だからといって、今すぐの段階で廃止とかいうこ

ともあり得ないということは議論するまでもなく、皆さんの共通のコンセンサスの中でやってきたわけですよ。だから、その次は経営形態として、確かにちゃんと5項目は審議するし、皆に持ち帰って説明するためには、民営化は無理があるということは言わないといけないと真面目な審議で来ています。だから、今までおがた病院というのは、審議の中でこれはできない、これはできない、これをすると非常に厳しいという状況の中で、消去法で選んできているから、非常に苦しい中で僕らも審議しているのです。かといって経緯からいって状況のままが良いというのは、なかなか政治的には難しいだろうという状況はみんな暗黙の了承です。でも清川診療所の議論というのは逆に言うと、それだけ同じように議論しなくてはいけないけど、議論は消去法ではなくて、前向き議論になってくるのです。そこんときは森委員さんには不服だったのかも知れないけれど、少し調整をしないと審議の経過もほとんどされていませんし、おがた病院の方は結論は出ていないにしても、かなりいろんな意見は皆さん述べていますから、大体僕の発言がもし不適切だったら訂正しますけれども、おがた病院は現状のままということは、なかなか、今から審議するのですけれども、それはちょっと僕は失言であれば、僕は訂正致します。生野委員さん。

生野委員（大野郡5町2村議長会代表（三重町議会議長））

清川診療所の15年度の一日の平均患者さんが31.8人ということで、今年になりまして4月以降コミュニティバスも走り出し、さらにまたおがた病院も新築しました。ですからこの診療所の方に患者さんがいるのだろうか。またおがた病院の方に流れたのか。大体一日の患者さんはどうなっているのか動向をちょっと分かればお聞きしたいです。

土生委員長（大野郡医師会長）

どちらから、じゃあ後藤課長さんからお願いします。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

生野委員さんのご質問にお答えしたいと思います。率直に申し上げまして、コミュニティバスが走り出したことによって増えたという数字はあまり多くありません。さらにおがた病院がああいう形で新築をして、より充実した医療を提供をするという形になったときに、うちの診療所を受診されていた方がおがた病院に行っていないかということですが、それは行っていると思います。ただ、それは今のところでは大きな差ではなくて、新たに診療所を受診されている方も当然いますので、トータルからいうと7月の実績がありますので、7月の実績がトータル延べ受診回数か608回ですので、仮に単純に20で割れば30という数字が出て、あまり変わっていないということが言えます。今後を見てみないと何とも言えませんけれども、コミュニティバスによって増えたという割合は非常に低い。だからおがた病院が出来たことによって、おがた病院にかかりやすくなったという側面はあるだろうなと、そのことによって何人かの患者さんがそっちに移った方もいらっしゃるなという気はしております。ただ、新規に増えた方もいます。先ほども言いましたようにトータルとしてはあまり大きく変わっていないという現状です。

土生委員長（大野郡医師会長）

よろしいですか。ちなみにですね、大分市のクリニックの平均外来患者数って知ってますか。15、16人です。でも民営でやっていますよ。新規開業で1、2年が大体10人いかないところがかなりあって、割とそこそこいっているところが15人ぐらいで、だから先生、逆に言うと30人も来られているということは、1人あたりの単価の問題もありますけれども、経営努力の改善の余地はあるじゃないですかね、先生。

竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）

あの私は経営はタッチしていないのですが、村の役場の村長さんや課長さんが今までやってこられたわけで、私は数字を見るだけでもその大変ですし、やれとすればやっても良いのですけれども。

土生委員長（大野郡医師会長）

質問を変えます。先生ではなくて、後藤課長さんの方に質問を振ります。

竹下委員（清川村国民健康保険直営診療所長）

なかなか難しいところがあるのです。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

私は役場の職員で決算とかの数字はあたりますけれども、医療のもちろん専門家ではありませんので、そこら辺は

分かりません。だから診療所の経営はバックボーンを踏まえた上でということですね。なかなか難しいですけども、私の方は先ほど言いました初期診療だけです。在宅医療をして訪問往診を結構やっております。そういう人たちの数が大体 20 人以上は往診をやっております。そういう形で非常に効率性が悪いと言えば効率性が悪いです。しかもやるのが単価的にあまり高くないという現実も確かにあると思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

先ほど出た 5 つの経営形態について、僕は今度次回のときに後藤さんの方から補助金の繰入等も含めて、おがた病院の方からも資料が出ていますよね。そういった形で僕は出していただいたらどうかと。ただ、個人的には僕さっきも言ったのですが、とりあえずは 3 月 31 日は合併ですから、そんなに期限がないわけですから、平たく言うとおがた病院と同じ経営形態の方がどちらかということのまましばらくはやりやすいと思うんですよね。将来的には僕は僕個人は民営化と。ただ、民営化の中の完全民営化と公設民営化があるわけですけども、そこははっきり言わずに、合併に関してはここはおがた病院と同じ経営形態にして病院局側で管理するという形ですけども、将来では民営化にするという形の方向ということにして良いのではないかと思っているのです。ただこの議論の中では 5 つ順番に議論をしていくべきだとあれば、その中の資料として後藤さんの方の資料を作っていただいてどうかと。

土生委員長（大野郡医師会長）

あのちょっと補足説明をします。事務局にお尋ねしますけれども、もしこのままおがた病院と直営診療所としての清川村が大野豊後市に吸収された場合、経営スタイルの統一性ということは何の自治体でもちゃんと言ってますから、そこら辺のところを今度、議論しないといけないうことになってしまいますけれどもね。ちょっと診療所と病院ですけども、2 つの病院が 1 つの病院と同じ自治体の中で、一部適用と一方が全適用とか、一部が独立行政とかになれば別ですけども、そういうふうな形にならなくて経営形態の統一性ということは割りと言われています。法律的根拠があるかどうかは私も知りません。

倉原事務局次長

よろしいでしょうか、委員長。5 つの経営形態というのは、前回おがた病院を対象に資料をお出ししたところです。診療所につきまして申し上げますと、まずその公設民営化を民営化というのは、これは病院であり診療所であり検討の選択肢としては成り立つと思いますが、地方公営企業法適用を診療所に対してですね、適用しているというのは、事例としては聞いたことがないわけでありまして。そもそも病院事業について公営企業法で規程があるわけですが、用語の定義ですが、診療所は病院と異なる。診療所については患者を入院させるための施設の有するなど。または 19 人以下の患者を入院させるための施設を有するものというのが医療法上の定義でございますが、今現在で合併論議の中で診療所をそのまま地方公営企業法に適用したという事例はないと考えております。

事例と致しましては中津の方で、ここは病院も診療所もあるわけですが、これにつきましても協定項目は終わっておりまして、中津病院についてはもう市立病院と、診療所については国保の直営診療所という形でそのまま残すというふうな協定項目になっているようでありまして。ですから 5 つの経営形態がストレートに診療所に適用されるかどうかということはちょっとどうかと思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

どうかなというのはおっしゃったのは倉原さん、法的に問題があると理解してよろしいわけですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

お答えして倉原さん。

倉原事務局次長

ちょっと確認させていただきたいという趣旨でございます。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それは確認していただいて。

土生委員長（大野郡医師会長）

例はありますよね。島嶼（とうしょ）医療なんかでやっているところで、いわゆる政策医療として診療所をいくつか持っている地方自治体っていうのもありますから、そこら辺も。

倉原事務局次長

自治体が持っている診療所というのはいっぱいあるのですが、それをストレートに今、5つの経営形態という中で使えるかどうかというご質問だったと思うのですが、少し時間をいただければ資料が向こうにありますので確認してそれをご回答したいと思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

議論はしますが、5つの経営形態をおがた病院が同様に議論できるかということをやっと調べたいと思いますので早急に。やはり今の財務はどういう所定でやっていますかね、後藤課長さんの説明を。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

今の財務は複式ではなくて行政の単式方式であります。それを例えば県などに報告するときには、その単式から数字を導き出して企業会計としての報告は致しております。私の方の予算決算はすべて行政の単式方式でございます。

土生委員長（大野郡医師会長）

報告するときは企業。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

そうです。数字が大きくないですから、引き抜きがそう難しくない。企業会計の方も引き抜きをして例えば財務局あたりに報告は致しております。

土生委員長（大野郡医師会長）

この前渡したのはその時の企業じゃないやつですね。はい、どうぞ、安達先生。

安達委員（三重保健所長）

清川診療所につきましては、診療所発足自体が前の開業医の先生が亡くなってこういうことになったということでその政策行政として公的な診療所を作ったんです。それを今言っているということ。

土生委員長（大野郡医師会長）

詳しく言いますと、最後におられた村田先生が、自分が亡くなった場合、清川が無医村になるということを非常に心配されまして、大分医大でだいぶ前に亡くなりましたけれども、先生がかなり行政に確か働きかけましたよね。それで自分がいなくなっても無医村にならないように清川診療所設立というのにかなり尽力されたということは医師会報の中に残っています。

安達委員（三重保健所長）

今の段階でもし清川診療所がなくなれば、清川は無医村になるわけでございます。新市になった場合に、もし診療所がなくなれば無医地区というのできるわけです。それが政策医療という形で、それに対して新市が何らかの手当てをするか、新市の政策としてすることになると思います。今、他の診療所のある町でもしその診療所が何らかの理由で廃止になったという場合には、またそこに無医地区ができますから、またそのときに新市が政策医療という形でそこに大きな診療所を作るなり、誘致するなりそうなると思います。今の清川診療所というのは、そういう経緯で法的にはきているということであり、今もちろんそれがなくなるとことは行政サービスがある程度低下するということでマイナスの要素になりますね。診療所を継続せないかんということになりますけれども、それを今の段階で

竹下先生が個人でやるとか、絶対的に誰かが民営化でやるというのがあるんであれば議論する点はあると思うのですが、今の段階では実際問題ですね、個人で清川に開業する先生がいるかということになるとなかなか難しいのではないかと思いますし、竹下先生が8年間という契約で竹下先生ももしくなくなったとした場合に、誰かを公的な形で雇うことになると思います。ですからそれについては今の段階で将来的に民営化でいくという考えを持っているというのは分かるのですけれども、今の段階でそれまで言えるかどうかという点。

土生委員長（大野郡医師会長）

藤島先生。良いですか。それまだありますか。ちょっと待って。

安達委員（三重保健所長）

今の段階としては僕は法的な形で継続して新市の政策という形で引き継ぐというのが、それが良いのではと思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島先生。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ある意味、朝地町なんがそうですね。山口先生が亡くなれば羽田野先生が閉院し、今、お医者さんが誰もいなくなったことで危機感を持っている状況でもあって、筑波先生がご夫婦で別々に筑波先生の旦那さんはほとんど大野町のはしっこを回られておりますが、全くその方が良いと言ってしまうまでですが、本当に探せばですね、探していないのには言い切れないと思います。今すぐに僕は民営化と何度も言っているわけではないですよ。将来的に僕は完全民営化か公設民営化ということにしても、民営化にやるべきではないかと僕は申し上げているわけで、なるべくすぐに民営化しようといっているわけではないですよ。ある意味、安達先生は監督官庁だから監督する立場ですからあれですけど。中間報告でおがた病院と清川診療所は存在価値をみんな認めているのだから。そう言っているのですから、それに対して将来的に良いのかということで議論をしているわけですよ。だから、その赤字額を大きい小さいというのは僕はあまり問題ではないと思っているのですが、皆さんの意見ですから。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、分かりました。無医地区って概念。これは間違いなく無医地区っていう概念が発生するわけですか。ちょっと後藤課長さん。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

県概念、国の概念でそれが国保の運営費の補助にも関係しているのですけれども、清川村という今現代の地域はいわゆる過疎地域ということになります。新市になっても過疎地域という規定は変わりません。そこに存在する医療機関で最寄りの医療機関に公的交通機関を使って30分以上かかる場合というのはへき地診療所という規定になっています。それが運営費の国保の会計側の中からも赤字が出れば3分の2を補助するという仕組みになっているわけです。それでその診療所がなくなる周辺、最寄りの医療機関から4キロの輪を書いてその枠内に入らない地域ができれば、それは無医地区ということになります。4キロです。一般的に円を書いて4キロ。それはおおむね4キロということになっていますから、完全に4キロではないのです。私の場合は3キロの場合でも無医地区になっているところもあります。地区といってもこれだけありますから、ここここでもまた違うということがありますので、おおむね4キロということになっていますので、清川の場合もし仮に診療所とかがなくなればかなりの地域が無医地区になるというふうに思っております。今は清川の中では大白谷という地域、平石という地域、左右知という地域の一部が無医地区ということになっております。伏野という地域もほとんどがあたるのですが、ごく一部が4キロの輪に引っかかるものですからそこに入っていないけれども、伏野という地区もほとんどが実は無医地区の状態です。それが清川診療所となれば、砂田、天神とか雨堤、白尾のこういふ何地区かは入らないと思いますが、他の地区は無医地区になるだろうと思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

ありがとうございました。今、補足します。診療所単体で公営企業法の適用はないそうです。複数の診療所を統括して公営企業法の適用は良いのですかね。詳しく今、倉原さんに説明していただきます。はい、お願いします、倉原

さん。

倉原事務局次長

はい、今、ちょっと確認を致しました。まず地方公営企業法は診療所単体としては病院事業という枠には入らないので該当しないと。もう1点独立行政法人に該当するかどうかというところを確認致しました。地方独立行政法人法そのものの対象が前々回で出しました治験研究を行う機関、公立大学設置・管理、そして公営企業担当事業の経営、社会福祉事業の経営、一定の公共施設の設置・管理という対象の中から見ますと、公営企業法担当にならないという限りでは、地方独立行政法人法の対象論議にも今の形ではなれないと。ですから今現在で経営検討するとすれば、公設民営化か完全な民営化か今の国保の診療所の形の3つのパターンということでご報告致します。以上です。

土生委員長（大野郡医師会長）

スケールの3つの検討課題ということになります。発言、はい、藤島先生。

藤島委員（大野郡医師会理事）

今の話はその3つの経営形態でご議論するということになると思いますから、これだけのその形の資料を作っていたかどうかというのは、委員長、いかがでしょうか。

土生委員長（大野郡医師会長）

分かりました。ちょっと皆さん、私が配りました資料の終わりから5ページ目取りまとめのイメージというのがあります。これは独立行政法人を施行するにあたって、診療形態に求められる案件として載せてます。これは独立行政法人に限らず、今、非常に公営企業法の一部適用、全部適用の問題が全国的に公立病院で問題になっていますけれども、ここに書いていることはそのまま経営形態の話を除けば、どちらの体制においても求められることが割と簡素化されて載っております。やはりその2番に関しましては独立行政法人化の趣旨はちょっと話題がずれますけれども、効率的効果的は実施、改革の絶好の機会等々いろいろ書いておりますが、経営形態が非常にテーマになっているのですけれども、要はどちらの診療機関に対しても、今の赤字を減らして経営効率を上げて独立採算の方の書き替えにしますと、民営化というのに直結しますが、民営化という意味ではなくて、自己収支をちゃんと取れるような健全経営に持っていく精神はある程度やっぱり発揮されないと不公平ではないかということをお先ほど言いたかったわけですが、この細部に関しましてはちょっと今の独立行政法人の細部に関しては、今の清川診療所そのものには当てはまらないと思いますので、これはひとつのその病院の経営改善として国およびが策定したひとつの素案というふうに取り取ってください。こちら辺は非常によくかなり切り込んでいると思います。本当に実施できるかどうかは別としてですね。はい、野田先生、お待たせしました。すみません。

野田委員（公立おがた総合病院長）

清川診療所とおがた病院というのは機能分担してうまい具合にすみ分けてお互いに仲良くやっておるのですね。先ほど30何名という患者さんがおいでになって、われわれは三十何名も地域の方が診療所に通っていらっしゃるのかというふうに感じるわけです。地域の人にとってはそれだけ感激されている診療所であるのかなってことです。それから先ほどの750万という診療所についての交付金の繰り入れがあればちょうど経理的にはちょうど良いぐらいではないですかというお話だったと思います。ということは現実には一般会計上に赤字があったけれども、うまい具合にそれを繰り入れることによって経営的にもまあそんなにめっちゃかな赤字ではないというお金のお話ができると思います。3番目の民営化ですけれども、それは地域によっては民間というものはそういったひとつの医療というものを展開されていらっしゃる所がいっぱいございます。ただし、それは人口の多いところに限られているのですね。かなりの人口がないと民間の医療機関というのはなかなか大変であるということが言えます。それで過疎において民営化を導入いたしますと、やはり負担の逆進性であってお金持ちの方はそんなに負担になりません。ですが弱者の方にとっては負担が非常に増えてきます。これはどこにでもいわれていることでございます。公的な資金のルートがあるのならば、それはやはり将来までずっとなるべくとおかれた方が地域にとっての発展できるのは有利だと思います。大きい目を見た場合に公的なお金が地域に入ってくるとすれば、これは地域にとって大事にしていけないといけないうことであると、私はそういうことから考えますと清川診療所というのは先ほど言いました国保直診、現状維持ということは非常にお金があると思います。現状維持だったら何もしないということになりますから、国保直診といった形態でありながらやはり経営改革であります。改革はやっていくべきであろうと思います。従いまして現状維持という言葉の使い方はございませんけれども、国保直診の形態の状態というふうには私は思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

先ほど言ったのですが、3つの経営形態が現状で議論する余地があることですから、それは資料を作っていたいで次回で議論すると、その中で今までで良いと議論があれば、将来的に民営化にしよう。ただしどちらにしても診療所だからと公営企業の適用にならないということだけでも、それはある意味、新市になるときにөгた病院と一緒に国保の直営診療所になったとしても、それに対してそういう恒久化をまたは最小化で行けるような方向性で、やはりそれは指導して行く、または改善していくことは必要はあるということはず大前提ですよ。

土生委員長（大野郡医師会長）

経営形態の中でもう1つ選択肢が抜けています。さっき民営化、直営化しか出ていませんけれども、お医者さんとは割と初期投資が多いあれです。ある程度の機能を果たすために建物・機械に初期投資が多いところなんですけど、逆に言うと30人も頼られているのであれば、例えば公設民営形なんかであれば初期投資の部分が省かれると、その日のお金が入ってその辺のできるお金があれば良いという形態もあるから、公設民営化というのもひとつの長生きするひとつの手として検討すべき問題でありますよね。だから話が極端で民営、直営に分かれてしまったけれども、選択肢の中でさっき倉原さんもおっしゃいましたけれども、公設民営という手も。ただこの中で一番大事なことはですね、公立病院に問われていることは経営意識の改革というのが問われているのですね。現状を考えて黒字にならないといけないという議論ばかりになっていますけれども、やはり現状では前例として経営意識が変わったという例がないということも確かです。だから経営形態と経営意識というのはなかなか難しい問題ですけども、やはり現状のまま、このままということよりも経営努力をしているという形がやはり大事。これはあくまで委員長としてではなく、僕個人的な意見として言わせてください。委員長としてではなくてね。はい、他に意見がありましたら、はい、後藤先生。

後藤委員（公認会計士）

今まで皆さん述べていますけれども、第3回の公立医療の資料を見ていると、やはりそのように初期診療、在宅診療を視野に重点において清川地区の家庭医としての住民の医療不安、医療相談に対応する。しかしながら人口は自然減等で赤字が多くなるとか、緒方町の施設がよくなっていますから、どんどん清川の患者が増えるということになりますと、廃止か民営化とかそういうふうに向かっているところでも良いような気が致します。今の段階では経営努力していくことで。そしてさらにこうやっても、受診者数が減っていくということであればあとで考えるということでも良いのではないですかね。

土生委員長（大野郡医師会長）

他にご意見は、はい、平岡委員さん、どうぞ。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

後藤さんに伺いますが、私は初めてなんです。三十何名もその外来患者がいるということは非常に有利な経営の形だということを知ったのですね。大分あたりでは16人ぐらいだと。

土生委員長（大野郡医師会長）

もちろん、新規開業から数年の話ですよ。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

いずれにしてももうちょっとレベルより多いのですね。それでですね、そういうことを踏まえてなお一層経営の節減に努めた場合にどこまで繰出額を減少させられそうにありますか。

土生委員長（大野郡医師会長）

答えられる。一応答弁してください。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

平岡委員の質問に対して的確にはおそらく答えられません。ただ私としてはできる限り誠実にお答えしたいと思います。まあ前回の説明の時に申し上げましたように、人的体制の組み換えということは可能だとして当然あると思いますので、ご理解。ただ一方で収入を増やさないことには経営は改善しないわけです。収入を増やすということはどういうことかと言うと、ある意味で、住民の負担が増すということにつながってきますし、また医療の方もそれなりのものをしなければ収入は増えないということもつながってきます。これは必ずしもプラス面だけでもないような気がしているわけです。われわれとしてはできる限りの程度、人件費と物件費をいかに抑えることになるだろうと思っております。そこらについては新市になればですね、どういう組織機構になるかはっきりしておりませんが、土生委員長もおっしゃっていましたように、おがた病院にせよ、清川診療所にせよ同時に経営努力を行政の一分野としてしっかり監視をしてできる限りのそういう節減を図っていくという努力はされるべきだとそういうふうと考えております。そういう組織機構にすべきだと。例えばおがた病院の経営形態と清川の経営形態が仮に違っててもですね、そこらは意識的に同じでも構わない。役割が確かに違います。違うからこそ清川診療所が存在しているわけですので、それであったとしてもそういう努力はすべきであろうというふうに思っております。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

もう一つ伺いますが、清川診療所には入院ベッドは何床あるんですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

一応ですね、無床診療所ですから、ちょっと一時的に寝かせるベッドはあるかも知れませんが、原則的に入院ベッドはないと。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

今、委員長がおっしゃる通り、私の方は入院ベッドはございません。ある時期に実は検討したことはございます。10か15ぐらいでどうか検討したことはございます。ただ問題はそうなるときの医師2名体制、もしくはそれに近い体制をとらない限り、ちょっと難しいということになったわけです。そうしますとそっちの方のリスクといいますが、完全に確保できるというリスクが大きくて、それはとることは致しませんでした。町部のおそらく診療所であると、そういう状態はあるだろうと。そうすれば診療が高くなればあるのかなという気が致しております。

平岡委員（大野郡自治会連合会長（三重町区長会長））

普通の病院の場合はですね、入院患者さんがある程度の収入財源になりますよね。そうすると清川診療所は30数名以前それだけになるわけですわね。そういうことは民営化してもですよ、それでその黒字になるような可能性がベッド数がゼロでなりまじょうか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島先生。

藤島委員（大野郡医師会理事）

まあそれは僕が先ほど言ったように、朝地の筑波先生とか大野町の児玉先生とか千歳の広瀬先生とかやはり同じように無床診療所で経営されていらっしゃるわけですが、もちろん外来数を把握しているわけではありませんが、それを裏付けて何倍も何十倍も外来が来ているわけではないと思いますので、相当変わらないのではないかなと思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

ちょっと良いですか、今、三重町ですね、医師会の中で有床診療所自体がかなり減っています。確かに今、平岡委員さんがおっしゃられるように、これは私が回答しますが、有床診療所ということは、確かにそういう経営面のバッファーにはなりません。しかしですね、原則的には義務はないですけど、確か医院の夜間当直というのは原則的に義務はないですよ。義務はないから本当は夜中に。違う、違う。看護師さんの当直義務はないんです。ないんだけど、現実的には今、看護師さんの当直をさせないと入院はおけないわけです。そうなったときにその今の非常にお年寄りが多い地区の非常に手のかかる患者さんは19床入院させて、それに伴うその公務員としてのその休暇体制を取ったとき、労働基準法にあわせるとですね、人件費の方が、これが一般診療所だとですね、多少の抜け道があるん

ですけれども、公務員だという立場で雇いますと、非常に厳しい人事管理を科せられますから、おそらく経営的に人権費の方が上回る可能性が高いんじゃないかと思います。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長が抜け道なんてことを言ったけれども、どの医療機関も法律にのっとってきちんと運営しておると思います。訂正してください。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、非常に苦しい中で一応遵守するようには、監視厳しいですから、うちも労務士が入ってちゃんと管理しております。訂正致します。はい、清川診療所のことに関して何か意見がありますか。

佐伯委員（大野郡5町2村村長会代表（大野町長））

佐伯です。今まで意見がだいぶ出されたんですが、私も同じでありまして、これまで地域の包括ケアということで頑張ってきました、まずは地域の方々、安心をして住めるということと、合わせまして政治的といいますか、そのやはり予防だとか相談だとかいうふうな包括的な部分というのがあれば、それによって医療費を抑えることができると、それから在宅のケア等でできれば、これがまた介護の納付金あるいは介護保険というものの抑制にもつながるとい効果もあるわけですので、一概に一般財源の方からいくばくか出ているのではないかと気がするけれども、その辺のところはそういった効果という点と地域の皆さん方が安心して暮らせるという点から見て、それは運営上で引き継ぐべきではなからうかというふうに私は思っております。今後については、やはり交付税等もこのままで推移するののかといえ、やはりそういう地域差というものが出てくるかもしれませんが、今後については検討をすることは出てくると、現状では推測できたというふうに考えられます。以上でございます。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、ありがとうございます。他にご意見は、はい、藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ある意味、将来の経営形態について僕は将来的には民営化というのを視野に入れてですね、僕ははっきり明文化した方が僕は良いのではないかなと思います。先ほど後藤さんも言いましたように、民営化しても構わないと、今のが維持できるならとおっしゃったと思うのですよね。それは正直なところなのでその通りと思うのですが、視野に入れているのだからね。とりあえずは清川診療所を直営ということで、将来的には、民営化とは公設か直営かしかないわけですから。もちろん民営化となれば完全か公設民営化という議論はありますが、将来的にはそういったことで民営化ということを含めて念頭においてですね、やるということが改革にならないという気がするので現状的には、現実的にはさっき話していた話と思うのですが、ただ最初だけ民営化を視野に入れて検討する、経過を視野に入れるとか、それを文章の中に入れないと僕はどうかと思うのです。もちろん結果としてはちょっと問題になったのは現実的にはそうなるだろうと、しかし最終的に入れるとすれば将来的には民営化ということ。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、ありがとうございます。皆さんに一応コンセンサス得るために確認しておきます。民営化という言葉を使ったときには、公設民営化もそれから貸与も譲渡も3つ含まれるということを前提の話をしてください。いいですか。民営化という言葉のときには、単なる譲渡ということではありません。公設民営化も民営化という概念で話をしてください。そこをちょっと統一していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

藤島委員（大野郡医師会理事）

佐賀関の例の時もそのとき実際、町は補助金を出すという形で要らないと、そういった補助金を出すことに関しても検討することは十分あるわけで、何だかんだただで貸す、ただであげるだけではなくて、それプラス補助金を出すということも法律的には何ら問題ないわけですから、そういったことも民営化の中に入っているわけですね。十分そういうことに議論してやはり民営化ということを広い意味で民営化ということでもいいと思うんです。完全民営化とかいうことではなくて、将来的な形としては、僕はぜひ検討すべきと思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

今、申し上げられたように民営化の中に規程はないけれど、補助金という制度は十分可能だと思います。それはこの前の表を見ていただければ分かりますけれど、民営化の中になると補助金がなくなるということは一概には言えないということも、一応共通の議論の土台として、皆さんご認識をいただきたいと思います。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

委員長、私ひと言。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、本当はいけないのですが、後藤課長、どうぞ。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

先ほどから言いまして、私は行政のこれを担当する一課長でございます。そこで藤島先生のご発言の中身でありました民営化のことについて、私の言ったというお話になっておりますので、そのことに関してもう一度正確に申し上げておきたいと思っております。行政のあらゆる分野が今まで行政がやっているのと同じであれば、必ずしもこうじゃなくても良いんでも構わないのではないのか。それは医療だけではなくてあらゆる分野にいえることという一般原則を私は申し上げましたので、ぜひそれにご理解いただきたいと思っております。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、確認しておきます。行政サービスが低下しないという条件なら、民営化も一応考慮の対象だということですね。だいぶ時間も下ってまいりましたが、もう少しやりますかね。しかし、検討資料が出せますか。おがたの病院について5つの形態に関して書いていることをひとつ前提のベースとしてですね、その中の3つを前提5つ、清川の診療所をもし仮にさっき言った3大系に分けたときに、民営が3つある。直営民営と公設民営と貸した場合が譲渡した場合、民営です。完全譲渡で良いですね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

国保直営の現状の中では、やはり今の中の反映できる改革として、それをぜひ入れていただかないと。今のままの経営形態でも国保直営のままのそういうことがこういうふうに変更できるのではないかと収支が改善するために。できたらそういったことも努力目標として入れていただいた方が僕は議論しやすいと、委員長、いかがですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

そうですね。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

委員長よろしいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、後藤課長さん。

後藤氏（清川村福祉保健課長）

私が先ほど発言をする機会をいただきまして、今、現状で私ども職員の中で検討している現状を申し上げました。何点かですね。そのことをベースにして記載させていただくということであれば、当然そういうことは入ると思っております。さらには公設民営や民営化の場合についてもできる限り私どもの分かる範囲で資料を提供させていただきたいと思っております。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、分かりました。じゃあそういうことでお願いします。はい、かなり時間が遅くなりましたが、一応公立おがた総合病院にまず入ります。よろしいですか。私は決めないといけないのですが、これはこのまま行くと、審議日程からいくと少しでも入りたいたいと思っておりますが、これを審議するともう12時を過ぎますが。

平岡委員（大野郡自治会連合会長（三重町区長会長））

宿題があるでしょう。あとに決めると、それを決めなきゃ新しいのに入っていきません。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、そうです。それじゃあ宿題の検討をします。先ほど第1回の審議にありましたが、町長さんのことですね、はい、もう先ほど私も言いましたが、もうこの文章で、この今日審議した根拠というのはですね、さっきも私が言いましたけれども、一応専門委員会に対する発言は撤回されておるといことですから、これ撤回していなければ本当は審議機能というのは本当に非常に問題なんですけれども、撤回されておるんで審議を進めました。しかし先ほど言われたように、まず委員会に対する陳謝がないと、そもそも私たちの意見としては、この会に出席していただいて説明いただくという申し入れに対して、私のミスイクでありましたけれども、「等」という言葉が入っていましたので誤解を招いたのかもしれないかもしれませんが、公文書という回答になったということ。それからですね、こちら辺は見解の相違であります、ここに本来的には陳謝と撤回だけであって良かったんですが、お願いという形が委員会に対する干渉という形に取るか、個人的な取り方の差があると思いますが、この3番目の専門委員会の方々には、病院のあり方とともに地域の方々や安心、安全に暮らすこと、健康が守られることの意味を十分に議論されるようお願いいたします。これは、委員会に対する意見、具申であるというふうにするかどうかということを含めて、最終検討したいと思ひます。これに対して、まず訂正を求めるとか、それから出席をお願いするかどうかということ。これを決めないと次回の審議が決められませんので、ご意見を伺いたいと思ひます。佐伯町長さん、良いですか。

佐伯委員（大野郡5町2村町村長会代表（大野町長））

その問題ですが、先ほど一人ひとり意見を伝えましたね、その時に、多くの委員の皆さんがもうこれで良いんじゃないかという意見が出ておりましたので、そのことはどうなるのですかね。ですからそのことについて皆さん、まずはお図りいただきたいというふうに思っております。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島先生。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それについては考え方だと思うのですが、僕は先ほど申した通り、これは多い少ないということではなくて、1人でもですね、これは違うんじゃないかという方がいらっしゃればですね、やはり僕はそうではないと思ひて、その辺を出席していただきたいという委員がいれば、僕はその意見を入れるべきだと思うし、これを民主主義だということの形にして議決を採って、賛成多数または全会一致、基本的にはこの会は全会一致ですよ、どうしても議論が分かれたときだけ議決を採るといことになっておるので、僕はそういう類の内容ではないと思ひるので、ある意味、専門委員会の存在の本質にかかわるような話であったわけですから、それについては1人の委員の方が反対するといことがもしあれば、それは、僕はその方の意見を尊重するようなのが僕の考えで、多い少ないと多数決がどうのこうのとい議論では僕自身はないと思ひます。

土生委員長（大野郡医師会長）

これは難しい問題なのですが、これひとつ問題点は、1回議決しているといことなのです。議決に対するその回答がこちらのお願ひしたこととずれたわけですから、だからこれは確かに考え方によっては、これを仮に議決するといことは、非常に皆さん一人ひとりの立場に影響すると思ひます。難しくなりますね。だから仮に今、藤島先生が言われたように、おれはこんなことを言われてプライドがとい、一生懸命やっているのにおれの努力は何なんだとい意見の方も確かにおられると思ひますから、これはその果たして本当に議決で良いのかどうかといのは非常に難しい問題で、そこら辺に何かご意見のある方は、どうですか。生野議長さん、まあそういう議決といことにはかなりいつもやられてるので、どうですかね。

土生委員長（大野郡医師会長）

生野さん、意見がないようです。

藤島委員（大野郡医師会理事）

先ほど委員長、いみじくもおっしゃっているように、前回の8月24日の専門委員会で議決したんです、結果的に、全会一致でなかったから。野田先生が反対なされたから、ここは会則にのっとってね。議決を採るとね。その中で出

席を願うということが3分の2を超えていましたでしょう。それでただいんなことを委員長も含めてその文章の内容等にその辺の齟齬があったということですから、それはやはり前回の議決を尊重し、場合によっては改めて等を消してその辺のところを追求してちゃんとして、僕はもう一度出席を願うというのが、僕は議論の考え方、進め方、解決のあり方としては正しいのではないかと思うわけで、先ほど言ったような形でそれが一つと、もうちょっとさっきも言ったように、多数決で決めるものではないのではないかということを書いたのです。議決で決まったわけですね、半分以上。それを尊重して委員長も不手際もあったというおわびもあったわけですが、そこはきちんとした形で文書ではなくて出席を願うという形で、ひとつの僕は文章を出しなおすべきではないかというふうに個人的には思っております。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、佐伯町長さん。

佐伯委員（大野郡5町2村村長会代表（大野町長））

藤島委員の意見は意見ですね。だけど先ほどまあこれでこういうふうな文章だということまで形が来たこと、これについてどうかということをお聞きです。そしたら皆さんが、もちろん何名かの方は意見が違ったのですが、私は多くがこれでもう良いのではなからうかという意見が多かったと思うので、ですからその辺のところを分かってですね、進めていただきたいというふうに思います。今から少数でもその意見を大事にしてということになれば、専門委員会、大変な運営になりますよ。1人でも2人でもそういう意見があれば、それを取り上げてやるということになると結論というのが出なくなります。ですから、そういう形で皆さんがどうかということで、委員長ぜひお分かりをいただき、この会を進めていただきたいというふうに私は思っております。

土生委員長（大野郡医師会長）

あのですね、これは本当に委員長としても困った問題ですが、この問題はですね、この委員会の存在そのものに関しては非常に重要な問題です。しかし委員長の立場としては、審議に関してこれでこの時期に来て委員の意見が割れるような状況になることも、私としては憂慮しております。

だからもしここで議決を採ってしまうという形を採ると、確かにさっきの雰囲気と言えば、数の多数決でいけばこれで良いのではないかという人も多いと思います。しかしこの問題はこの病院をどうするという問題ではなくて、前に一旦議決したことも私の不注意があったとはいえ、その全く違った回答が来たということに関して、それは一名でも反対が出たら、それはやっぱりもう一回再要求するという形になるのは確かに一理あると思います。で、もし皆さんが良いんだしたら、次回あります。次回の日にちはまだ決まっていますが、もう議決を採っても、皆さんが議決を採れというなら採りますが、そうでなければ私がもう一回等を外して、もう一回間違いでありましたということで、もう一回町長に文章を出すというのはどうですか。同じ文章を出します。等を外して。それであとはもう私はそこまでしか私の立場はできませんから。だから等を外して。議決は採っても良いですけども、本来的には一回要求したことを議決を採って中が割れるような問題ではないと僕は思いますがね。私が全体の進行を考えて議事をその中でこの撤回したということで、進行したということですね。こういう問題で議事の相違を進行を阻むような状態になってはいけないという私の考えも少しありますから、これに対しここを今の段階で、この委員会の中で議決という形で一回決めてそういうふうにならなかったことをもう一回議決と、私のミスはありますが、議決をもう一回採るとのこと自体を皆さんどう考えられるんですね。平岡委員さん、今、手を挙げられていましたね。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

この問題はですね、この委員会の存在の根幹をなすものです。だからその本人がですよ、その自分が経営責任者で作った病院が問題があって、それでこういう人が集まってこの深夜にわたって、私なんか眠たいけれども、我慢して議論をするわけです。だからですよ、大変すみませんと謝るのが当たり前でしょ。私は絶対謝るまではあれですよ、この審議を進行させることには断固反対をします。以上です。

土生委員長（大野郡医師会長）

私の立場で言えば、こんなこの問題が今、言われたようにこの会の議事進行に直接影響することが、個人的には好ましいことではないと思います。だから私はあまりこの委員会に対して、おがた病院の今後の審議に関してもあんまりそのマイナスになるような事態は、私は避けたいし、やはりみんなが共通した委員の気持ちで議事の進行をすることを私としては願うのですが、もちろん佐伯町長さん他みんなが決議を採れというのなら、私は委員長の立場ですから、

決議を採ることには反対はできませんけれども、そのたった1つのことがどういうふうに、そのみんなの気持ちの中に生きていくことを考えたら、私はここで一旦私はもう一回等を外して一応要求書を出すという形で皆さん妥協されませんか。できないということでしたら引き下げます。ただそれに対してどういう回答が来るか来ないかということは、私はもう責任は持てません。私はそのさっき言った私のミステイクであるその出席等の等を外してこれは謝ります。ちゃんと先方にも私の不注意で私その等に入っていることをケアレスミスで見落とししましたので、私の失策ですから。はい、佐伯委員。

佐伯委員（大野郡町村長会代表（大野町長））

この会は委員会ですからね、意見は意見としてありますよ、それは、これじゃあいかなと私はこれを認めてくださいという意見はあっても良いと思いますよ。だけど、こういう形で、公文書で来たがこれでどうかという意見は通さんとしたら、まあ何名か分かりませんが、これで良いと言った委員さんもだいぶおられるようですが、今、また新たにこれを違う形でやるということになれば、今までどうせ意見を述べてもこれで良いと言った方についてはどうなるかな。また今度新しくですね、そちらの方も意見はどうかということですね。

土生委員長（大野郡医師会長）

私が言ったのはそういうことではなくて、これが出席等という言葉がなくてですね、山中町長さんがこういう形で来られたら、これは結果しかないわけですよ。だけどそこに私のミスによる誤解があってそう解釈されたのなら、そういう形の方が穏便じゃないかということです。私がこれを全くもうその書いてですね、等という言葉が出席等によりの出席によりよろしく対応いただくよう申し入れますという文章が行って、山中町長さんがそれに対して応じませんという公文書で回答しますということであれば、それはそれなりの審議があったのですけれども、私にもミスがありましたということに私は提案したわけです。だからそのところが今後の審議に対する全体の流れから言えば、その私は別にここに何が何でもという意味ではありませんけれども、全体のみんなの流れからいくと、この確かに大事な問題で委員会の本質を問う問題ですから無視ができませんから、その審議の進行のないような形で運んでいく方が私は委員長として、私見ですよ、あくまで私見です。これは私の私見ですから決定ではありませんが、もう一回再請求してそれに対する山中町長さんの対応というのでもう良いのではと思うのですが、そのときは議決しても良いと思いますね。要するに例えば来られても構わないし、もし来られなくてまた公文書という回答になれば、それがもう1つは今さっきも言われたように公文書で良いということであればそういうことだけでいいですね。だからその方が議事進行に関しては僕は良いのではと思うのですよ。ただ、今言ったようにこれを例えば藤島先生の意見を多数決でねじ曲げてその意見を無視して進行しても、それが議事進行ということに関しては、それが必ずしも、みんなの気持ちが良いかどうかというところは、また別問題だと僕は思うのですが、どうですかね。一応これは私の個人的な意見として聞いてください。決定する気ではありません。はい、藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

まさにその通りだと僕は思うのだけれども、またもうちょっと先ほど平岡さんもおっしゃったように形式的にご回答していただいたその公文書には謝罪の文がないんじゃないかということとかですね、3番目の意見としてこういう形でお願いますと述べたのかもしれないけれど、それは干渉ではないかというふうな意見もあったわけですよ。やはり意見とはそれぞれの受け取り方、感じ方と思うのですよね。やはりどうしても文書だけだとなかなか真意が伝わらないということもあるわけで、フェイス・トゥ・フェイスで顔を会わせながら腹を割って話をした方が、ある意味誤解も解ける部分も多々あるだろうと思うし、僕自身はですね、そういった意味からもご出席願って直接お話を聞いた方がみんなもそれで誤解も解ける。または町長さんの誤解も解ける、また理解が深まっていくわけではないかと思うわけですから、そこのことです。やはり人間ですから顔を会わせてお話ししていただいた方がお互いのそういうわだかまりも解けて、誤解も解けて良いのではないかと僕自身は思っておるわけですから、決して、町長をお呼びしてですね、質問をするというようなことではないわけで、ただお聞きすると、お尋ねすると、その方が顔を会わせてご意見を賜る方が誤解も場合によっては解けるんじゃないかということをおっしゃっているのです。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい。

佐伯委員（大野郡町村長会代表（大野町長））

緒方の町長ここに来るなということではないのですよね。この問題ではもう撤回をしますという公印をついた文章

が来て、これでどうでしょうかということで、皆さん同感ですよ。その結果をまず確認をして、それで町長が来ているいろいろ話をされるのは、これはまあ良いだろう。ただまあこういう形で今、陳謝のためにどうかということでこの前も出されたのですが、その形が公文書で来たということですから、それについてどうかということで皆さんと協議して。一応これについてはまたその意味で来てもらうのかどうかということとはきちっとした形で決めなきゃいけないのではないかと。あんまり私はこれでどうですかね、もうそろそろどうでしょうかね。

土生委員長

藤島委員さん。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それは、佐伯さんおっしゃったように協議したわけですね、先ほどみんな意見を述べて審議したわけではないですから、協議したのです。みんなの意見を述べておる。審議と協議は違うわけですから、ただ、今、しているのは審議するような内容ではないかと言ったわけです。まあ僕が言ったように、お互いの誤解といってしまう僕にはやっぱりですね、直接来ていただいてお話しして素直にご議論に対して思いとか、またはそういったことをお話いただくと、また僕は良い方向に逆に行くのではないかと思っているわけである意味、佐伯さんもそういった形でそういった意味でいろんな問題があるのではないかと思ったと思うのですけれども、呼びつけて質問するということは全く考えていません。ある意味誤解を解いた方がこれから一番大事な審議に入っていくときに、協議に入っていくときに、やはりそれは誤解があるのならば解いていた方が僕は良い話し合いがこの委員会のできるのではないかと、先ほどから再三申し上げているわけですが、それは委員さんが賛成したから、反対したから、人数が多い少ないではないのではないかと、ということを理由の1つだと僕はご理解いただきたいと思えます。

土生委員長（大野郡医師会長）

私も再三この前から時間がないという非難されてまして、この問題で議論に時間が過ぎていくということは、僕もあまり賛成しないのですが、ただこれがわたかまりになってですね、議論に影響するというのも非常に心配しているわけです。だからこれ議決することは簡単ですよ。じゃあ議決をするかということをお皆さんに聞いて、議決を採るなら議決を採りますよといっただけで片付けてしまえば良いのですけれど、やはり僕は何か尾を引くような気がしますがね。それなら早くぱっと来ていただいて、ぱっと進めていって、もう残りの審議というのはそこまであるわけではないですからね、もうサッと。

後藤委員（公認会計士）

委員長に任せます。一任しましょうか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、今、一任という意見が出たけれど、ある意味委員長のその見落としというのがあったわけですから、後藤委員さんがおっしゃったように委員長に一任という言葉も出たわけで、僕は別に賛成ですわ。

土生委員長（大野郡医師会長）

町長さん、僕は結局みんなの意図をくんで等という言葉を出して、緒方町長さんにもう一回お願いをしてそれで来てくれるかどうかですよ。来いとまではそれは人間ですから公務の忙しい、暇のある人ではないから来ることは、はい、平岡委員さん。

平岡委員（大野郡自治会連合会長（三重町区長会長））

委員長に申し上げますけれども、町長にお願いをして来てもらうのではないんですよ。町長に弁解ではなくて釈明をしてもらうんですよ。そういう言葉をちゃんと。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、分かっています。お願いはしません。私はこの文書を再度提出してみることはお願いではなくてそれは議決の真意をもう一回町長に伝えるという意味です。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

それなら結構です。はい。あのですね、今はね、時間がない時なんですよ。その時にですよ、山中町長のような頭の切れる人がなぜこんな遅延問題を起こすのですかね。起こした以上は自分のまいた種ですから、みんなの前に来て釈明して、すみませんでしたと言えば良いじゃないですか。合併協で生野さんの質問に対して、すみませんでしたと釈明したのでしょうか。それならわれわれのところに来てその釈明はできないのですか。合併協のその長が集まったところでは釈明はできて、おれたちが作ったお前たちは下部の組織だから釈明なんかするかとこういうことにも感じられますよ。それで良いのですか。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ある意味、僕は平岡さんが誤解しているかどうか本当に分かりませんが、そういったところもひもとくためにも委員長に一任しますので、ぜひそういった形でいかがですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

一任と言われても困るんですが、一任されたからって頭を下げません。私はもうやることははっきりと言っておきます。あんな文章の中から等ということ省いて、もう一回町長に、もちろん等というのが入ったのは私の責任ですから、それを私が釈明します。その意をちゃんと伝えてもう一回町長に問います。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、責任を持って一字一句確認をして、2度目3度目はありませんよ。いいですか。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、分かりました。平岡委員さん、そういう形でよろしいですか。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

何かあの委員長にですね、せっかく一任したら、こういう結果になって、また時間が遅延、残念でこたえません。以上。答えです。

土生委員長（大野郡医師会長）

30分までもう少し審議しましょうか。心理的に。

三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））

今の件はもう一任でやるのが良いのではないかと思います。議論したらおそらくやはり分かるわけですね。やはりこれで良いのではないかと、いやいやここにお呼びしなさいという意見が分かるのはもう目に見えているわけで、一応大変な役ですけど、委員長に一応委任するということできまないと。議論はおそらく30分でも終らないと思いますね。

委員

異議なし。

三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））

それからやはりわれわれそれぞれみんな生きた人間ですので、そろそろですね、このような時間までやっぱり幾らなんでも仕事をするというのは、私は産業医もやっておりますし、予防医学の立場からですね、異常な事態です。皆さんの熱意は理解できるんですけども、こんなことはですね、私は予防医学をやっている人間としてはもう二度と許しません。個人的ですけども、健康を守る責任が私はありますので、終りたいと思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島先生。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

先に言わせてください。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、平岡委員さん。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

僕もここまでなれば我をはりません。委員長に一任致します。もう一回。しっかり頑張ってきてください。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、その視察の件も委員長に一任しますわ。

土生委員長（大野郡医師会長）

あのですね、視察の件はもし視察をするとすれば、今回の4の議題を検討してですね、どういう焦点で視察をするかという結論を出さないと、やはりただ視察をするというだけではやはり弱いと思いますので、視察の件はこのおがた病院の議題を審議してそれで視察が必要かどうかもう一回採りたいと思います。良いですか、それで。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ちょっと待ってください。先におがた病院をやって視察をする。

土生委員長（大野郡医師会長）

視察が必要かどうか決めたら良い。その中で。

藤島委員（大野郡医師会理事）

その4番の議題を話したら、1回や2回で終らないわけでしょう。3回でも。そしたらそれこそ視察が先送りになるわけで、並行してやったらいけないわけ。

土生委員長（大野郡医師会長）

並行ですよ。並行してやります。

藤島委員（大野郡医師会理事）

やり方について先ほど坪山先生がおっしゃった方法論、やるかやらないか、やるんだったらどういう形でやるのかということについてもまあ委員長に一任しますから、委員長大体考えてまとめてやってくださいよ。その代わり一字一句確認してその辺も二度とこういうことがないように、先ほど平岡さんもおっしゃったようにそれはそれだけ委員長の責任が重たいわけですから、お願いしたいと思います。

土生委員長（大野郡医師会長）

私もこの会議が終わったら、1週間ぐらいゆっくり休みたいです。でも確かに本当は私も進行上入りたかったんですけども、6時間近い審議をしております。今日は3つ目で終わりましたが、本当は予定通りいかないんですけども、皆さんがよろしければとりあえず今日はここで。視察の件は一任されたら困る。だから検討の中で必要が生じたら、みんなにもう一回問いますよと。次の病院問題でね。例えばその視察に行くってただ行ってみても。はい、どうぞ、藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、視察の中には先ほど石川委員がおっしゃったように、現状のおがた病院や清川診療所も含まれているわけですよ。それをおがた病院の話の中でするといというのは、僕は理解できないわけで。まず最初から入り口の話は石川さんはなされたわけですから、そこは、それは尊重すべきでそれを先で良いというのは僕は理解できません。なんでそれが先じゃないといけないのですか。僕は全く理解できない。

土生委員長（大野郡医師会長）

訂正します。4番の審議と並行審議です。4番が終わってからではなくて並行な審議です。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それについては今言ったようにやるかやらないか。やるならどういう形がいいのかということもある程度委員長さんの意見を出してください、次回は。

土生委員長（大野郡医師会長）

さっき言ったように本当に視察をするかしないかという問題になった場合に、1人でも視察が必要だと言った場合に、それはその要らないという理由をちゃんと述べないと僕は言いましたよね。だから私は委員長の立場で私の個人的な見解をしても絶対、例えば1人でも2人でも視察を絶対しないといけないと言った人に、視察をするななんていう根拠はないわけです。だけど私がただ言ったのは、視察をするということはやはり非常に手間をとることだし、この会議の運営上ある程度非常に大事なことです。視察をするんならどういう点を視察をしたいかということをややはりちゃんと出さないと、私も視察オッケーと簡単に、視察行きましょうとか視察やめましょうと私の一存で決まることではないので、それは審議の中に入れてほしいということで一任を受けます。だから最終的に私の一存で決めるというふうに視察の件は誤解をしないでほしい。この中で視察の件はこの問題と一緒に取り扱いたいという意味です。

藤島委員（大野郡医師会理事）

はい、分かりました。ならばおがた病院とその清川診療所を含めた視察ということで、審議の中で協議してやるかやらないか。

土生委員長

確かにその東京都とか横浜の病院のことは非常に現地の視察ということは非常に重要視しています。だからそういう意味では視察をしなくていいということはなかなか難しいと思います。だけど並行審議で私がするとかしないとか単純に決めるのは無理で、やはりみんなの意見だと思います。

藤島委員（大野郡医師会理事）

ならば大野の町長さんの言う都合が悪いよという話をするわけですよね。その中である程度意見が出た時点でまたやるか途中でやるかそういったことも必ず委員長の方が売り込んでいただいて。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、売り込みます。野田先生と竹下先生、もし万が一、これはちょっと委員として視察をするということになればご協力をいただけますかね。

野田委員（公立おがた総合病院長）

もちろんします。しますけれども、研修とか視察とかいうのは私が自治体病院協議会とかあるいは国保の直診とかいろいろ行きます。非常に難しいですね。何を見るのかほとんど分からないのです。ほとんど分からない。ただですね、薬の宅配というのをやりました。うちの病院は、これは私が北海道のある病院に行って視察に行って、ぶ厚い資料の中から拾い出したものです。ですが中身は宝石みたいなのがちょろっと入っていました。2時間、3時間でそこにばーと行ったときに、何が見られるかという非常に難しい問題です。ましてこのおがた病院に対して議題が6つありますね。これを視察で見たときに何が分かるんだろうか。どういう視察をして、われわれはどういう説明をすれば、どういう出方をすれば分かるのだろうかという気がします。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、藤島委員。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それはある意味先ほど委員長や野田先生がおっしゃった通りですから、ポイントを絞って僕らはこういうことを行って見せていただきたい、こういうことをまたお話しいただきたいとかある程度ポイントを絞って質問状じゃないけれど、前もって視察に行くところにはそういうのを出しておいた方がお互いのためですよ。向こうも説明もしやすい、時間も取らない。こっちも勉強したことを、的を絞って聞けることでそういったことは非常に良いです。

土生委員長（大野郡医師会長）

私の真意はですね、これだけの時間を仮に割いて行くとしたら、行った際、わあ立派だね、きれいだねとおしまいになるのでは視察にならないです。だから視察に行くのなら、例えばそれをおがた病院と清川診療所の場合は違うと思うのですね。何を視察するかね。例えばの話が、会計上を見ると清川診療所の場合は、規模が小さい分だけその会計の質問とか限られてくるわけですね。だからそれに行くのなら、その問題の中で並行討議をしてこの部分で視察をしたいということをちゃんと伝えないとまずいと思うのです。そういう意味で私の一存で行くとか行かないとか単純に決められる問題ではないので、もう次回の審議の中で並行してやらなきゃしょうがないということを私は言いたかった。ただ私が言うのは簡単ですよ。はい行きましょね、何々さんはどこに行きましょねと、帰ってきた結果、すごかったね、きれいだったね、小さかったねとか、そんな話でちょっと視察にはなりませんので、そこんところをちょっと慎重に次、盛り込みながらやります。はい。

後藤委員（公認会計士）

視察も大切だと思うんですけどもね、今、収支計画が出されました。収支計画についてどれだけ保証されるかということが次の問題の一般会計の問題でもあり、人件費の問題であり、推計が保証されるならば、ある程度おがた病院が借金を返せるということが出てくるわけですよ、それが非常に重要であってそれを論議すること、それが今その段階に来ていると思うのです。収支計画これほど何回かずっとやっている。今、ある程度出さないといけない時期に来ていると思うのです。だから収支計画についてはある程度保証されるということができればそのまま合併につながるだろうし、病院問題について合併につながるということですね。

土生委員長（大野郡医師会長）

今、いみじくも後藤先生が言われたように収支計画の結果がやっぱり経営形態の判断の大きな材料になると思いますし、経営形態の根幹を成すものが何なのかということも今、審議をされてきていると思います。だから問題は、どこが問題なのかということは、いまひとつまだちょっと出てきていないと思うんですけどね。なかなかこの今言った独立行政法人にしたって、それからいわゆる公営企業法でただ万能の鏡ではないわけですね。それは野田先生も言われていましたけれどもね。だからこの中でみんなが一番その経営の現状というものを踏まえて、しかしこれはなかなか難しいところでもありますね。経営がその本当に仮に監査をしたからっていつて正確であるとかですね、それからそこら辺の問題ってというのはどこかで線を引かないと、半年、何カ月もかけて監査をしてその結果を待つというわけにはいかないで、経営の収支というのはある程度信じて結論を出して、それを前提に議論していかないといけないし、やはり委員会の目的というのは例えば経営形態というのが合併と同時にできれば良いのですけれどもね、合併と同時にできるかできないかとかそういう問題も出てきますし、その根幹のベースとなるものか確か先生もおっしゃられた通り収支計画ですけども、収支計画に関してはかなりの部分がもう議論され尽くしてきているんで。

後藤委員（公認会計士）

だから議論でなくて、保証するという問題、それが確実にできるかどうか。

土生委員長（大野郡医師会長）

それはね、公然と議論するとまたそれはすごい議論になると思いますよ。はい、藤島先生。

藤島委員（大野郡医師会理事）

それは僕自身はもうおがた病院から出された資料を僕は正直に審議しています。ただそれに関して自分なりの考え、自分なりの分析を踏まえて意見を述べようとは思っています。ただそういう結果に関しては三角委員がおっしゃったように将来はわけ分からんというのが三角副委員長のご意見です。僕自身もそう思います。ただそれは良い方にわけ分からんのか、悪い方にわけ分からんのか、それもいろいろと考え方が分かれるわけですけども、まあそれについて次回にこの6点についてですよ、そうしたことをみんなで議論し、意見を出し合って、どうしたら良い方向に行くのかということで、結束を図れば良いのではないかなと思うのですけれども、実際に監査能力でもないわけですから、僕は正直言っておがた病院が出された数字を信じています。ただその信じている数字というのが町長等が秘密だといったそうですけども、ちょっとどうかなと思うところが正直なところですが、僕は個人的にこれを正直に信じている。

土生委員長（大野郡医師会長）

これは委員長としても言います。これはですね、将来の推計のことは確かに誰にも分からないことですけども、

今まで出てきた数字はおがた病院が出してきている数字を信頼しないと議論になりませんから、これはおがた病院が出してきてくれた数字を一応前提に話をしないともう話が進みませんので、それを前提に話をします。

後藤委員（公認会計士）

だからね、私が言いたいのは信頼する資料をね、それに対するのをどういうふうにするかを決めていくわけですから、収支計画についても将来はわからないわけで、それは保証されるように、特に人件費の問題についてはいろんなやり方もあるんです。

土生委員長（大野郡医師会長）

おっしゃる通りですね。これは私たちには非常に今からおがた病院に関してはですね、この経営方針からですね将来の推計にわたって非常に厳しい議論になるわけです。はっきり言うと、ここにも書いてありますけれども、いろんな方面に切り込んで議論はしないとイケないと思います。だからいつまでたってもその出た数字を誰かに保障の。

そうですね、だから出発点としても今出た数字を信頼しないと議論になりませんから、それを信頼して今後、人件費を含めてすべての収支に関しての検討は必要だと思います。それをやらないとそのどういう経営形態が現時点で一番選択として、どういう経営形態を採ってもこれがベストでこれ以外のものはないという結果はありませんから、そういう形態の上にその経営する人のセンスとそれから努力とその人の才覚によって効率が変わってくるわけですから、それを前提に話をしなくてはイケないと思はれますけれどもね。はい、もう特に今日言っておかないとイケない議論がなければ、さっき三角先生から産業医としてこれ以上の議論は認めないという意見がありましたので、一応何かあれば、平岡委員さん。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

ちょっと委員さんをお願いをして良いでしょうか。あのですね、佐賀関町立病院民営化の問題のこの冊子の27ページ以降にですね、県立病院が取り上げようとしている全適の波及効果とその必要性が書かれているんですよ。だから私はこの次の問題の協議の中でそのところをちょっと坪山先生にもお伺いしたいこともあるので、皆さんにこの次にこの本を必ずご持参願いたいというお願いであります。佐賀関の民営化問題という前の時の資料ですね。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、じゃあ、遅くなりましたので、次回の予定をお伺いしたいと思います。資料的には今言った書類のコピーとそれから後藤課長さんの話だと合併協と話して極力早めに資料を出すということで、清川診療所のさっき言った民営化と直営の話なんですね。資料的にはそのくらいですか。これは町長に聞いてみないと分からないかもしれないけれども、とりあえず私に対する質問に関するご回答は、一応金曜日の午後には回答がいただけるそうです。それをすぐ合併協の方が私のところに持って来るかですね、という見です。次回開催予定日。町長が来ていただけるんなら。

藤島委員（大野郡医師会理事）

だから合併協議会は日曜日にやるわけでしょ。次回は。

土生委員長（大野郡医師会長）

そうなんですか。知らなかった。どうですかその議会、17日って言いよったかな、この前。9日からとして、大野町が10日からいつまでですかね。議会は長引きそうですか。それと委員さんがちょっと2人帰られているから。このままの意見ですと議会が終わった後。緒方はいつ。13日。ちょっと聞いて確認をして。議会中で良いですか。緒方の議会が21日まで、24日までという。

藤島委員（大野郡医師会理事）

だけど21日に町村長連絡会、22日に第24回協議会をやるわけでしょ。次回開催するわけでしょ。緒方町で。三重と大野町は終わっている。逆に夕方だったら21日、22日は必ず町村に出席するはずでしょうからそれじゃ駄目ですか。その夜は、21日は町村長連絡会予定、22日は第24回協議会予定だけど、ここだと大体場所は山中さんも出席なさるでしょ。

土生委員長（大野郡医師会長）

今日、委員さんが2人欠席されているので、できればちょっと2日間ぐらい候補を取っとして、その委員さんの一

番出席というまあ1人は欠けるんですけども、今の話ですと14、15ですけど、悪い。14は、とりあえず前に戻って13日。

藤島委員（大野郡医師会理事）

資料はそろうわけ。それまで。委員長。

土生委員長（大野郡医師会長）

13日だといったら月曜日だわ。今日は8日だよな。

藤島委員（大野郡医師会理事）

すぐ来週だよ。資料はそろうわけ。4日で、あと木、金しかないんだぜ。あと2日しかないんだぜ。月曜日に資料できる。

土生委員長（大野郡医師会長）

月曜日にはできないね。じゃあ16日。

藤島委員（大野郡医師会理事）委員

16日駄目。

土生委員長（大野郡医師会長）

17日。

藤島委員（大野郡医師会理事）

平岡さんはあんまりタイトだと倒れると言いおったから、来週で良いわけですか。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

本当に胃が痛むのですよ。だけどそれはもう私事ですから。

土生委員長（大野郡医師会長）

では17日。

藤島委員（大野郡医師会理事）

委員長、21日なんかは町村長連絡会があるから、それが終わった後では駄目なんかい。

土生委員長（大野郡医師会長）

いつ。

藤島委員（大野郡医師会理事）

21日は町村長連絡会がある。次の日は協議会。皆さんの予定は、昼間は空いている。

土生委員長（大野郡医師会長）

これで僕らが日を決めても、町長が来れるかどうかは別問題だよな。

藤島委員（大野郡医師会理事）

21、22はいるって、だって今、町村長連絡会と協議会があるから、昼間は出てるから。1時半からでしょう。前回の協議会で言っていたわ。8月19日現在、古いのかな。いつあるのか、今回予定表を付けていないからな。今回資料に予定表付けてねえんだよな。これが。

土生委員長（大野郡医師会長）

他の委員さんの意見で2日ぐらい使って、それだと町長さんがね、もし素直にちゃんと来ていただければ、来てく

れるような調整とかあるから、候補が1つだけだとやはり難しいんじゃないかな。13日ももちろん入れても良いですよ。皆さんが良いと言えばね。はい。

三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））

まあ日程の調整は非常に難しい状態ですのでね、何とか2つの選択をしていただくという方向でお願いをするような方向に変えるというのはどうでしょうね、基本的にですね、こういう公文書を頂いているわけで、しかしこれに納得できないと。

藤島委員（大野郡医師会理事）

その話は済んだ話でしょ。

三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））

済んだ話なんですけれども、日程調整の問題もありますし、そういうことを考えれば、さらにですね、この文書に納得できない人とできる人がおられたと。

藤島委員（大野郡医師会理事）

済んだ話でしょ。

三角副委員長（大分大学医学部教授（県地域医療計画策定協議会副会長））

済んだ話ですけども、調整を、今するのにな。

藤島委員（大野郡医師会理事）

済んだ話を蒸し返したら、何にも先に進まないでしょう。

土生委員長（大野郡医師会長）

ごめんなさい。山中町長さんが来れる、来れないというのは対象外で、今はみんなが来れるか、どうかという話ですから、それを決めないとね。だから町長さんで2つぐらい日を作っておいてどっちかお願いできませんかという形で言うしかないと思うのですよ。もう今回が駄目やから次集まって審議できないから、ここで何日が決めておいて、町長さんの来れる日というのを前提でもう話をするしかないし、委員さんも2人いないから全員出席の確認が取れないから、でもこれからの審議で全委員出席で持っていけないと僕はまずいのではないかと思います。だからできれば全員出席が良いのですよ。やっぱり欠けない方が良いです。今から一番議論に入って。

藤島委員（大野郡医師会理事）

緒方は議会が24まででしょ。

土生委員長（大野郡医師会長）

夜だったら別に議会中でも何とかなるから頑張って来ていただければご迷惑はかけるけれども、最終日打ち上げがあるの。最終日は17日。18日は土曜日、まあ良いや僕はキャンセルするわ。理事長キャンセルしたからもう、キャンセルできない用事ですか。

平岡委員（大野郡自治連合会長（三重町区長会長））

17、18日は研修旅行に行きます。

土生委員長（大野郡医師会長）

19日は困るなあ。19日は僕、無理だわ。でも皆さんも連休、ちょっと勇気を出して。19日日曜日。じゃあ20、帰ってきていますかね、坪山先生。

坪山委員（大分県立三重病院長）

20か19に帰る。

土生委員長（大野郡医師会長）

じゃあ、20日。はい、20日決定。21。

森委員（大野郡5町2村商工会代表（朝地町商工会長））

21から28まで私は全部駄目です。20日までなら良いです。

土生委員長（大野郡医師会長）

17日候補に挙げよう。17と20日。

藤島委員（大野郡医師会理事）

23は。

土生委員長（大野郡医師会長）

28日まで駄目って森委員さんが言いよるからね。

藤島委員（大野郡医師会理事）

じゃあ、17日と20日しかないのですね。

土生委員長（大野郡医師会長）

20日ね、2日は取れません。候補は2日。本当は、候補は2つぐらいある方が良いんだけど。

藤島委員（大野郡医師会理事）

28日は森さん帰って来られる。

森委員（大野郡5町2村商工会代表（朝地町商工会長））

28日まで駄目です。夜も駄目です

藤島委員（大野郡医師会理事）

29日と30日。

土生委員長（大野郡医師会長）

20日に合わせよう。僕は出てこれなかったら、そのときはみんなも欠席よ。

土生委員長（大野郡医師会長）

じゃあ、まあ20日かね、候補だけね。もう一回聞きます。29、30これはもうちょっと蛇足ですけども、29、30の都合。じゃあ20日と29日でできれば早い方に来ていただくという形で良いですか。はい。30は駄目って言いよん。よろしいでしょうか。

委員

はい。

土生委員長（大野郡医師会長）

はい、実に6時間にわたる審議どうもありがとうございました。多分皆さん夕食も食べられていないけど、低血糖を起こされる方もおられなかったのが本当にあれですけど、傍聴の方も別に私が言っただけじゃないのだけれどお疲れさまでした。

土生委員長（大野郡医師会長）

そうですね、休みの日ですから時間はちょっと、町長さんと少し、敬老の日ですから少し打診をして、ちょっと、できます。夕方ということでもよろしいですか。あの一応夕方ということにしておきます。時間調整をします。できるだけ早い時間に皆さんに通达します。そうしないと休日が丸々つぶさせることになりますので、できるだけ早い時間

に時間調整をして。はい、どうも長時間の審議ありがとうございました。

委員長

議事録署名人

大野郡医師会理事

公認会計士